

「知的財産推進計画2011」フォローアップ

参考資料2

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題						
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定								
1. 國際標準化のステージアップ戦略																		
「知財計画2011」本文記載の施策																		
1	策定された國際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的に確認する。(短期・中期)	内閣官房	国際標準化戦略タスクフォースにおいて、各特定戦略分野における国際標準化戦略の実行状況のフォローアップを実施。	各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向けて、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。			引き続き、各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野の国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。		※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
内閣府			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
総務省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
文部科学省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
厚生労働省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
経済産業省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
国土交通省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
環境省			・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
2		7分野における国際標準化戦略の実行	内閣府	・国際標準化戦略の実行に当たり、国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。			・引き続き、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・左記の実施状況を踏まえ、国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。 ・高度の専門的な知識・経験を有する職員の育成・活用のための方策を実行。		※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
総務省			・国際標準化戦略の実行に当たり、国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
文部科学省			・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
厚生労働省			・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
経済産業省			・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
国土交通省			・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
環境省			・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
外務省			在外公館を通じて、国際標準化に関する我が国技術の情報発信や人的関係の構築を支援。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
3	新たな国際標準化特定戦略分野の選定	内閣官房	新たな国際標準化特定戦略分野の選定を検討した上で、新たな戦略を策定し、実行する。(短期・中期)	・我が国の情勢にかんがみつつ、新たな特定戦略分野の選定の適否及び追加すべき分野を検討し、結論を得る。 ・新たな特定戦略分野を選定する場合には、当該分野の国際標準化戦略を策定。			新たな特定戦略分野の国際標準化活動の自律的展開に向け、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。		※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ									
4	国際標準化活動への支援			標準化活動への参画を促進するための財政的支援に係る検討を実施。					標準化活動への参画を促進するための財政的支援に係る検討を実施し、2012年度予算案へ反映した。		○	2012年度は、検討結果に基づき、支援の質を高めるように施策を実施することが必要である。						
経済産業省	国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。(短期・中期)	諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて、国際的な標準化機関の会合へ専門家を派遣。			ITU(国際電気通信連合)、ETSI(欧洲電気通信標準化機構)はじめとした標準化関係会議への参加のため、民間企業を含む関係機関の専門家に対して日本代表としての参り発令を行った。また、重点分野を中心とした動向調査を通じて国際会議へ専門家を参加させた。		2012年度以降においても同様の取組を継続する。			○		2012年度は、実施状況を踏まえながら、支援の質を高めるように施策を実施することが必要である。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
5	国際標準化活動への支援	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)	経済産業省 総務省	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化活動への参画に向けた支援の在り方について検討し、可能なものから実施。	当該結論に基づき実施するとともに、必要に応じて施策の見直しを実施。				・国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動へ参画支援を行った。 ・研究開発を実施あるいは支援する上で、研究計画及び評価において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込むよう、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と検討を進め、具体化を図った。	フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画支援をさらに進めるとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構との検討を早急に進め、具体化を図ること。	○	2012年度は、検討結果に基づいた支援を行うことが必要である。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構との検討を早急に進め、具体化を図ることが必要である。
				・「ICT国際標準化推進会議」において、フォーラムやデジタル機関で標準化が検討される技術規格を、国が支援する規格とするか検討。 ・フォーラム標準を含む国際標準化活動に対する国の支援の在り方について検討し、結論を得、可能なものから実施。	結論に基づきフォーラム標準を含む国際標準化活動の支援を実施。				・情報通信審議会において、情報通信技術分野の標準化活動における国の支援の在り方について検討を行い、重点分野を選定した上、官民の標準化活動関係者による目的、情報、戦略を共有する場の設置支援や標準化会合の日本招致の必要性について中間答申を得た。 ・中間答申を踏まえ、官民の標準化活動関係者による情報共有の場の提供を支援するとともに、官民連携の上、ユースケースや要求要件を整理し、日本寄書作成に向けた調整を実施した。	・情報通信審議会において国の支援の在り方について、検討を行い、2012年夏頃に最終答申を得る。 ・中間答申を踏まえた国際会議の日本開催に向け、次年度以降、同様の取組を継続する。	○	2012年度は、情報通信審議会の最終答申も踏まえながら、支援を行うことが必要である。
6	国際的な標準化機関の会合の誘致	国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期・中期)	経済産業省 総務省	関係企業、標準化団体と連携し、IEC総会をはじめとする標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、標準化機関の重要会合を日本へ誘致。				関係企業、標準化団体と連携して取り組んだ結果、2011年IEC(国際電気標準会議)総会において、2014年IEC総会の東京招致が正式に承認された。	2014年IEC(国際電気標準会議)総会の開催に向け、着実に準備を行う。	○	2012年度は、IEC(国際電気標準会議)総会に向け着実に準備を進めるとともに、実施状況を踏まえながら、標準化機関の重要会合を日本に誘致するための活動を継続することが必要である。
				我が国の関係企業、標準化団体と連携し、ITUやW3C、IEEEをはじめとする情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。				ITU(国際電気通信連合)のデジタルサイネージワークショップ、W3C(World Wide Web Consortium)の日本イベント、IEEE(米国電気電子学会)の会合を日本で開催した。	適切なタイミングを計り、国際標準化会合、ワークショップの日本開催を進めて行く。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。
7	国際標準化に関する情報収集	諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)	経済産業省 総務省	産業界の要望を踏まえつつ、既存の二国間及び多国間のフレームワークの活用により、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。	産業界の要望の変化も踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。				産業界の要望を踏まえつつ、日欧や日中韓をはじめとしたフレームワークの活用により、諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供した。	情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供する。	○	2012年度は、産業界の要望の変化も踏まえながら、情報収集・提供を行なうことが必要である。
				国際会議への参加や諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて得られた情報を、審議会や民間の標準化活動の場を通じて関係者に適切に提供。	左記の実施状況を踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。				重点分野に関する諸外国や標準化の動向調査を行い、情報通信審議会や分野別の標準化活動関係者が集まる官民検討の場において、情報共有を図った。	動向調査を行うとともに、審議会をはじめとした官民検討の場において、情報共有を図る。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、情報収集・提供を行なうことが必要である。
			国土交通省	中国、韓国との「北東アジア標準協力フォーラム」や、欧州との情報交換会に参加し、我が国からの提案を行うとともに、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集。また、「水分野国際標準化戦略委員会」の場を継続的に活用し、これらの情報を官民の関係機関に提供。	諸外国の情勢変化も踏まえ、我が国からの提案や情報収集を行うとともに、これらの情報を官民の関係機関に提供。				・「北東アジア標準協力フォーラム」において、都市の再生水利用に関し、安全管理をはじめとした規格の必要性の議論を通じて、中国・韓国と国際標準化活動の認識を確認した。 ・これらの情報を含め、政府の対応方針や国際標準化の動きについて、2012年2月23日に開催した「水分野国際標準化戦略委員会下水道部会」において、情報提供、意見交換を実施した。	・2012年7月の下水道展において開催予定のISOワークショップや「北東アジア標準協力フォーラム」を通じて、我が国からの提案や情報収集活動を継続する。 ・「水分野国際標準化戦略委員会」を継続的に開催する。	○	2012年度は、諸外国の情勢変化も踏まえながら、情報収集・提供を行なうことが必要である。
			外務省	在外公館を通じて、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集を支援。	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報収集を支援。				関係府省と連携しつつ、特定戦略分野を含め、国際展開や諸外国の国際標準化活動に関する情報提供を行なった。	関係府省と連携しつつ、在外公館を通じた支援を行う。	○	2012年度は、諸外国の情勢変化も踏まえながら、在外公館を通じた支援を行なうことが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
8	国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。 (短期・中期)	総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、研究計画及び評価において、国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。	引き続き、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。				研究開発の提案要領において、標準化活動への貢献や目標設定を求めており、当初から国際標準化を視野に入れた取組を実施した。	左記の取組を実施する。	△	2012年度は、認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む必要がある。
									国際標準化・認証に向け、検討の必要性が生じた際に速やかに対応できるよう、研究開発の進行状況について不断の検証を行ったが、現時点において、国際標準化・認証につながる見通しのある研究開発案件は存在しなかった。また、研究計画及び評価における基準策定に係る事項の盛り込みについて、十分検討を行った。	国際標準化・認証に向け、検討の必要性が生じた際に速やかに対応できるよう、研究開発の進行状況について不断の検証を行う。	△	2012年度は、研究開発の進行状況を検証するだけでなく、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込むことが必要である。
									厚生労働科学研究費補助金を用いた研究開発の公募要項において、研究内容に応じ、必要な場合に国際標準化・認証を視野に入れることを盛り込んだ。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
									研究開発を実施する上で、内容に応じて、研究計画及び評価に国際標準化・認証に向けた事項を盛り込んだ。	左記の取組を促進する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
									国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究計画において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込み、研究開発の進行状況を踏まえながら、不断の検証を行った。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
									競争的資金における研究開発の公募要項において、研究内容に応じ、必要な場合に国際標準化・認証を視野に入れることを盛り込んだ。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
9	情報提供・啓発の実施	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。 (短期・中期)	総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	公的研究機関や大学をはじめとする研究開発の現場でこれに携わる者に対して、研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、必要な情報提供、啓発を行うための方策について検討し、結論を得る。					通信機器に係る我が国及び各国の基準認証制度について、研究開発や標準化の関係者にも積極的に範囲を広げて情報の共有・啓発を行うべく検討した。	2011年度の検討結果を踏まえ、通信機器に係る我が国及び各国の基準認証制度に関する情報提供・啓発に向けた研修会を継続的に開催する。	○	2012年度は、検討結果を踏まえ、研究開発や標準化の関係者に対し、積極的に情報提供を行うとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
									研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、研究者に対して情報提供・啓発を行う機会について検証した。	情報提供・啓発の機会を検証する。	△	2012年度は、情報提供・啓発を行う機会を検証するだけでなく、その方策について結論を得た上、他の担当府省の先行事例も参考にしつつ、研究者に対する情報提供・啓発を実施することが必要である。
									研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すことができるよう、厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、情報提供サイトを紹介した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
									独立行政法人産業技術総合研究所において、情報提供やセミナー・シンポジウムをはじめとした必要な取組を実施した。また、「イノベーション・ジャパン2011」において講演会「技術を価値につなげるステージアップ戦略」を開催した。	標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
									国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究開発段階で公的研究機関をはじめとした研究現場でこれに携わる者と連携して国際標準化・認証に向けた検討を行うことを通じ、情報提供・啓発を実施した。	左記の取組を継続するとともに、今後も国際基準化・標準化・認証を見通すための方策について、不斷に検証していく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
									幅広い公募を行う競争的研究資金に係る研究開発において、研究開始後に国際標準化の可能性が判明したケースについては、環境省・プログラムオフィサー・評価委員から、研究者に対し標準化に向けた取組を推奨した。	左記の取組を継続していく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~ 2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
10	認証機関の能力向上	<p>国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技術への対応能力を向上させる。(短期・中期)</p>	<p>・国が実施し、あるいは支援する研究開発について、認証の必要性を検討した上で、認証機関の研究開発体制への参画を促進。</p> <p>・国際標準化活動に際し、認証における当該国際標準の活用が見込まれる場合には、認証機関の参画に資する支援を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画の促進し、認証機関の参画に資する支援を実施。</p>					<p>認証につながる可能性のある案件が出てきた際に速やかに対応を行えるよう、研究開発の進行状況を不斷に検証した。</p> <p>認証につながる可能性のある案件が出てきた際に速やかに対応を行えるよう、研究開発の進行状況を不斷に検証した。</p> <p>厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、知的財産推進計画2011を踏まえ、研究の内容に応じて、必要な場合には認証機関の参画を促す旨を記載した。</p> <p>・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、認証機関が研究開発に参画した。</p> <p>・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の認証の必要性が認められる研究開発において、研究開発側と認証機関側のニーズを踏まえて認証機関の参画を促進し、認証機関の能力向上を図る。</p> <p>自動車分野において、国際基準に基づく自動車の審査業務の在り方について、審査機関とともに検討を行った。</p> <p>将来的な認証の可能性を見据えつつ、可能性のある分野を不斷に検証した。</p>	<p>認証につながるものがある場合には、対応していく。</p> <p>研究開発の進行状況を検証する。</p> <p>左記の取組を継続する。</p> <p>取組を進め、審査機関における国際基準への対応能力を向上させていく。</p> <p>左記の取組を継続する。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>2012年度は、認証の必要性の検討結果を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。</p> <p>2012年度は、検証を進めた上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。</p> <p>2012年度は、認証の必要性の検討を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。</p> <p>2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、再生可能エネルギーをはじめとした新規分野にも、同様の取組を広げられるように、積極的な施策の実施が必要である。</p> <p>2012年度は、認証の必要性を検討した上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。</p> <p>2012年度は、検証を進めた上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。</p>

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~ 2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
11	認証業務の立上げに向けた公的研究機関による認証業務の支援	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向け、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。 (短期・中期)	総務省	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向け、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずることを記載した。	引き続き、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施。				独立行政法人情報通信研究機構による事業において、無線機器の試験方法や測定の正確性を確保する技術の高度化をはじめとした認証業務の立上げ促進に向けた研究開発を実施した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めることが必要である。
			文部科学省						適切な案件は今のところ無いが、認証業務の立ち上げの可能性が出てきた際に速やかに対応を行えるよう、研究開発の進行状況を不斷に検証した。	研究開発の進行状況を検証する。	○	2012年度は、研究開発の早期段階から、民間による認証業務の立上げに向けた対応をできるように、研究開発の検証を不斷に進めるとともに、施策の実施に当たっては、速やかに対応することが必要である。
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、知的財産推進計画2011を踏まえ、研究の内容に応じて、必要な場合には公的研究機関による認証業務の支援を講ずることを記載した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、研究開発の進展も踏まえながら、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施することが必要である。
			経済産業省						・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、当該技術に知見を有する独立行政法人産業技術総合研究所が参画し、認証機関と共同で研究開発を実施した。 ・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の研究開発において、認証の技術基盤確保のため、独立行政法人産業技術総合研究所が積極的に関与するようフォローしていく。	・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、独立行政法人産業技術総合研究所の知見を活かして研究開発を進め、認証基盤の確立を図る。 ・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の研究開発において、認証に係る技術基盤の確保のため独立行政法人産業技術総合研究所が積極的に関与するようフォローしていく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、再生可能エネルギーをはじめとした新規分野にも、同様の取組を広げられるように、積極的な施策の実施が必要である。
			国土交通省						適切な案件は、今のところ見当たらぬが、将来的な認証業務の可能性のある分野を見据えつつ不斷に検証した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、検証結果を踏まえながら、民間による認証業務の立上げに向けた施策実施につなげることが必要である。 その際、鉄道分野において、輸出相手国から求められる認証を行うため、独立行政法人交通安全環境研究所に認証体制を整備し、海外での認知度向上を目指す取組の成果や課題を十分に踏まえることが必要である。
			環境省						将来的な認証業務の可能性のある分野を見据えつつ、不斷に検証した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、認証業務立上げの検証を不斷に進めるとともに、施策の実施に当たっては、速やかに対応することが必要である。
			経済産業省						企業における標準化及び認証の活用事例の収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き事例収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。
12	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。 (短期・中期)	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。 (短期・中期)	経済産業省	情報通信分野における国内外の事例の調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。	状況の変化を踏まえ、引き続き調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。			企業における標準化の取組について、ヒアリングを行い、事例収集を行った。また、知財ワーキンググループにおいて事例集を作成し、各種シンポジウムやセミナーにおいて、普及啓発活動を実施した。	必要な事例収集や普及啓発活動を行う。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
			総務省					情報通信分野の戦略的活用事例を収集するためのアンケート調査を実施し、情報通信審議会において標準化活動の実態について情報共有を行った。	状況変化を踏まえ、調査・分析を行うとともに、情報共有を実施する。	○	2012年度は、状況の変化を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
13	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施	アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。 (短期・中期)	経済産業省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進。				2010年度補正予算及び2011年度当初予算において、「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を立上げ、中国、韓国、台湾、インド、タイ、マレーシア及びシンガポールと協議して、冷蔵庫の消費電力量の評価をはじめとした共同研究開発事業を行い、国際標準化・認証面での協力を進めた。	「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、プログラムの進捗状況を検証し、成果や課題の反映を通じて、取組の質を向上させていく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
14	アジア地域における認証能力向上	アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力をを行う。(短期・中期)	総務省	昨年度の検討を踏まえ、アジア諸国からの参加を得て、コンテンツメディア関連の通信インターフェース仕様の検証を行なうプロジェクトを実施。	実施主体からの要請に応じ国際標準化活動における認証の取組の必要性を検討した上で、アジア諸国における共同研究開発・共同実証事業を通じた協力向上に資する協力が必要な分野について検討。	結論に基づきアジア地域における共同研究開発・共同実証事業を通じた協力活動を実施。		東日本大震災の影響により、本プロジェクトは見直しとなったが、民間標準化団体の取組として、共同実証プロジェクトを実施した。	民間標準化団体の共同実証プロジェクトを実施する。また、実施主体の要請に応じ、現地認証機関の認証能力向上に資する協力をを行う。	○	2012年度は、実施主体の要請を踏まえながら、現地認証機関の認証能力向上のため、協力が必要な分野の具体化をはじめ、検討を進めることが必要である。	
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験に係る技術的評価の仕組みを確立するとともに、試行的に実施。	アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた評価を実施。		インドネシアにおける再生水利用の実証実験において、日本下水道事業団による技術評価を試行した。	実証実験の成果の有効性を検証しつつ、技術評価を実施するとともに、その普及方策を検討する。	○	2012年度は、確立した試行的枠組みに基づいて、実施主体の要請を踏まえた評価を行うとともに、普及方策の具体化に向けた検討を行うことが必要である。		
15	大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直し	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を行い、調査結果に従って必要な対応を行う。(短期・中期)	経済産業省	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を実施。	調査結果に基づき、適切に対応。		国内審議団体を通じ、災害に関する安全性をはじめ、国際標準の見直しの必要性を調査した。	調査を行うとともに、適切に対応する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。		
			国土交通省				我が国鉄道分野の地震対策技術に關し、大震災の経験・教訓を踏まえた調査を実施し、米国においてこの対策技術を広報し、認知を高めた。	調査を行うとともに、広報活動をはじめとした取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2010」からの継続施策												
16	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省	専門家人財の育成方策を検討し、可能なものから実施。 ・研修・セミナーによる既存の人財育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	検討結果に基づき専門家育成支援を実施。				・国際標準化の基本手順、国際標準化に関する企業戦略及び原案作成方法をはじめとした知識習得のための「国際標準化研修(入門編)」及び「国際標準化研修(中級編)」を実施した。 ・大学における標準化教育の導入や実施を支援した(早稲田大学、中部大学)。 ・世界に通用する国際標準化の専門家人財を育成するため、ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)の新任国際幹事に対し、国際会議の運営をはじめとする実務を、OJTにより、指導・助言した。 ・オブザーバー参加可能な国際会議の国内開催を通じて、国際会議の経験を必要とする標準化人財の育成を行った。	国際標準化研修、大学における標準化教育の導入を含め、研修の内容の質を高めるとともに、新任国際幹事へのOJTをはじめとした国際標準化の専門家育成支援を行う。	○	2012年度は、検討結果や人財育成の進展状況を踏まえながら、施策の質を向上させつつ、継続的に施策を進める必要がある。
			総務省						・早稲田大学における標準化教育を支援するとともに、業界団体の会合において、情報通信技術分野の標準化活動に関する講演を実施した。 ・情報通信審議会において情報通信技術分野の標準化活動に従事する人財の現状を調査し、人財育成の方策を検討した。			
			国土交通省						国際標準化を含め、水インフラのグローバル化について、国土交通省や関係機関の職員のISO(国際標準化機構)への参画を通じたレベルアップを継続するとともに、検討結果に基づいて、学生向けセミナーをはじめとした啓発活動を行った。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、検討結果や人財育成の進展状況を踏まえながら、施策の質を向上させつつ、継続的に施策を進める必要がある。
17	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。						検定・認定制度の創設の可能性について、学識者をはじめとした関係者とともに検討を行った。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、検討を進め、結論を得ることが必要である。
18	産業界の意識改革(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省	産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 ・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。					日本経団連国際標準化戦略部・知財企画部会において、意見交換を実施した。また、「イノベーション・ジャパン2011」において、講演会「技術を価値につなげるステージアップ戦略」を開催した。さらに、経営者層との意見交換を含め、意識改革を図った。 ・情報通信審議会、ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会標準化戦略WG及びICT国際標準化推進会議において、産業界の経営層や標準化活動の専門家との意見交換を実施し、国際標準化に対する理解の増進を図った。 ・日本経団連国際標準化戦略部・知財企画部会において、産業界の経営層との意見交換を実施した。	シンポジウム、セミナー、経団連・経営者層との意見交換をはじめとした枠組みを活用し、産業界の理解向上や意識改革に努める。	○	2012年度は、広く産業界に国際標準の理解を浸透させるため、実施状況も踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。
			総務省						情報通信審議会やICT国際標準化推進会議の場を活用し、産業界の経営層や標準化活動の専門家との意見交換を行つ。	○	2012年度は、広く産業界に国際標準の理解を浸透させるため、実施状況も踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
			国土交通省						業界団体が主催するセミナーにおいて、国際標準化の重要性や取組に関する講演を国土交通省や国際標準化関連機関が行い、経営層を含む企業人に対する啓発を行つた。			左記の取組を継続する。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
19	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化などを一体的かつ効果的に活用して行く上の効果的かつ必要な取組の在り方について検討。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。 ・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。 	<p>左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ」を設置し、知財による保護と標準化を一体的かつ効果的に活用するための取組について検討を行った。具体的には、ホールドアップのリスク低減をはじめとした諸課題を整理し、可能な対応策を検討した。また、企業戦略の立案に資するため、標準化を含む知財マネジメント事例集を作成した。 ・セミナーをはじめとして、標準化に関する情報提供や啓発を行うとともに、経営者層との意見交換を行った。 ・必要に応じて個別案件ベースでの相談・支援を展開した。 	<p>・「知財ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、諸課題への対応を行うとともに、知財マネジメント事例集の周知を行った。</p> <p>・セミナーや経営者層との意見交換や個別案件ベースでの相談・支援について、施策の実施状況を踏まえながら、取組の質を高める。</p>	○	2012年度は、「知財ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、取組を進めるとともに、知財マネジメント実践の質を向上させていく必要がある。			
20	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省	<p>日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。</p>					<p>我が国提案の国際規格情報を、諸外国に対し発信・共有する取組を支援した。</p>	<p>規制・規格の翻訳・海外発信について、着実に進めていく。</p>	○	着実に取組を進める必要がある。	
			総務省										
			国土交通省										
			環境省										

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		評価	今後の課題					
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況							
2. 知財イノベーション競争戦略																
「知財計画2011」本文記載の施策																
21	大震災関連情報の一元的発信	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信する。(短期)	経済産業省	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信。					特許庁ホームページ上に、震災により影響を受けた手続に係る救済策をはじめ、震災復興に係る支援策や手続相談に係る窓口の情報を取りまとめた「東日本大震災関連情報」ページを開設し、一元的な情報発信を行った。	-	○	-				
22	専用相談窓口の開設及び被災地域とのワンストップ相談窓口との連携	大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設する。また、被災地域各県のワンストップ相談窓口においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行う。(短期)	経済産業省	・大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設。 ・被災地域各県の「知財総合支援窓口」においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を実施。					大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設し、一元的な相談対応を行うとともに、被災地域各県のワンストップ相談窓口である「知財総合支援窓口」においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行った。	-	○	-				
23	電子出願の代替手続による救済	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認める。(短期)	経済産業省	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることがなく認めることなく認めた。					大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることがなく認めた。	-	○	-				
24	手続期間延長による緊急救済措置	大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認める。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認める。(短期)	経済産業省	・大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認める。 ・また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認める。					・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定に基づき、震災により影響を受けた産業財産権に係る手続について、申出により、2011年6月31日まで手続期間の延長が可能となるよう措置し、1,160件の手続について延長を認めた。 ・また、特に大きな被害により特許庁への手続が困難であった場合には、申出により、2012年3月31日まで手続期間の延長が可能となるよう措置した。	-	○	-				
25	海外への緊急救済措置及び関連情報の周知	海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請する。我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知する。(短期)	経済産業省	・海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請。 ・我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知。					・過去5年間に日本からの出願が存在したすべての国・地域の知財庁（合計90件・機関）に対して、今回の地震の影響で所定の手続や連絡ができなかつた日本出願人及び代理人を対象とした法定期間に関する救済措置を要請した。 ・各国・地域の知財庁が公表した救済措置や特許庁が収集した情報は、随時更新し、インターネットを通じてユーザーに提供した。 ・各国・地域の法律、規則及び救済措置については、参考のためにこれらの仮訳を掲載した。	-	○	-				
26	英語での国際的な予備審査の推進	アジア諸国をはじめとする外國発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)	経済産業省	アジア諸国をはじめとする他国の特許庁が受理した国際特許出願のうち、出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始。	引き続き各国と交渉をしつつ、準備が整った国から運用を開始し、英語での国際的な予備審査を推進。			ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシア及び韓国と、我が国での英語による国際調査・予備審査報告の作成開始に向けた交渉を行った。	・引き続き各国と交渉をしつつ、開始の準備が整った国から順次運用を開始する。 ・出願人のニーズの高い国について、我が国での英語による国際調査・予備審査報告の作成開始に向けた交渉を行った。	○	出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始する必要がある。					
				我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行い、英語での国際的な予備審査を推進。				企業訪問や実務者説明会の機会を通じ、英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行った。	英語による国際特許出願の利用を更に推進するための方策を検討する。	○	我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用を働きかけ、英語での国際的な予備審査を推進する必要がある。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
27	国際審査官協議の推進	国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。(短期・中期)	経済産業省	・日本と特許審査ハイウェイを実施している庁をはじめとする各国特許庁と、共通案件を用いた審査官による国際協議を実施。 ・五大特許庁の審査官が一堂に会して共通案件について協議する五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進。	審査官による国際協議を継続的に実施し、各国特許庁と特許制度の運用調和を推進。				・中国、韓国、スウェーデン、スペイン、台湾、ドイツ、インド、欧州特許庁(EPO)及びロシアの各国・地域特許庁の審査官と国際協議を実施する。また、EPO及び米国を含めた主要特許庁に日本特許庁審査官を中長期に派遣する。 ・2012年10月に開催予定の次回審査官ワークショップにおいて、五大特許庁担当者間で具体的な活動内容につき協議・調整を進める。		○	各国特許庁と、共通案件を用いた審査官による国際協議を実施するとともに、五大特許庁の審査官が一堂に会して共通案件について協議する五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進する必要がある。	
28	特許審査ハイウェイの主要国への拡大	特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。(短期)	経済産業省	中国をはじめとする主要国と特許審査ハイウェイのプログラムを新たに開始すべく交渉を行い、当該プログラムを開始するとともに、ユーザーニーズを踏まえて特許審査ハイウェイの対象の更なる拡大を検討。					・新たにスウェーデン、メキシコ、デンマーク、北欧特許庁、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル及びフィリピンとの特許審査ハイウェイの運用を開始した。 ・日本を含むか国で、どの国に先に出席したかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果があればPPHの利用を可能とする「PPH MOTTAINAI」の試行を開始した。 ・欧州特許庁(EPO)との間で「PPH MOTTAINAI」の試行を2012年1月29日から開始した。	・ユーザーニーズに基づき新たな国との特許審査ハイウェイの開始に向けた交渉を行う。 ・「PPH MOTTAINAI」への参加国を拡大するよう各国特許庁と交渉する。		○	中国を含む主要国と特許審査ハイウェイの運用を開始できたことは評価に値する。ユーザーニーズを踏まえて特許審査ハイウェイの対象の更なる拡大を検討する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
29	途上国及び新興国の知的財産環境整備 グローバルな知的財産環境の整備を進めため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成支援を実施する。 (短期・中期)	経済産業省		・途上国、新興国知財府の幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 ・途上国、新興国知財府の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。					・2011年度は幹部候補生向け研修としてブラジルから1名、中国から2名、計3名を招へいた。途上国・新興国における制度整備向上につながる研究支援を行うことにより、将来指導的立場に立つ者の強力なネットワーク構築が図られた。 ・また、インドの審査官3名を対象とした3か月研修を実施した結果、研修生自身の審査能力の向上が図られたほか、研修生が帰國後に実施した自国知財府内でのセミナーにより、途上国内においても研修内容の情報共有・審査レベルの底上げが行われた。		○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、各途上国、新興国知財府の幹部候補生、審査官をはじめ、各国知財関係者を対象に研修を実施する必要がある。	
				・研修生の受け入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国人財育成を実施。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。					・研修生の受け入れ、専門家派遣を行うことにより、各国での審査期間の短縮、法整備の改善の効果がみられた。 ・また、途上国各国でセミナーを実施することにより、研修経験者が必要としている最新知財情報の情報伝播や、研修生間及び日本の知財関係者とのネットワーク構築が図られた。	○	引き続き、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催するとともに、インターネットを活用するなどして、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークの更なる構築・維持に努める必要がある。		
				各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施。			左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		・2011年12月、中国公安部捜査幹部研修において、知的財産権犯罪対策について講義を実施した。 ・2011年12月、世界知的所有権機関(WIPO)が主催するアジア太平洋地域内の知的財産権関係者を対象とした知的財産権に関する研修において講義を実施した。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施していく。		
		法務省		JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。					調査を通じ保有したインドネシアの法律や司法に関する知見を独立行政法人国際協力機構(JICA)専門家と共に、意見交換することで、JICAプロジェクトの円滑な実施に寄与した。	○	引き続き、JICAインドネシア知的財産保護強化プロジェクトを通じて、専門家とインドネシアの法律や司法に関する知見を共有・意見交換し、裁判官の能力強化のために支援する必要がある。		
				JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政・制度・政策の環境を整備するため、人財育成を中心に行技術協力を実施。			左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		・インドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを実施した。マレーシア及びケニア・エチオピア・エジプトに対して知的財産権に関する研修を実施した。 ・2012年2月に南アフリカに対して知的財産権に関する研修を実施した。同年3月にベトナム知的財産権の啓発および取締り強化プロジェクトの立ち上げ準備を行うため、調査団を派遣した。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、独立行政法人国際協力機構(JICA)において、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政・制度・政策の環境を整備するため、人財育成を中心に行技術協力を実施する必要がある。		
		財務省		途上国税關に対し、知的財產権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税關機構と協力し、我が国専門家の派遣をはじめとする技術協力を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			途上国税關に対し、知的財產権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税關機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施した。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、途上国税關に対し、知的財產権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税關機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施が必要である。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
			文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、シンポジウムや研修プログラムを実施。					<ul style="list-style-type: none"> ・世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア・太平洋地域の途上国を対象に、著作権に係るナショナルセミナーや著作権の集中管理制度に係る研修を実施。我が国の知見や取組を紹介し、途上国の著作権制度の整備を支援した。 ・2012年2月にWIPOと協働し、アジア・太平洋地域の途上国の著作権局職員らを対象にした著作権の執行に関する研修を実施した。 		○	途上国からのニーズを踏まえ、WIPOと協働し、効果的なシンポジウムや研修プログラムの実施が必要である。
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受入れ ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・植物品種保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受入れた。 ・海外の局長級職員を受入れ、植物品種保護に関するセミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上を図った。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイ、インドネシア及びシンガポールへ派遣した。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上を図った。 			東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度に関する効果的な人財育成を支援する。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
30	知財制度の整備・運用改善の働きかけ	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう積極的に働きかける。 (短期・中期)	外務省 文部科学省 農林水産省	各産業界からの要望を踏まえ、以下のような二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施。 - 日中ハイレベル経済対話 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日韓経済局長協議 - 日中知的財産権ワーキング・グループ - 知的財産権保護官民合同代表団の派遣 - 日中著作権協議 - 日韓著作権協議 - 日EU知財対話 - 日米経済調和対話 - 経済連携協定交渉	相手国の対応状況をフォローし、継続的な働きかけを実施。				日米経済調和対話、日EU知財対話を含む交渉・協議の場を通じ、相手国における制度・運用の改善を要請した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、引き続き、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	○	各産業界からの要望を踏まえた上で、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力の実施が必要である。
									・2011年4月及び11月の官民合同ミッショント・知的財産保護シンポジウム並びに同10月の第3回日中知的財産権ワーキンググループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について引き続き効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・中国国家版権局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体同士による意見交換を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で合意を得る。	○	
									・農林水産分野の要望について、以下において、関係省庁と連携しつつ、知財制度の整備・運用の改善に向けた要請を実施した。 - 日中知的財産権ワーキング・グループ - 知的財産権保護官民合同代表団の派遣 ・第9回知的財産保護官民合同訪中代表団に参加し、中国政府に対して植物新品种保護同盟（UPOV）91年条約の早期批准、保護対象植物の拡大を要請した。	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の品種保護制度の整備・運用の改善を促進するこれまでの取組を継続して実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~ 2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
			経済産業省						<ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月、中国で最も模倣品の製造・流通が多い地域の一つである広東省にハイレベルミンジョンを派遣し、知的財産保護強化の協力枠組みの構築について意見交換し賛同を得た。 ・2011年10月に第3回日中知的財産権ワーキング・グループを神戸で、2012年1月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを東京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底について、日本側より提案し、協力推進について認識の共有を図った。 ・2011年2月の日米欧中韓の五大特許庁長官会合において、制度調和と向けて議論を開始した。 ・2011年6月の日米欧中韓の五大特許庁長官会合において、制度調和と向けて議論を開始した。 ・2011年10月の日中特許庁長官会合において、特許法制度及び運用に関する意見交換を継続的に行うことに合意した。 ・2011年12月の日中韓特許庁長官会合において、日中韓の進歩性の事例研究報告書を了承した。また、日中韓の実用新案制度に関する意見交換を継続していくことに合意した。 ・2012年2月の第1回日アセアン特許庁長官会合において、ASEANの知的財産保護の強化と日本の協力に関する「東京知財宣言」を探討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年8月頃、第8回知的財産保護官民合同防中代表団(ハイレベル)を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化に関する具体的な要請・提案を行う。 ・2012年10月頃に第4回日中知的財産権ワーキング・グループを開催、12月頃に第3回模倣品事務ワーキング・グループを開催し、知的財産権保護に関しての意見交換を行う。 ・侵害発生国の取締機関を対象とした真贋判定セミナーを開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関との意見交換を行なう。 ・引き続き、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じて、TRIPS協定に規定されている以上の高いレベルの知財保護の実現を働きかける。 	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
31	特許審査の品質監理の強化	国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価をはじめとした世界水準の品質監理を実施する。(短期・中期)	経済産業省	品質監理体制を強化し、審査結果の内容分析、ユーザー評価の収集・分析を行い、審査の質に関する基礎情報を集積。		・ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行い、ユーザーによる品質評価を確立。・特許審査に関する品質ポリシーを検討・策定し、公表。		・特許査定された案件及び国際特許出願案件の審査内容についてサンプルチェックを実施するとともに、ユーザーからの評価を調査した。・新たに以下のチェックを実施した。ー出願人への通知内容の形式的・事項についてのサンプルチェック。ーユーザーから提示された個別案件のチェック	・2012年度はユーザー評価の規模を拡大し、ユーザー満足度及びユーザーのより正確な把握に努める。・ユーザーの適切性を含めたサンプルチェックの試行を行う。		○	ユーザーの適切性を含むより詳細な審査の質に関する基礎情報を集積するため、品質監理体制を一層強化する必要がある。
32	多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備	中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。(短期・中期)	経済産業省	多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進。		引き続き検索システムの開発を推進しつつ、成果を出願人に提供可能とする仕組みについて検討。		・中国語・韓国語を対象とした外国語特許文献の検索システムに必要な機能の策定作業を開始し、具体的なシステム要件についての検討を行った。・2012年3月までに、主要な機能を策定する予定である。		設計・開発のための調達仕様書作成に向けて引き続きシステム化のための機能の策定作業を行い、多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進する必要がある。	○	成果を出願人に提供できるよう、設計・開発のための調達仕様書作成に向けて引き続きシステム化のための機能の策定作業を行い、多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進する必要がある。
33	世界標準の特許分類の構築	我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進めること。(短期・中期)	経済産業省	我が国の特許分類と欧州特許分類などを分野別に比較検討し、その結果を基に、五大特許庁の国際会合において、特許分類構築の加速化を提案。	国際会合において、技術分野毎に特許分類構築の議論を実施。		左記の結果を踏まえ、世界標準の特許分類の構築を推進。	・2011年10月までに我が国の特許分類と欧州特許分類との分野別比較検討を実施し、この結果を五大特許庁へ提供するとともに、10月には、この結果を基に、五大特許庁の国際会合において、特許分類構築の加速化を提案した。・同年11月の日米欧の長官級会合で、遅くとも2013年から特許分類構築を加速化することを確認し、加速化をスムーズに行うための作業部会を立ち上げた。また、同年12月の日中韓の長官級会合で、日中韓での協力体制も構築した。・2012年3月の五大特許庁の国際会合で引き続き特許分類構築を推進していく。		技術分野毎の特許分類構築の議論を加速する。	○	国際会合における技術分野毎の特許分類構築に当たり、優先順位を踏まえた上で、欧州特許分類を優先するもの及び我が国の特許分類を優先するものに分け、早期の議論決着に向けて取り組む必要がある。
34	特許審査体制の強化	世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を迅速に行うため、審査体制の強化を行なう。(短期・中期)	経済産業省	国際的に合意された国際特許分類に基づき、過去の特許文献の再分類を進めるとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を迅速に行うため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を推進。		必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を継続。		2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成のために必要な審査官の確保に向けて取り組み審査体制の強化を推進した。		必要な審査官の確保や施策に対応した審査体制の在り方について、引き続き検討を行う。	△	増加するグローバル出願に対応するとともに、外国語特許文献を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した権利を設定するため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を行う必要がある。
35	特許権の安定性の向上	国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する。(短期・中期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。		関係する政省令の整備を行うとともに、「法改正説明会」、「業務者説明会」及び企業訪問の機会を通じ、改正特許法の内容の周知を行った。		・産業界・弁理士・審判官から構成される審判実務者研究会を開催し、特許性の判断に関する個別事例の審決・判決を分析した。・審理の充実のため、海外の当事者系審判について調査・研究を行った。		特許権の安定性を向上させる制度の在り方にについて、2012年度に調査研究を行う。	○	引き続き、説明会や個別の企業への説明の機会などを通じて、施行後の改正特許法の円滑な運用に努める。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
36	ヘーグ協定への加入	意匠の国際登録に関するヘーグ協定への我が国の加入について、検討を行い、結論を得る。(短期)	経済産業省	ヘーグ協定加入が国内ユーザー及び特許庁業務運用に及ぼす影響に関する調査並びに必要な法令改正に関する分析・検討を行い、協定加入に向けた課題・対応策を整理。	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会意匠制度小委員会において、我が国のヘーグ協定加入の是非について検討を行い、結論を得る。					2011年12月20日開催の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会及び2012年1月27日開催の同第15回意匠制度小委員会において、法制面を含む課題を解決していくことを前提に、ヘーグ協定加盟に向けた検討を進めていくことが確認された。	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において我が国のヘーグ協定加入に係る法的面を含む具体的な課題について検討を行い、結論を得る。	○	我が国のヘーグ協定加入の是非について、民間からの要望も踏まえ、早期に結論を得ることが必要である。
37	意匠の保護対象の拡大	3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会意匠審査基準WGにおいて、現行法下における画面デザインの保護範囲見直しに関する意匠審査基準の改訂を実施。	産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。					・産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会意匠審査基準WGにおける検討を経て、2011年8月以降適用となる画面デザインの保護範囲見直しを含む意匠審査基準の改訂を行った。 ・また、2011年12月20日開催の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会及び2012年2月29日開催の同第15回意匠制度小委員会において、3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象の拡大について、具体的な論点に係る議論を開始することを確認した。	引き続き、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。	○	国内外の情勢を踏まえ、我が国の競争力の観点から、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る必要がある。
38	商標の保護対象の拡大	音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速やかに結論を得る。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について、関係者の意見を踏まえつつ、その導入の是非について検討し、結論を得る。						・企業、業界団体や日本弁理士会との意見交換、米国特許商標庁への実地調査を含む、制度の導入及び運用のための検討を行った。 ・産業構造審議会知的財産政策部会第25回商標制度小委員会(2012年2月)において、制度導入の方向で議論を進めることについて結論を得た。	制度導入の方向で、制度の詳細について検討を行う。	○	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について、関係者の意見を踏まえつつ、制度の詳細について検討が必要である。
39	営業秘密に対する技術者の意識向上	技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。(短期)	経済産業省	関係団体と連携して、技術者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関する周知。						関係団体と連携し、10月~12月にかけて技術者に対して全国17か所で不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密管理に関する説明会を実施した。	説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して理解が深まるよう、周知を行う。	○	関係団体と連携して、技術者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して理解が深まるよう、周知するとともに、経営者に対する意識向上を図る仕組みを検討する必要がある。
40	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性について普及啓発を行う。(短期)	文部科学省	両省が連携しつつ、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について大学に対し広く周知するとともに、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関する説明会を開催して広く周知を行った。						両省が連携しつつ、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について大学に周知するとともに、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して、大学技術移転協議会のシンポジウムやイノベーションジャパンにおいて広く周知を行った。		○	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して、普及啓発を促進する必要がある。
41	営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援	中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談会を含む個別支援を行う。(短期)	経済産業省	中小企業を含む事業者を対象とした営業秘密管理に関する説明会に合わせて、弁護士知財ネットを含む専門家の協力を得て、無料相談会を実施。						営業秘密管理に関する全国説明会に合わせて、弁護士知財ネットをはじめとした専門家による無料相談会を実施し、中小企業に対して、個別支援を行った。	-	○	2011年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小・ベンチャー企業を始めとした企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
42	企業のコア人財の国内雇用環境の整備	高度な技術を有する企業のコア人財が、ものづくりの指導者として後進の若手人財を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期)	経済産業省	OB人財を活用し、ものづくり現場の指導者を養成する取組に対して、補助事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施することを検討。			OB人材を活用したものづくり現場の指導者を養成する取組を実施する、大学や自治体を含む以下の8団体に対し、補助事業を実施した。 -北海道機械工業会 -山形大学 -上尾商工会議所 -各務原商工会議所 -野洲市役所 -大阪工業大学 -東予産業創造センター -広島工業大学	・2012年度予算で4月を目途に補助対象事業者を公募する。 ・2011年度実施中の事業の成果を調査し、2012年度以降の事業に反映させる。	○	OB人財を活用し、ものづくり現場の指導者を養成する取組に対する補助事業の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施する必要がある。	
43	中小企業のグローバル展開支援の強化	中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるよう権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を蓄積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期)	経済産業省	・Web上にグローバル展開に必要な知財関連情報を蓄積したデータバンクを開設。 ・海外知財プロデューサーの派遣を通じた支援を開始。 ・外国出願支援(補助事業)の拡充を図り、更なる措置について検討。			・2012年度にグローバル展開に必要な知財関連情報を蓄積したデータバンクを開設することを目指し、その具体的な内容について整理した。 ・独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において海外知財プロデューサーを6人採用し、知財面からの企業への海外展開支援を実施した。 ・外国出願支援(補助事業)の予算額につき、地方公共団体からの要望額を踏まえて大幅な増額を行った(2011年度0.8億円→2012年度1.5億円)。	・更に検討を進め、2012年度にWeb上にデータバンクを開設する。 ・引き続き海外知財プロデューサーによる企業支援を実施する。 ・外国出願支援(補助事業)の拡充について、自治体からの要望を踏まえ引き続き検討を行う。	○	・2012年度中にはグローバル展開に必要な知財関連情報を蓄積したデータバンクを開設する必要がある。 ・海外進出の検討を行っている中小企業のニーズを踏まえた上で、必要に応じて、海外知財プロデューサーによる企業支援を実施する。 ・中小企業の海外進出の状況を把握する各自治体からの要望を踏まえ、外国出願支援(補助事業)の拡充を図るとともに、引き続き必要な予算措置を行う必要がある。		
44	総合的な支援体制の整備	ワンストップ相談窓口を中心として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)	経済産業省	知的財産に関する相談をワンストップサービスで提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに開設。		2011年4月から全国47都道府県に知財総合支援窓口を開設し、知財に関するワンストップサービスを提供した。	—	○	—			
			農林水産省	「知財総合支援窓口」を中心として、中小企業支援策と密接に連携しつつ、総合的な支援体制を整備。		・金融庁と連携し、全国の金融機関に対して知財総合支援窓口のパンフレットを約21万部配布した。また、窓口においては、商工会・商工会議所及び独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を始めとする、中小企業支援機関との定期的な意見交換を行い、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの一貫した支援を実施した。(相談件数 73,321件(12月末現在)) ・知財総合支援窓口に知財の実務経験者を配置して支援を実施した。また、必要に応じて弁理士や弁護士の専門家をチームで派遣し、協働して支援を実施した。	関係府省及び中小企業支援機関と連携し、更なる支援体制の充実を図る。	○	「知財総合支援窓口」を中心として、関係府省の中小企業支援策や弁理士や弁護士を含む専門家と密接に連携し相談体制を充実させる。			
				ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、支援体制を整備。		2011年9月1日、組織再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所に知的財産担当者を配置し、2011年10月31日～11月2日に担当者を対象とした研修を実施した。	担当者への研修の充実(2012年5月実施予定)について検討する。	○	ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、関係機関と連携する。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
45	ワンストップ相談窓口への人財の配置	事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口に配置するとともに、弁護士や知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織の窓口に派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)	経済産業省	・企業や支援機関での知財の実務経験者を「知財総合支援窓口」に配置。 ・また、弁護士や弁理士を含む専門家を活用して多岐に渡る相談内容に対応すべく複数人のチーム派遣による支援を実施。				・知財総合支援窓口に知財の実務経験者である窓口支援担当者を130人配置して支援を実施した。 ・また、必要に応じて弁理士や弁護士の専門家をチーム派遣し、協働して支援を実施した。	窓口支援担当者による支援及び専門家による支援を実施する。	○	造詣の深い知財の実務担当者をいかし「知財総合支援窓口」に配置するとともに、弁理士や弁護士を含む専門家と連携した支援を実施し、サービスの向上を図る。	
46	新たな出願支援策の創設	特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策(「知財コンタクター(仮称)」)を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)	経済産業省	特許出願に不慣れな中小企業に対して、「知財総合支援窓口」において中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を創設し、試行を実施。	「知財総合支援窓口」における支援実績を踏まえ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を実施。				知財総合支援窓口において、弁理士への出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を日本弁理士会と検討し、取組スキームが整った窓口から順次試行的に実施した。	知財総合支援窓口において蓄積された費用データを取りまとめ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組スキームの全国展開する。	○	中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組スキームの全国的な展開が必要である。
47	特許関係料金の減免制度の拡充	特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しに向け、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。				・第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、その施行に伴う政令及び省令の整備を行い、政令は2011年12月2日、省令は011年12月28日にそれぞれ公布された。 ・2012年4月1日の改正特許法施行に向け、改正後の制度の周知を進めるとともに、新制度への移行をスムーズに行うべく体制を整えた。	改正特許法に基づき、改正後の減免制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を徹底する。	○	新制度の周知を徹底することが必要である。	
48	公共図書館における知的財産関連情報の提供	ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力を得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。(短期)	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力を得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励。				ビジネス支援図書館協議会主催の交流会も活用、経済産業省と連携しながら、ビジネス支援図書館が知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励した。	各地の公共図書館の取組を奨励する。	○	・地域の中小企業における知的財産の活用に資する情報提供を行な取組を推進するための具体的な施策が必要である。 ・また、連携に関する成功事例を全国的に展開し、各地の公共図書館のノウハウ獲得を促進する必要がある。	
49	大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討	2011年度中に、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。(短期)	文部科学省	両省が連携しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、有識者の意見を得て、試行的に用いる産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を、「インプットアウトフットアワーカム」を基本構成として策定した。23の大学及びTLOについて試行的に評価を実施している。			両省が連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。	引き続き、両省が連携しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。	○	両省が連携しつつ、産学連携に関する指標を試行的に評価するとともに、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。		
50	大学の外国出願支援の強化	大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)	文部科学省	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施。				大学の外国特許出願に対し、市場性を考慮し、事業化を見据えた戦略的に支援対象を選別するとともに、特許の質の向上を図った。	選別した支援対象のうち、日本の国際知財戦略として特に重要なテーマについて、核となる優れた発明と必要な周辺発明を権利化することにより、戦略的な特許群形成を促進する。	○	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、重要なテーマについては特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定				
再掲	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)	文部科学省	40に記載										
			経済産業省											

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
51	日本版バイ・ドール制度の事前承認制の周知徹底	大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。(短期)	経済産業省 文部科学省 警察庁 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	委託先のニーズを踏まえて既存資料を基に分かりやすい資料を整え、大学や委託先に周知徹底。				<ul style="list-style-type: none"> ・日本版バイ・ドール制度を所管する経済産業省が大学、独立行政法人及び企業へ研究開発を委託する関連府省の担当部門に対し、委託先のニーズを踏まえた分かりやすいガイドラインを作成し、説明・資料配布を行った。 ・関連府省はそれを踏まえ、それぞれが所管する独立行政法人及び国費での研究開発を受託する企業などに対し、特許権移転に対する事前承認制について説明を実施した。 ・説明を受けた独立行政法人では、国費での研究開発を受託する企業などに対し、委託契約を行つ際に周知徹底を行った。 	○	2011年度の取組を踏まえて、日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について周知を図るとともに、委託契約上の課題について、研究開発を受託する企業や大学を含めた関連機関が抱える現状の問題点を把握する必要がある。		
52	大学の研究における知財マネジメントの推進	知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	文部科学省	研修教育プログラムの策定を含め、リサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるためのシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを含めた大学の研究マネジメント力を強化。				技能標準の作成、研修・教育プログラムの作成及びリサーチ・アドミニストレーターの配置支援を行い、リサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるためのシステムを整備する事業を開始した。 (実施拠点は5拠点(東京大学、東京農工大学、京都大学、名古屋大学及び金沢大学)。配置人数は約50人。)	○	2011年度に実行した事業の課題を大学からヒアリングし、基礎資料としてまとめ、今後の事業にいかしていくべきである。		
53	産学共同研究における知財マネジメントの推進	知財プロデューサーの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	経済産業省	知財プロデューサーの派遣数を増加させ、知的財産の活用を見据えた戦略の策定を支援し、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化。				独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、知財プロデューサーの派遣先を、2010年度試行派遺時の8か所の研究開発コンソーシアム・大学から18か所に拡大し、知的財産の活用を見据えた戦略の策定を支援することにより、研究の初期段階から知財マネジメントを強化した。	○	引き続き、研究開発コンソーシアム・大学のニーズを踏まえ、必要に応じ、知財プロデューサーの派遣拡大を検討するとともに、派遣したプロデューサーから研究開発コンソーシアム・大学における知財マネジメントの課題を抽出し、今後の派遣事業にいかず必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
54	有望シーザーの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBIRの推進	先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化にこなげる仕組みとして、SBIR(Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)	内閣府 経済産業省 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省 警察庁 防衛省	既に先導的に実施されている参考事例を踏まえつつ、SBIRにおける多段階選抜方式の更なる導入について検討。	SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。 各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。				<ul style="list-style-type: none"> ・第4期科学技術基本計画(2011年8月19日閣議決定)で、国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、SBIRを推進するため、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する」との決定を行った。 ・「平成23年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」(2011年6月28日閣議決定)で、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定について検討する」との決定を行った。 ・中小企業庁は「中小企業技術革新挑戦支援事業」の執行に当たり、本事業と連携可能な事業を所管する各府省と検討を進める。 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進するに当たり、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することに関する検討課題を明確にする必要がある。	
55	大学及び公的研究機関の研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築	大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	事業化を促進するため、金融機関に対して、大学及び公的研究機関の研究開発成果や事業化計画を提示して投資につなげる産学官金連携の仕組みについて検討。	検討を踏まえ、産学官金連携の仕組みを本格的に実施・活用し、多様な民間投資を誘引し、大学及び公的研究機関の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進。				<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人科学技術振興機構(JST)が2010年8月に協力協定を締結した株式会社産業革新機構との連携を踏まえ、研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)を中心とする課題の事業化促進に向けて体制を構築した。 ・また、2011年8月には新たに政府系金融機関である日本政策金融公庫と業務連携協力の覚書を締結し、複数の金融機関との連携により大学及び公的研究機関の研究開発成果を投資・融資の双方につなげていく仕組みを構築した。 	2011年度までに連携・協定を締結した金融機関との具体的な取組を強化、オールジャパン体制で産学官金連携の仕組みを構築し、大学の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進することで、模範となる成功事例を創出する。	○	産学官金連携の仕組みを本格的に実施・活用し、多様な民間投資を誘引し、大学及び公的研究機関の研究成果を迅速かつ効果的な実用化を促進することで、模範となる成功事例を創出する。
56	知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築	大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、公的投資機関との連携により知財ファンドの機能を活用する仕組みを構築し、大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速。					<ul style="list-style-type: none"> ・大学及び公的研究機関が有するライセンス可能な特許を収集し、企業のニーズを踏まえ、公的投資機関との連携によりテーマ別に分類した特許マップ・特許群情報を100件程度作成した。 ・また、必要に応じて、追加データ取得、関連発明創出のための費用の支援を実施し、未利用特許の事業活用を促進した。 ・引き続き大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図る。 ・また、投資機関と協働し、支援した技術テーマについて、企業へ効果的に紹介することにより、大学及び公的研究機関などが保有する未利用特許の事業活用を加速させる。 	○	・大学及び公的研究機関が有する未利用特許の事業活用を加速させ、ライフサイエンス分野に続く成功事例の創出に努める。そのためには、先進事例の分析と課題の分析が必要である。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
57	産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備	大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。(短期)	文部科学省	産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する研究成果展開事業(産学共創基礎基盤研究プログラム)において、産学コンソーシアム型の基礎研究における知的財産の取扱いに關し調査を実施し基本的な考え方を示した上で、当該知的財産が有効活用できる仕組みを整備。					・研究開発コンソーシアムにおける知的財産の活用に関する各種調査研究報告を踏まえ、「産学共創の場」から生まれた成果について、参加企業が有効活用できる仕組みの検討を開始した。 ・2011年10月に、「産学共創の場」として、技術テーマ「ヘテロ構造制御」について産学関係者が意見交換を行う場を設けた。	2011年度から開始した検討を踏まえ、「産学共創の場」の成果について、参加する企業が有効活用できる仕組みを整備する。	○	「産学共創の場」から生まれた成果について、参加企業の間で使用する問題点を明らかにし、有効活用に向けた仕組みを早急に整備する必要がある。
58	知財人財育成プランの確立	グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術、技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。(短期)	内閣官房	各種知財人財の現状を把握しつつ、グローバル・ネットワーク時代に対応した総合的な知財人財育成プランを確立し、可能な施策について実施に着手。	確立した知財人財育成プランの本格的な実施。				・2011年8月、内閣官房が事務局となって、知的財産戦略本部知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会の下に「知財人財育成プラン検討ワーキンググループ」を設置し、「知財人財育成プラン」についての議論を、関係府省の協力の下で推進した。 ・内閣官房が事務局となって、知的財産戦略本部知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会において、「知財人財育成プラン」に沿った知財人財育成策について、関係府省の協力を得て検討を推進した。	知財推進計画の下で、「知財人財育成プラン」に沿った知財人財育成策を進めること。 知財推進計画に基づき、「知財人財育成プラン」に沿った知財人財育成策を実施すること。	○	知財をめぐる10年後の将来像を見据えた上で、5年先を目指し所要の環境整備が図られるように、今後の知的財産推進計画策定の議論を推進する必要がある。
			内閣府								○	
			総務省								○	
			法務省								○	
			文部科学省								○	
			厚生労働省								○	
			農林水産省								○	
			経済産業省								○	
			国土交通省								○	
			環境省								○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
59	知財マネジメント人財育成の強化	産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。 (短期)	文部科学省 経済産業省	高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。				・大学関係者や関係団体に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。 ・情報提供は関係者との面談又は電話連絡により行った。情報提供先は、大学・企業などで構成される協議会(3団体)及び職能団体(1団体)である。 ・これらの関係者が主催する会議に参加して、意見交換を実施した。		知的財産推進計画2011の実現に向け、関係者における理解と取組への気運を一層高めるため、引き続き、必要な指導助言や意見交換を行う。	○	大学関係者や関係団体との意見交換を通じて現場のニーズを把握し、効果的な指導助言・情報提供を行う必要がある。	
				知財マネジメントに関する産業界のニーズをMOT協議会を通じて、技術経営専門職大学院の教育内容に生かせるように啓発を実施。				知財マネジメントに関する産業界のニーズ把握のためのアンケート調査を実施した。		アンケート調査で得られた知財マネジメントに対する産業界のニーズを、MOT協議会を通じ、技術経営系専門職大学院協議会(MOT協議会)を通じ、技術経営系専門職大学院の教育内容に生かせるよう啓発を実施する。		アンケート調査で得られた知財マネジメントに対する産業界のニーズを、MOT協議会を通じ、技術経営系専門職大学院の教育内容に生かせるよう啓発を実施していくことが必要である。	
				・知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関をはじめとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメント研修をはじめとする知財マネジメント人財育成の強化に向けた取組を促進。 ・知財マネジメント人財を充実させるために、特許庁幹部と企業マネジメント層との意見交換による啓発を強化。				・知的財産人材育成推進協議会が実施する知的財産人財育成に関するオープンセミナーの企画・立案を支援した。 ・特許庁長官と企業マネジメント層との懇談を行い、知財マネジメントに関する啓発を行った。		・知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知財マネジメントに関するセミナーの定期的な開催並びに参加者及びテーマの充実を促す。 ・特許庁長官と企業マネジメント層との懇談を行い、知財マネジメントに関する啓発を行っていく。		知財マネジメントについてのセミナーやシンポジウムを定期的に開催するとともに、企業マネジメント層にも働きかけを行うことによって、産業界に対し、知財マネジメントの経営上の重要性について促す必要がある。	
60	知財教育を実施している大学の連携強化	知財マネジメント人財やグローバル知財人財育成のための大学間連携を強化して、人財交流、教育内容の充実、教育水準の向上への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。 (短期)	文部科学省 経済産業省	知財マネジメント人財やグローバル知財人財育成のための大学間連携を強化して、人財交流、教育内容の充実、教育水準の向上への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。				・大学関係者や関係団体に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。 ・情報提供は関係者との面談又は電話連絡により行った。情報提供先は、大学・企業などで構成される協議会(3団体)及び職能団体(1団体)である。 ・これらの関係者が主催する会議に参加して、意見交換を実施した。		知的財産推進計画2011の実現に向け、関係者における理解と取組への気運を一層高めるため、引き続き、必要な指導助言や意見交換を行う。	○	大学関係者や関係団体との意見交換を通じて現場のニーズを把握し、効果的な指導助言・情報提供を行う必要がある。	
				知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学の自主的な連携を促すとともに、連携に必要な支援を実施。				・知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進するため、知的財産教育研究・専門職大学院協議会を設立した。 ・知的財産系専門職大学院認証評価検討委員会において、知財専門職大学院の第三者評価の在り方について検討した。 ・左記協議会において、大学が連携した知財人財育成の在り方に関する検討に貢献すべく、知財人財育成の動向や、社会に求められている知財人財像に関する情報提供を行っていく。 ・左記委員会において、引き続き知財専門職大学院の第三者評価の在り方について検討を行う。		知的財産教育研究・専門職大学院協議会を中心にして、知財人財育成に係る課題の認識や必要な情報提供を行う必要がある。			
61	知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化	独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と諸外国の知財関連人財育成機関(知的財産に関する国際機関を含む)との間の連携を強化し、これらの人財育成能力の相互向上を図る。 (短期)	経済産業省	世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)とも連携して、諸外国人財育成機関との間で、情報交換及び相互協力を推進し、人財育成能力を向上。				・第4回日韓人財育成機関間連携会合(2011年5月)、第5回日中人財育成機関間連携会合(2011年10月)を開催し、情報交換及び相互協力を議論を行った。 ・中国及び韓国人財育成機関との具体的な相互協力として、日本で、中国專利審査指南セミナー(2011年9月)及び韓国特許許文獻の効果的なナーサー手法に関するセミナー(2011年11月)をそれぞれ実施した。 ・第4回日中韓人財育成機関連携会合(2011年11月)を日本で開催し、今後各機関が協力を実行する原則を定めた。 ・第5回世界知的所有権機関(WIPO)知的財産研修所長シンポジウム(2011年8月)の中で、今後の人財育成協力のプロジェクトについて議論を行い、また、諸外国人財育成機関の情報を収集した。		・2012年度中に、第4回日韓人財育成機関間連携会合及び第6回日中人財育成機関間連携会合を日本で開催する。 ・中国及び韓国人財育成機関との具体的な相互協力として、中国で日本改正特許法に関するセミナー(2012年9月)、韓国でセミナー(内容検討中、2012年秋)をそれぞれ実施する。 ・第3回日中韓人財育成機関連携会合(2012年9月)を中国で開催する。 ・第6回世界知的所有権機関(WIPO)知的財産研修所長シンポジウム(2012年夏ごろ)を日本で開催する。	○	世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)との連携の結果も踏まえ、人財育成に関する情報有効活用し、人財育成に関する能力の一層の向上を図る必要がある。	
62	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化	経済産業省	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化				独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、知財プロデューサーの能力向上のための研修を3回実施した。		引き続き、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施する。		知財人財育成関係機関と協力し、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施していく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
63	グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成	弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	国内企業の海外展開を支える人財としての弁理士の在り方にについて、日本弁理士会とともに検討を実施。	弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を行い、この結果を踏まえ、審議会での検討及び弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施。				・2012年度の調査研究に向けて弁理士制度の課題について洗い出しが行つた。 ・調査研究の実施に向け、日本弁理士会との間で検討を継続した。	2012年度に弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を実施する。 2013年度以後、調査研究の結果を踏まえて必要な措置を実施する。	○	弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を分析し、現行の弁理士法や業務における課題を抽出し、弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施する必要がある。
64	弁理士の知財マネジメント能力の向上	弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期)	経済産業省	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を日本弁理士会と協力して実施。	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を日本弁理士会と協力して実施。				・継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を実施し、2012年度の研修計画に科目を盛り込むこととした。 ・併せて、知的財産人材育成推進協議会が実施する知的財産人材育成に関するオープンセミナーの企画・立案を支援した。	・日本弁理士会において国際標準化を含む知財マネジメントに関する研修を実施するとともに、弁理士に対する受講を促進する。 ・知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催、参加者及びテーマの充実を促す。	○	知的財産人材育成推進協議会における国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの企画・立案を、引き続き支援する必要がある。
65	中小企業診断士の研修の推進	知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。(短期)	経済産業省	中小企業診断士を対象とした理論政策更新研修の場において、知財マネジメントに関する研修を実施。					2011年度の理論政策更新研修において、知的財産に係る研修を2回実施した。	必要に応じて、受講者ニーズを踏まえた知的財産関連の研修を実施する。	○	中小企業のニーズを踏まえ、知財マネジメントに関する研修を効果的に実施することが必要である。
66	国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化	英語による国際的な予備審査、外国語特許文献調査への対応、国際協議を進めため、審査官の研修を強化する。(短期)	経済産業省	五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の修得、外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修をはじめとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。					・欧州特許庁(EPO)、米国、中国及び韓国が開放する各研修に日本特許庁審査官を派遣した。 ・日本特許庁が開放する「検索エキスパート研修」及び「応用能力研修」につき、EPO、中国及び韓国から審査官を受け入れた。 ・「サーチ実務研修」(外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法を含む。)を実施した。	・2012年度に他庁が開放する研修に日本特許庁審査官を派遣するとともに、日本特許庁が開放する研修に他庁から派遣される審査官を受け入れることで、国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施する必要がある。	○	引き続き、他庁が開放する研修に日本特許庁審査官を派遣するとともに、日本特許庁が開放する研修に他庁から派遣される審査官を受け入れることで、国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施する必要がある。
67	知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築	産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度を含む専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期)	経済産業省	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携の強化策を検討し、ネットワークを構築。					知財プロデューサーや日本弁理士会を含め、専門人財間の連携の強化について検討した。	専門人財間の連携の強化について検討する。	○	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携に関する具体策を検討し、ネットワーク強化を図る必要がある。
68	知財教材の一層の充実	各分野における知財人財育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)	経済産業省	・産業財産権テキストをインターネットを通じて公開することをはじめ、教材媒体の多様化を図り、効率的な提供を実施。 ・インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図るとともに、システムの利用性を向上。					・産業財産権テキストについて、インターネットによる公開のための著作権の許諾を進めた。副読本「アイデア活かそう未来へ!」については、2011年度末までに独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)のHPに掲載し、インターネットによる公開を行う予定である。 ・「IP・eラーニング」の充実を図るため、「特許法等の一部を改正する法律について(平成23年度特許法等改正説明会)」を作成し、2011年度にリリースした。また、既存教材「特許審査実務の概要」の改訂を行つた。 ・現行システムは改変時期にあり、例えば、アクセスしやすいトップ画面やユーザーに応じた学習ガイドラインを備えた、利用性を向上させた次期システムの設計を行つている。	・他の産業財産権テキストについて、順次著作権の許諾を行い、インターネットによる公開を進める。 ・「IP・eラーニング」について、新規教材の作成及び既存教材の改訂を引き続き行つ。また、新たな形式の学習教材を作成することでコンテンツの充実を図る。 ・2012年度に稼働される次期「IP・eラーニングシステム」において、視聴者アンケートや関係各機関からの要望を反映してシステムの利用性を向上させる。	○	インターネットによる公開を含めた教材媒体の多様化を図り、効率的な提供を実施するとともに加え、インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図り、システムの利用性を向上することが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
69	小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組	小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育をはじめとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協調を促進することで、教育効果を高める。(短期)	文部科学省 経済産業省	創造性や知的財産権に関する内容が記載された新しい学習指導要領の実施スケジュールに基づいた着実な実施のため、小・中・高等学校の指導主事連絡協議会において新しい学習指導要領の趣旨について周知。						新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を主な対象とした説明会を2011年7月に、協議会を2011年11月に、それぞれ実施した。	新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした協議会などを実施する。	○	創造性や知的財産権に関する内容が記載された新しい学習指導要領の実施スケジュールに基づいた着実な実施のため、小・中・高等学校の指導主事連絡協議会において新しい学習指導要領の趣旨について周知する必要がある。
				・小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業の中で、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組も支援対象とする旨を公募要領に明記するとともに、必要に応じて応募者に知財関係の団体の紹介を実施。 ・経済産業省と連携しつつ、知的財産に関する資料・情報提供の協力を実施。	小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援。					2012年度サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(講座型学習活動支援)募集要項において、「知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意の高揚の内容を含む講座」を支援対象であることを明記するとともに、連携先として知的財産に関する団体を紹介した。	引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(講座型学習活動支援)の募集要項で科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組も支援対象とすることを明記するとともに、必要に応じて知的財産関係の団体の紹介を行った。	○	引き続き、小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援する必要がある。
				・文部科学省と連携しつつ、知的財産に関する教育・啓発について資料・情報提供の協力、事業の周知を実施。 ・発明に対する理解と関心を高めるために、知的財産に関する創造力・実践力の開発を推進する事業を実施。 ・知財人財育成関係機関に対し、国民の知的財産に関する意識を高めるための効果的な教育に向けた取組を促進。					・文部科学省が独立行政法人科学技術振興機構(JST)を通じて実施するサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトを日本弁理士会及び知的財産の教育・啓発に興味を有する学校・指導者に周知した。 ・独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を通じ、77の高等学校及び高等専門学校を対象に、知的財産を踏まえて創造力・実践力を向上させる取組を支援する。 ・日本弁理士会から、文部科学省がJSTを通じて実施するサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトに対する講師派遣の協力を取り付けた。	・引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトの周知を行う。 ・引き続き、高等学校及び高等専門学校を対象に、知的財産を踏まえて創造力・実践力を向上させる取組を支援する。 ・引き続き、日本弁理士会に対し国民の知的財産に関する意識を高める取組を促す。	○	文部科学省と連携しつつ、教員に対する知財教育研修の充実や、学校・地域における知財教育の推進に向けた取組を行う必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況	評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況			
「知財計画2010」からの継続施策												
70	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手續を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	2010年度に開発し提供を開始した、電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供しつつ、法令改正に応じ必要な修正を実施。					・電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供した。 ・なお、提供している出願書類に影響を及ぼす法令改正が無かつたため、修正は要しなかった。	法令改正により提供している出願関連書類に影響が生じる場合には、適宜修正を行う。	○	今後も、利便性向上に関するユーザーニーズなどを踏まえた見直し・改善が必要である
71	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築をしつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。					JAPANブランド育成支援事業において、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図った。本年度は80件の事業に交付決定を実施した。	JAPANブランド育成支援事業を通じて2012年度も地域中小企業のブランド構築に対する支援を行う。	○	
72	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランド構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。					地域における食材を核とした食文化のブランド構築に向けた地域の取組を促進するため、地域の食材を活用した特徴的な料理などについて、地域団体商標、意匠といった知的財産権の取得を目指す取組を支援した。	2011年度の取組を踏まえ、地域における食材を核とした食文化の活用・創造を支援する。特に女性グループによる伝統料理の見直しの取組を重点化する。	○	地域関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、ブランド戦略策定支援を実施する必要がある。
73	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省	中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布して周知。					中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布して周知を行った。	引き続き、金融機関をはじめとする関係機関に対して広くパンフレットを配布し、支援策等の普及啓発を行う。	○	金融機関を始めとする関係機関を通じて、中小・ベンチャー企業に、知的財産戦略の認識を高める必要がある。
74	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省	中小企業を含む事業者を対象に、営業秘密管理指針を用いて、営業秘密管理に関する説明会を全国で実施。					10月~12月にかけて全国17か所で中小企業に対して営業秘密管理に関する説明会を実施し、営業秘密管理指針の普及活動を行った。	-	○	説明会を通じ、営業秘密管理の重要性について更なる周知を図る必要がある。
75	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外國為替及び外國貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行なうベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省	外國為替及び外國貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレットをはじめとする資料を約54万部配布するとともに、説明会を全国各地で約80回実施することにより、輸出者への普及啓発を進めた。 ・2012年3月上旬までに予定されていた説明会を確実に実施し、様々なツールを利用して、パンフレット配布を含む普及啓発活動を行った。					引続き、外國為替及び外國貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者への普及啓発を進められた。 ・2012年3月上旬までに予定されていた説明会を確実に実施し、様々なツールを利用して、パンフレット配布を含む普及啓発活動を行った。	引続き、外國為替及び外國貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者への普及啓発を進められた。	○	とりわけ中小・ベンチャー企業、大学・研究機関に対して、資料配布や全国各地での説明会を通じて普及啓発を進め、技術の意図せざる国外流出の未然の防止を促進する必要がある。
76	ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施する。	経済産業省	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施。					デザインやブランドの戦略的な知財保護に資する事例集を活用し、企業との意見交換、知財関連窓口及びセミナーでの配布を行うことで、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発を行った。	-	○	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施することが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
77	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般的のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特徴したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省	2010年度に実施した「新ICT利活用サービス創出支援事業」の一部におけるユーザー参加型の実証実験の結果から政策課題を抽出し、今後の施策展開に活用。						ユーザー参加型の実証実験成果(標準技術規格、ガイドライン策定)について、民間において普及・展開を行った。		○	関連省庁がユーザー参加型の実証実験の更なる取組を進めるとともに、結果を今後の施策に有効活用する必要がある。
			経済産業省	新市場創出・普及を促進するため、クラウドコンピューティングや、先進性・独創性のあるサービスモデルを活用した実証事業を一般消費者を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。						クラウドコンピューティングを活用したデータベースを構築し、ユーザー参加型のサービス実証を開始した。	—	○	
78	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発並びにプロトタイプシステムの開発及びモデル農家での実証を実施。	農業現場でのシステムの試用・評価を実施。				・農作業・環境情報・生態情報等のデータ計測・可視化のためのシステム改良を実施し、農作業等情報の蓄積を行うとともに、データマイニング手法の基礎的データ解析を実施した。 ・AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題を検討し、取りまとめた報告書を作成した。 ・AIシステム実証事業(緑と水の環境技術革命プロジェクト事業)に関する2012年度予算を措置した。	2011年度の取組を踏まえ、データ取得システム、データマイニング手法の改善点の検討を行うとともに、AIシステムのうち、実用化レベルに達した要素技術について、順次実証事業を行い実用化を推進する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期		進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
79	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	文部科学省と連携しつつ、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点)を整備。	経済産業省	<p>文部科学省と連携しつつ、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点)を整備。</p>		<p>・既に整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人財育成を推進。</p> <p>・既に整備された各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。</p>				<p>・産学官が先端技術の実用化に向けて共同研究を行うための施設整備を行、「先端イノベーション拠点整備事業」によるすべての拠点を整備した。</p> <p>・既に整備された拠点におけるポストドクターの活用により、先端技術に係る人財育成や研究開発を開始した。</p>		○	各拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出することを期待する。	
		文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。						<p>一部拠点において、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)を含む国家プロジェクトを活用した研究開発を実施した。</p>		<p>文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクト支援を実施する。</p>		○	文部科学省と連携しつつ、成功事例の創出が望まれる。	
		<p>大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもつて参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する</p>		<p>・文部科学省と連携しつつ、「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」において、引き続き出口を見据えた研究開発プロジェクトを重点的に実施。</p> <p>・産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人財育成機能を強化し、人財育成との好循環を形成。</p>				<p>・TIAの拠点機能を活用した「低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト」、「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」、「低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト」及び「ナノクワノロジーを活用した環境技術開発」を含む研究開発プロジェクトを引き実施した。</p> <p>・2011年2月に、今後5年間でTIAが目指す具体像を明確にするとともに、具体的なアクションプランを示す「TIA中期計画」を中核4機関の長で構成される「TIA運営最高会議」において決定した。</p> <p>・同じ2011年2月に、民間企業のTIAへの参画を促進することを目的に、独立行政法人産業技術総合研究所、同品質・材料研究機構、筑波大学、一般社団法人ナノテクノロジースイッチ協議会及びTIAを活用した研究開発プロジェクト実施者で構成される「TIA推進協議会」の設立を合意した。2011年5月に正式発足し、TIAにおける技術シーズを分かりやすく紹介するHPを立ち上げ、技術シーズを企業に紹介するイベントなどを開催した。</p> <p>・2011年4月に、将来の日本を担う新産業の創出を牽引するグローバルなナノテクの次世代リーダーを育てる目的で、中核4機関、東京理科大学及び芝浦工業大学を含む大学が参画した「TIA大学院連携コンソーシアム」を設立した。</p> <p>・2011年5月にはカーボンナノチューブ(CNT)のユーザーへのサンプル配布を開始し、CNTを応用した新たな製品開発を促進する取組を実施した。</p>		<p>・各プロジェクトを引き続き実施するとともに、新規研究開発プロジェクトを立ち上げる。</p> <p>・「TIA連携大学院コンソーシアム」における具体的なカリキュラムを構築する。</p> <p>・TIA推進協議会を利用した新規広報事業を立ち上げる。</p> <p>・その他、「TIA中期計画」を着実に実施する。</p>		○	つくばイノベーションアリーナ(TIA)に係る事業の成果の検証と問題点の解決が必要である。	
		文部科学省		経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。		<p>・2010年度採択の2技術テーマについては、「産学共創の場」としての意見交換の場を設け、参加企業が研究に必要とする試料を提供することを含め、民間リソースを活用する形で技術テーマの解決に資する研究を推進した。</p> <p>・また、2011年度技術テーマとして、「ヒト生体イメージングを目指した革新的ハイオフトニクス技術の構築」と「革新的次世代高性能磁石開発」を新たに採択し、それぞれの技術テーマの解決に資する研究を推進した。</p>		<p>2010年度及び2011年度に採択した研究課題について、「産学共創の場」に参加する企業の民間リソースを活用する形で研究を推進すると同時に、2012年度新規テーマとして東北産業界のニーズに基づく技術テーマを決定し、東北地方の復興支援に資する研究を推進する。</p>		○	経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充するとともに、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速する必要がある。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~ 2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
80	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人財を含む)を整備する。	文部科学省 経済産業省						・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施及び知的財産管理に関するルールの整備を含む取組を推進した。 ・産学官連携集中拠点「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」では独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の知財プロデューサー制度を活用し、TIAの主要な研究プロジェクトにおいて、同知財プロデューサーとTIAの知財関係者による会合を定期的に開催することにより、国内外の研究拠点における知財モデルの分析及びオープンイノベーションにおける知財モデルの在り方について検討を行った。 ・上記の検討結果をTIAの知財制度を検討する独立行政法人産業技術総合研究所・同物質材料研究機構・筑波大学及び研究プロジェクト参加企業で構成される「TIA知財WG」へ提示した。 ・「TIA知財WG」において、提示された検討結果のうち「TIAにおける知財情報の新規研究戦略への活用方法」及び「知財情報発信による新規参画者開拓へつなげるための方策」についてTIA全体の知財モデルを検討した。	・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施及び知的財産管理に関するルールの整備を引き続き実施する。	○	研究拠点におけるオープンイノベーションを推進するために、必要な運用体制、設備利用及び知財管理のルールの明確化した上で、継続的に検討・改善を行う必要がある。
									・知財情報の一元的発信システムの試行を実施する。 ・新規研究プロジェクトにおけるオープンイノベーション促進のための知財マネジメントの検討を行う。	○		
81	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化・広域化・専門化)、知的財産マネジメント人財の質的強化により産学連携機能を強化する。 ※産学連携機能の評価の在り方の見直しについては、項目49に記載。	文部科学省 経済産業省		経済産業省と連携しつつ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。			経済産業省と連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標について、有識者の意見を得て試行的な評価を実施した。	経済産業省と連携しつつ、評価の結果も踏まえ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会産学官連携推進委員会において、大学知財本部やTLOの産学官連係機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	○	経済産業省と連携しつつ、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学官連係機能の強化のための方策を検討し、結論を得る必要がある。
									文部科学省と連携しつつ、「創造的産学連携体制整備事業」により14機関を支援し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を実施した。	「創造的産学連携体制整備事業」を実施し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を図る。	○	文部科学省と連携しつつ、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を継続的に実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
82	大学における普及啓発(短期)	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、大学関係者が集まるセミナーの機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討的重要性を周知。					大学が集まるセミナー(計10回)で、共同研究における論文発表前の特許出願の検討的重要性を周知した。	-	○	・大学向けの講演や特許庁ホームページを通じて、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介する必要がある。 ・文部科学省と経済産業省が連携の上、セミナーや説明会を活用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する必要がある。	
		※営業秘密管理の重要性に関する普及啓発活動の強化については、項目40に記載。		大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信による普及啓発を強化。					・特許庁ホームページにおいて、「大学・研究者等にも容易な出願手続について」として、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介した。 ・改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について、大学技術移転協議会でのシンポジウムやインバーションジャパンにおいて広く周知を行った。	・引き続き、特許庁ホームページにおいて、「大学・研究者等にも容易な出願手続について」として、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介する。	○		
		文部科学省と協力し、大学向け説明会の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や「安全保障貿易管理ハンドブック」をはじめとする普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。	経済産業省	文部科学省と協力し、全国を8ブロック(東北ブロックは中止)に分け、大学向けの安全保障輸出管理制度の紹介及び説明会を実施した。 ・また、大学向け普及啓発用のパンフレット(約11万部)及びポスター(約5万部)を通じた情報発信を行い、大学への普及啓発を進めた。 ・2012年3月上旬までに予定されていた大学向けの安全保障輸出管理制度の紹介及び説明会を実施し、様々なツールを利用して、パンフレット配布をはじめとした普及啓発活動を行った。	文部科学省と協力し、大学向け説明会を開催するのに加え、大学向け普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信を行うことにより、大学への普及啓発を更に進めること。	○							
83	外国企業から大学が受け入れられる研究資金の拡大(短期)	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府	外国企業・機関と国内大学・公的研究機関との連携につき、国内大学・公的研究機関における現状規定や問題点について、関係府省が引き続き調査を実施。この調査を踏まえ、連携ルールを関係府省の合同で検討し、結果を大学・公的研究機関に対し周知。合同で検討する場合は内閣府が設置。					・外国企業・機関と国内大学・公的研究機関との連携につき、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討会を開催し、国内大学・公的研究機関における現状規定や問題点についての調査を実施した。 ・また、国内大学の協力を得て、外国企業との共同研究や受託研究において、どのように連携すべきかに関する調査を継続した。 ・これらの調査も踏まえつつ、関係府省合同で検討を進め、外国企業・機関との連携において基礎となる資料を取りまとめ、周知した。	-	○	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、必要に応じ、大学からのヒアリングを通じ、共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携ルールについて、関係府省で協力し検討する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
84	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	文部科学省	国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約をはじめとした取決めにおいて、可能な限り研究成果のオープン・アクセスの確保を要請。					委託事業の募集要項において、可能な限り研究成果のオープン・アクセスの確保を要請した。	研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当な研究プロジェクトにおいて、その公開・閲覧を促進する。	○	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保するための環境整備を進める必要がある。	
										－	○	
		文部科学省	・学術論文の電子化の推進。 ・大学及び公的研究機関における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献の科学技術情報をリンクし提供する基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。					・独立行政法人科学技術振興機構(JST)が開発・運用する科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において、国内学協会による学会誌、論文誌806誌(2012年1月末現在)の電子化・公開を支援した。 ・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業を受けて、リポジトリ構築機関が着実に増加しており、2012年1月末現在223機関が公開した。 ・J-GLOBALについては、本格版のリリースに向け、Web API(Application Programming Interface)による連携先拡充、文献情報の拡充、精度向上のためのチューンナップ及びインターフェースの改善を実施している。2011年11月にβ版1.6をリリースするとともに、研究者情報の新たな登録システムとして「aD&Researchmap」の提供を開始した。論文情報、特許情報その他の業績情報を研究者自身が容易に登録・更新することを可能とした。	・J-STAGEについては、他システムとの互換性・流通性を高めたため、世界標準となりつつあるXML形式に全面対応した新システム(J-STAGE3)を2012年4月に本格運用を開始する。同システムの提供を通じて、我が国の学術論文の電子化や、国内学協会誌の発信力強化を更に推進していく。 ・自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のために国立情報学研究所が提供する「共用リポジトリ」を活用して機関リポジトリの構築を推進する。 ・J-GLOBALについては、2012年度第1四半期の本格版リリースを目指し最終調整を進めるとともに、本格版リリース後も、利用者ニーズを踏まえ、収録情報の網羅性向上やリンク機能の拡張を継続的に実施する。	○		
										－	○	
		厚生労働省	2010年度研究成果情報のデジタル化の推進及び厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について検討を実施。	厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合運用を促進。					2010年度研究成果情報のデジタル化の推進及び厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について検討を行い、仕様書を作成した。	仕様書に従い、システム開発、テストを行い、2012年度中に高度化したデータベースの運用を開始する。	○	
		農林水産省	システムの運用ポリシーを整備し、データベースの運用を開始。	これまでの検討を踏まえ、オープンアクセスを推進。					・データベースの運用を2011年12月より開始した。 ・現在、運用ポリシーの整備を進めている。	関係機関との連携を図り、引き続き運用ポリシーの検討整備を進めることにより、オープンアクセスを推進する。	△	
		経済産業省	研究情報公開データベース(RIO-DB)や知的財産権公開システム(IDEA)を集積した産業技術総合研究所の機関リポジトリ(産総研リポジトリ)の整備拡充を実施。					研究情報公開データベース(RIO-DB)や知的財産権公開システム(IDEA)を集積した独立行政法人産業技術総合研究所の機関リポジトリ(産総研リポジトリ)の整備拡充を実施した。	－	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
85	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへの特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスクアントの改善)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、法改正後の拡大された新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引きを作成し、2011年9月に特許庁ホームページにて公表した。	作成・公表した手引きの利用状況を見極めつつ、大学や公的研究機関がより利用しやすくなるように、必要に応じて当該手引きを更新する。	○	作成・公表した手引きの利用状況を見極めつつ、大学や公的研究機関がより利用しやすくなるように、必要に応じて当該手引きを更新する。
86	実効ある産学連携へ向け予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人財育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府	産学官連携のための予算や税制上の支援の現況に関する調査を進めるとともに、企業から大学及び公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、関係府省が合同で検討を実施。この結論を得て、必要な措置を実施。合同で検討する場合は内閣府が設置。					・実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討会を開催、産学官連携のための税制の現況について調査を実施し、必要な措置を講じた。 ・「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」においては、更なる民間資金の誘導のため、金融機関も含めた「産学官金」連携の取組を開始した。 ・さらに、産学官の緊密な連携による科学技術イノベーションの推進に向けて、産学官をはじめ多様で幅広い関係者の主体的な参画による「科学技術イノベーション戦略協議会」の設置に向けた検討を行った。		△	科学技術イノベーション戦略協議会における議論も踏まえ、予算や関連する措置及び税制上の支援について、産学連携を促進する取組を推進していく必要がある。
			文部科学省									
			経済産業省									
87	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					・第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、その施行に伴う政令及び省令の整備を行い、政令は2011年12月2日、省令は2011年12月28日にそれぞれ公布された。 ・2012年4月1日の改正特許法施行に向け、改正後の制度の周知を進めるとともに、新制度への移行をスムーズに行うべく体制を整えた。	通常実施権の当然対抗制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を一層推進する必要がある。	○	改正特許法に基づき、通常実施権の当然対抗制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を引き続き行うことが必要である。
88	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防衛権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成果を得る。	経済産業省	第177回国会において成立した改正不正競争防止法の施行に向けた準備を実施。					・改正不正競争防止法は2011年12月1日に施行した。 ・また、不正競争防止法の改正を踏まえ、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における被害企業の対応の在り方を示すため、営業秘密管理指針を改訂し、周知を行った。	—	○	改正不正競争防止法の内容に関して、関係者に適切な情報提供を行う必要がある。
			法務省					改正不正競争防止法は2011年12月1日に施行した。	—	○	関係府省とともに法改正を周知徹底させることが望まれる。	
89	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を実施。				・2011年度知的財産権制度説明会(実務者向け)において、情報収集を行った。 ・知的財産活動調査については、2012年3月末に調査結果を取りまとめる予定である。	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を行ふ。	○	職務発明制度について、国内外の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取り扱いを含めた望ましい知財管理の在り方について検討を行う必要がある。	
90	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会第25回商標制度小委員会(2012年2月20日)において、商標制度の見直しに係る検討課題に関し、新しいタイプの商標については導入の方向で議論を進めることとし、また、国内外の周知な地名の保護については審査基準を一層整備することを検討する方向で結論を得た。	必要な審査基準の改正を行うとともに、新しいタイプの商標の導入に向け検討を行う。	○	必要な審査基準の改正を行うとともに、新しいタイプの商標の導入に向け検討を行う必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
91	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会における特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性についての検討結果を踏まえ、審査基準を改訂。						産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会審査基準専門委員会における特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性についての検討結果を踏まえ、2011年10月に審査基準を改訂した。	改訂された記載要件の審査基準の統一的な適用を図るために、運用状況の調査を行う。	○	改訂された記載要件の審査基準の統一的な適用を図るために、運用の実態を把握しつつ、必要に応じて対応を行う。
92	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注化の活用を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を22ヶ月台を達成。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討・実施。					2011年度末の審査順番待ち期間(FA期間)を22ヶ月台とする目標の達成に向けて総合的な取組を実施しており、上記目標は達成できる見込みである。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表する。 ・2011年度の達成状況に基づいて必要な措置を検討・実施する。	○	引き続き、2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討・実施する必要がある。
93	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査業務レベルの国際調和を進めため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。 ※特許審査ハイウェイの対象拡大については、項目28に記載。	経済産業省	五大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく、各庁の審査結果を共有化するシステムについて具体的な構成の検討、設計及び構築を実施。また、各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境、共通の出願様式の枠組みの拡大、データ形式の標準化について検討を実施。 2011年3月に開催された多国間PPH会合の結果を踏まえ、手続簡素化を着実に実行に移すべく、関係国との調整を実施。	五大特許庁目標に基づき、審査結果を共有化するシステムのリースをはじめとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進。					・五大特許庁の目標に基づき、審査結果を共有化するシステムの仕様について合意とともに、当該システムのサービスレベル合意の文書案及び更なる参加国の大枠に向けた枠組みの在り方に関する文書案を提示した。 ・さらに、共通の出願様式の枠組みの拡大に向け、当該様式の定義文書に五大特許庁間で合意するとともに、データ形式の標準化に向けた議論を開始した。	・五大特許庁の目標に基づき、審査結果を共有化するシステムの具体的な設計及び構築を推進し、2013年度には五大特許庁間の相互接続とシステムリースを行う。 ・さらに、五大特許庁以外への参加国の拡大や、異なるシステムの機能拡張に向けた議論を行う。	○	審査結果を共有化するシステムのリースをはじめとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進し、五大特許庁の目標を達成する必要がある。
		新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施。		PPHの手続簡素化について合意を形成。					・2011年10月に開催された多国間PPH会合において、出願人が提出する書類を削減すべく、特許審査書類へのアクセスシステムを最大限に活用して情報力を共有していくことを参加国で確認した。 ・また、要件を統一した多国間PPHにおける手続簡素化について参加国と議論した。	多国間PPHにつき、各國と手續簡素化・要件緩和に向けた意見交換及び調整を実施する。	○	PPHの手續簡素化について迅速に議論を進め各国と合意形成する必要がある。	
		2011年10月に開催された多国間PPH会合において、出願人が提出する書類を削減すべく、特許審査書類へのアクセスシステムを最大限に活用して情報力を共有していくことを参加国で確認した。 ・また、要件を統一した多国間PPHにおける手續簡素化について参加国と議論した。						・PPHのコンセプトについて、各國と意見交換する。 ・要件を統一した多国間PPHの枠組み構築に向けた調整を行う。 ・「PPH-MOTTAINAI」の申請数に関する情報を各國で共有する。	・PPHのコンセプトについて各國と意見交換するとともに、要件を統一した枠組みの構築に向けた調整を行う必要がある。 ・その他、新たな審査協力に関する取組に関する議論についても積極的にリードし、他国との必要な調整を実施する必要がある。	○	・PPHのコンセプトについて各國と意見交換するとともに、要件を統一した枠組みの構築に向けた調整を行う必要がある。 ・その他、新たな審査協力に関する取組に関する議論についても積極的にリードし、他国との必要な調整を実施する必要がある。		
94	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					・法改正で導入された期間徒過後の手続を救済する規定について、救済要件に係る判断の指針及び救済を受けるために必要な手続の概要をまとめたガイドライン案を作成し、2011年12月8日から2012年1月13日までの期間でパブリックコメントを募集中。 ・上記ガイドラインの最終版及びQ&A集を2012年3月1日に公表し、手続救済制度を周知した。	-	○	法改正で導入された期間徒過後の手続を救済する規定について、適切な運用を行うとともに、救済を受けるために必要な手続などについて、出願人に一層の周知を図る必要がある。	
95	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間会合で議論。 ・制度調和に向けた各國の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国を含む主要国との二国間・多国間対話を実施。					・2011年6月に東京で開催された五大特許庁(日米欧中韓)長官会合において、特許制度調和について初めて議題に取り上げ、五大特許庁の枠組みの中で、制度調和の議論に資する実務レベルでの比較研究を日本特許庁リードで実施するとに合意した。2012年春に研究結果を取りまとめるべく、作業を進めた。 ・日、米及び欧州の主要国のみで構成される先進国間の新たな会合(デゲルンゼイ会合)が設立され(2011年7月1日開会)、参加国により、特許制度調和に関する重要な項目	五大特許庁会合、日、米及び欧州の主要国のみで構成される先進国間の新たな会合(デゲルンゼイ会合)並びに特許制度調和に関する先進国間会合(B+会合)の場において、特許制度調和に関する各國の	○	五大特許庁会合などにおける議論をリードし、特許制度調和を推進する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定					
			外務省						(先願主義、グレースビリオドなど)について各國制度の比較作業を実施することに合意し、その作業を終了した。 ・長官級の二国間会合(計15回以上)を開催し、今後の特許制度調和の議論の進め方について議論した。 ・長年の我が国の働きかけもあり、先願主義への移行を含む米国特許法改正法が2011年9月に成立した。	協調を継続的に働きかけつつ、特許制度調和の議論を前進させる。	○				
96	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期) ※外国語特許文献の検索環境の整備については、項目32に記載。		経済産業省	・2010年度に実施した特許文献の機械翻訳に関する調査結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。		五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。			・外国特許庁へ提供する日英機械翻訳サービスの翻訳精度の調査結果から、辞書整備の有効性を確認した。 ・外国特許文献を日本語で検索できる環境整備のため、機械翻訳精度向上に有効な辞書作成方法を調査した。	2011年度に実施した調査を基に、特に中国特許文献を対象に辞書作成を実施する。	○	2011年度に実施した調査を基に、急激に特許出願件数が増大している中国語を中心とした辞書作成について実施する必要がある。			
				日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低成本で一般に提供。					非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトを本格的に実施した。	日英機械翻訳については日本特許庁がフィードバック結果を分析し、日英機械翻訳の精度向上を図る。	○	五大特許庁の枠組みにおいて、各庁が提供する機械翻訳の精度を相互に向上させる取組を継続する必要がある。			
									・1年あたり5千語を追加登録し、約7万5千語を収録する日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供した。 ・例年どおり、2012年2月に新規5千語の未知語を辞書データに追加登録し、同年3月、追加登録された内容が含まれた日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供した。	今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行い、日英機械翻訳の精度向上を推進する。	○	未知語の追加登録と辞書データの提供を行うことで、日英機械翻訳の精度向上を推進する必要がある。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定					
97	植物新品种保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品种保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品种保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品种保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品种保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省	東アジア植物品种保護フォーラムを活用して、品种保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。					<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアにて第4回フォーラム会合を実施した。 ・上記取組を実施した結果、東アジア各々に対し、植物品种保護制度の重要性と必要性についての意識が向上した。 		○	東アジア植物品种保護フォーラムを活用し、品种保護制度の必要性について各々に普及啓発することが必要である。			
				<ul style="list-style-type: none"> ・タイにて第5回フォーラム会合事前協議を実施した。 ・上記取組を実施し、東アジア各々に対し、植物品种保護制度の重要性と必要性について意識の向上を図った。 											
				<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア植物品种保護フォーラムを活用して、植物品种保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受け入れ ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣 		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイへ派遣した。 ・植物品种保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受け入れた。 ・海外の局長級職員を受け入れ、植物品种保護に関するセミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、東アジア各々に対し、品种保護制度の重要性と必要性についての認識の向上及び審査基準に関する技術面の向上が図られた。 		○	東アジア植物品种保護フォーラムを活用して、植物品种保護制度における研修生の受け入れ、各々での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催及び各々で開催される技術研修への専門家の派遣を実施する必要がある。			
				<ul style="list-style-type: none"> ・各国の実情に合わせた、より高度な指導の取組に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れ。 		東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・審査に際する高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をインドネシア、シンガポール及びタイへ派遣した。 ・フィリピンにて植物新品种保護同盟(UPOV)91年条約に関する基礎技術研修を実施した。 ・上記取組を実施した結果、審査基準に関する技術面の向上が図られた。 		○	東アジア地域における植物新品种保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品种保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働きかけや「東アジア植物品种保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。			
				<ul style="list-style-type: none"> ・UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。 					<ul style="list-style-type: none"> ・中国にて審査基準作成ワークショップを実施した結果、中国との審査協力の検討が始まる契機となった。 		○	各国の実情を踏まえ、高度な指導を行うための専門家の派遣、研修生の受け入れが必要である。			
				各国のUPOV91年条約締結に向け、各々の国内法改正を支援。					<ul style="list-style-type: none"> ・各々の植物新品种保護同盟(UPOV)91年条約締結に向け、各々の国内法改正の支援を実施した。 ・上記取組を実施した結果、東アジアのいくつかの国で制度整備・国内法改正のための意識付けが図られた。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、カンボジアに対し、植物品种保護制度の整備のための意識付けを行った。 		○	引き続き、各々のUPOV91年条約締結に向け、各々の国内法改正を支援することが必要である。			
				東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品种廳の取組を調査。					<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品种廳(OPVO)の取組を調査して、OPVOの設立に至る経緯及びそれらに関する諸事情を明らかにした。 						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
98	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な協議(以下参照)の場を通じ、関係府省で連携しつつ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。 -日中ハイレベル経済対話 -日中経済パートナーシップ協議 -日韓ハイレベル経済協議 -日韓経済局長協議					・日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、知財権対策の強化を要請した。 ・中国などの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、知財権侵害対策の強化に向けた働きかけを実施する。	○	相手国との協力関係を深めつつ、知財権侵害対策の強化を働き掛ける必要がある。
				文部科学省					・2011年4月、11月の官民合同ミッション、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・日中の著作権関係団体同士による意見交換を行うセミナーを開催し、関係団体同士の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で合意を図る。	○	
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。					・2011年4月、中国において最も模倣品の製造・流通が多い地域の一つである広東省にハイレベルミッションを派遣し、広東省幹部との会談で地方における知的財産保護強化の協力枠組みの構築について意見交換し賛同を得た。 ・2011年10月に第3回日中知的財産権ワーキング・グループを神戸で、2012年1月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを東京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より提案を行なとともに、産業財産権分野における協力推進について認識の共有を図った。	・二国間協議の場で、知的財産侵害対策の強化と継続を中国政府に働きかける。 ・CODAの動画投稿サイトに対する違法コンテンツに対する削除要請の本格的稼働を促す。	○	
			警察庁	・経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキーム構築に向けた取組を実施。 ・中国捜査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締り状況の確認を実施。					・2011年10月、第3回日中知的財産権ワーキンググループに参加し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、中国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。 ・外国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を、中国等の外国当局に提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。	中国といった外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	国土交通省		日中両国間の協力体制の構築・定期的協議の開催を視野に、中国政府との政策対話及び同国関連業界団体との意見交換を通じて、船舶関連機器の模倣品による被害の実態把握及び被害を軽減させるための対策に関する議論を実施。					・2011年11月の日中造船・船用工業工作者者交流会の開催を支援し、日中の関係団体間で合意されたMOU(船用純正品の使用に関する合意書)の締結を支援した。 ・啓発リーフレットの作成・配布、模倣品講習会の実施や被害実態調査を行った。 ・JASMEA純正品ラベルの普及支援、船用工業製品純正品確認マニュアルの普及支援をはじめとした関係団体の模倣品対策活動の支援を行った。	官民の連携を強化し対策を推進する必要がある。	○	相手国との協力関係を深めつつ、知財権侵害対策の強化を働き掛ける必要がある。
				・途上国税關に対し、知的財産権侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税關機構と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 ・日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3カ国税關において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 ・侵害発生国・地域の税關当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を中心協力を促進する税關相互支援協定の締結に向けた取組を実施。					・2011年10月、日中韓3カ国税關と世界税關機構が協力して、IPRセミナー(於韓国)を開催した。 ・2011年11月、ASEAN諸国から税關当局職員6名(カンボジア・インドネシア・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・ベトナム)を受け入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。 ・2011年10月、日中韓税關長官会議の枠組みの下、日中韓知的財産作業部会を開催し、知的財産侵害物品の水際取締りに係る情報交換及び協力を要請を行った。 ・2012年3月、中国税關職員10名を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行う。 ・情報交換を継続的に実施する。	日中韓知的財産作業部会の場を活用し、3カ国間における情報交換のさらなる促進を目指す。	○	
		農林水産省		関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				・関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施した。 ・地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施した。	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施するとともに、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施する。	○		
		総務省		関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				2011年10月の「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」への署名をはじめ、関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施した。	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題						
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定								
3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略																		
「知財計画2011」本文記載の施策																		
99	電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。(短期)		文部科学省	出版者の権利の在り方について「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。			・2011年12月、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取扱いまとめ、「出版者への権利付与」に関する今後の検討の方針性を示した。 ・当該報告を踏まえ、文化庁において「出版者への権利付与」に係る法制面における課題の整理等を目的とした検討の場を設けた。	電子書籍の流通と利活用の円滑化に関する検討会議報告において必要とされた「出版者への権利付与」に係る検証・検討を実施するとともに、当該検証・検討結果を踏まえて権利付与の具体的な在り方について検討を実施する。	○	「出版者への権利付与」について早急に結論を得た上で、必要な措置を実施する必要がある。							
			経済産業省	実証実験により、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。				電子出版物等の契約円滑化を図るため、民間有識者からなる委員会を開催し、国内外のコンテンツ配信に関連する制度や、ビジネスモデルの整理を行うとともに、コンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、実証実験により電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	実証実験の結果を踏まえ、電子出版物の契約円滑化モデルに関する更なる利用を促進する。	○	実証実験の結果を踏まえ、電子出版物の契約円滑化モデルの更なる利用を促進する必要がある。							
100	電子書籍の市場整備の加速化		総務省	様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となるよう、日本語の縦書きやルビに対応した、中間ファイル・フォーマットを策定し、その普及を図るとともに、中小企業の対応を支援する。(短期)				・2011年5月、新ICT利活用サービス創出支援事業(電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト)に関する成果報告を公表した。同年6月、事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開に当たっての意見を聴取し、結果を公表した。 ・検討会議の参加などを通じ、関係府省と連携し、取組への協力・支援を行った。	関係会議への出席、情報収集などを通じ、関係者との連携を図り、新ICT利活用サービス創出支援事業の事業成果(技術標準、各種ルール)を普及促進する。	○	2011年度の成果を踏まえ、電子書籍交換フォーマットの普及展開を推進していく必要がある。							
			経済産業省	電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の普及促進のため、中小企業に対する支援として、フォーマット運用ガイドライン案の策定及び検証を実施。				・中間(交換)フォーマットの普及促進のため、民間有識者からなる委員会を開催し、交換フォーマット運用ガイドラインを策定し、印刷会社などによる評価実験においてガイドラインの実効性の検証を行うとともに、印刷会社向け説明を行い、印刷会社へガイドラインの周知を図った。 ・2012年2月に出版社を対象としたセミナーを開催し、同年2月末に上記検討結果に係る報告書を公表した。	交換フォーマットの普及促進に向けて、関係府省との連携を図りつつ、必要に応じて対応を行う。	○	交換フォーマット運用ガイドラインの普及促進を進める必要がある。							
101		海外のフォーマット標準である最終フォーマットについて、アジアを中心とする各国と連携して、縦書き・ルビを含む日本語対応を可能とする。(短期)	総務省	海外のフォーマット標準(IDPFのEPUBやW3C)の改訂に際し、各国にも働きかけながら、縦書き・ルビといった日本語組版仕様を反映。				・2011年5月、新ICT利活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)に関する成果報告を公表した。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開にあたっての意見を聴取し、その結果を公表した。 ・W3Cでの標準化においては、2011年6月に日本でフォーラムを開催し、国内の出版・印刷等の業界関係者側の要望を整理し、提案を実施した。 ・2011年10月11日、IDPFにおいて、W3Cにおける縦書きレイアウトの基本機能に関する仕様と新ICT利活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)の成果を参照・反映したEPUB3.0が最終確定した。また、EPUB3.0の普及促進に係る課題整理・解決方策の検討を行う。加えて、2012年3月にW3Cと連携したイベントを開催し、縦書きレイアウトの実装の促進を図った。	関係会議への出席、情報収集などを通じ関係者との連携を図り、新ICT利活用サービス創出支援事業の事業成果(技術標準、各種ルール)を普及促進とともに、W3Cにおいて縦書きレイアウトに関する我が国からの要望を踏まえた標準化を推進する。	○	EPUB3.0を普及促進とともに、海外フォーマット標準における縦書きレイアウトに関する仕様策定を継続的に推進する必要がある。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
			経済産業省	日本語に対応した最終フォーマットについて関係業界に周知。					最終フォーマットについて、各所で説明を行うなど、周知活動を行つた。	関係府省と連携し、最終フォーマット周知に向けた取組を支援する。	○	関係業界に対する普及促進の継続的な取組が必要である。
102	電子書籍の市場整備の加速化	デジタル教材の円滑な導入を進めるため、教材開発や指導方法に関する研究・開発を進め、その成果を普及する。 (短期・中期)	文部科学省	児童生徒一人一台の情報端末やデジタル機器の活用に向け、「学びのイノベーション事業」において、学校種、発達段階、教科に応じ、モデルコンテンツの開発や、デジタル教科書・教材、情報端末を利用した指導方法の開発に関する総合的な実証研究を実施。2011年度は、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校で実施。			「学びのイノベーション事業」の成果を普及。		・「学びのイノベーション事業」において、文部科学省が開発したデジタル教科書・教材(国語、算数、外国語活動)のデジタル教科書・教材を活用した指導方法を開発し実証した。 ・小学校(社会、理科)、中学校(国語、数学、英語)のデジタル教科書・教材及び特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状況に応じた教材を開発した。	・中学校(社会、理科)のデジタル教科書・教材を開発する。 ・小学校(国語、算数、外国語活動)のデジタル教科書・教材を活用した指導方法を開発し効果の検証を継続して実施する。 ・小学校(社会、理科)、中学校(国語、数学、英語)のデジタル教科書・教材及び特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状況に応じた教材を開発した。	○	これまでの実証研究の成果を踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末と学習者用デジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発や効果の検証を進める必要がある。
			総務省	「フューチャースクール推進事業」の実証研究を行い、タブレットPC(全児童1人1台)やインターラクティブ・ホワイト・ボード(全普通教室1台)の情報通信機器を使ったネットワーク環境を構築した実証校において、デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発を行う文部科学者の「学びのイノベーション事業」が実施できるよう協力、2011年度においては、これまでの小学校10校に新たに中学校8校、特別支援学校2校を追加して実施。			デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発といった成果を普及するための文部科学省の取組に協力。		これまでの小学校10校に新たに中学校8校、特別支援学校2校を追加して「フューチャースクール推進事業」の実証研究を実施し、文部科学省が開発したデジタル教科書・教材(小学校(国語科、算数科、外国語活動、社会科、理科)、中学校(国語科、数学が、外国語科(英語))について、各実証校の端末等へのインストールへの協力やデジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発に必要な実証のためのICT環境の運用など文部科学省の「学びのイノベーション事業」が実施できるよう協力した。	「フューチャースクール推進事業」を継続し、文部科学省の「学びのイノベーション事業」の取組に協力する。	○	これまでの実証研究の成果を踏まえ、文部科学省と連携し、児童生徒1人1台の情報端末と学習者用デジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発や効果の検証を進める必要がある。
			文部科学省	「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。			・2011年12月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、国立国会図書館から公立図書館などへの送信サービスの実施に係る制度改正を含めた必要な措置を行うことが適当とされた。 ・報告を踏まえ、当該送信サービスの実施に係る制度改正を含めた必要な措置を行うための準備作業に着手した。	国立国会図書館から公立図書館などへの送信サービスの実施に係る制度改正を含めた必要な措置を行う。また、当該送信サービスの具体的な運用に係るルールを定めたための関係者協議に対する支援を行う。	○	国立国会図書館からの送信サービスの実施に係る法改正を早急に行った上で、サービスの拡大に係る検討に着手する必要がある。	
103	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する。 (短期)	経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。			上記検討会議の参加を通じ、関係府省と連携し、取組への協力・支援を行った。	関係府省と連携し、取組への更なる協力・支援を行う。	○	関係府省と連携し、関係者の合意によるルール設定に向けた取組への協力・支援を行う必要がある。		
			総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。 また、策定した公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインの普及・展開を推進。			・2011年5月、新ICT利活用サービス創出支援事業(図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト)に関する成果報告を公表した。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者による事業成果の評価及び普及展開に当たっての意見を聴取し、結果を公表した。公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインについて、図書館総合展や関係団体向け講演会での周知・普及を行った。 ・検討会議の参加を通じ、関係府省と連携し、取組への協力・支援を行った。	関係会議への出席、情報収集を通じて関係者との連携を図り、新ICT利活用サービス創出支援事業の事業成果(技術標準、各種ルール、ガイドライン)を普及・促進する。	○	関係者との連携を図り、2011年度の成果の普及促進を進める必要がある。		
			文部科学省	図書館関係者と著作者、出版者との協議により、電子納本された出版物の利用に係る適切なルール設定が行われるよう支援。			国立国会図書館や関係府省との間において、電子納本制度に係る検討の進捗状況について情報を共有するなど連携を図った。	電子納本された出版物の利用に係る適切なルール設定が行われるよう、国会図書館や関係府省との連携を図りつつ、必要に応じて対応を図る。	○	電子納本された出版物の利用に係るルール設定が行われるよう、図書館関係者と著作者、出版者との協議に向けた取組を支援する必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定				
104		本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する。 (短期)	経済産業省 総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。					検討会議の参加を通じて関係府省と連携し、ルール設定の取組への協力・支援を行った。		○	国立国会図書館への電子納本に向けて、関係者の合意によるルール設定の取組を更に支援する必要がある。			
									検討会議の参加を通じて関係府省と連携し、ルール設定の取組への協力・支援を行った。				○	国立国会図書館への電子納本に向けて、関係者の合意によるルール設定の取組を更に支援する必要がある。	
105	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	NHK放送番組のインターネット配信に伴う課題を整理し、2011年11月を目標にNHKが行う番組資産の活用促進に向けた見直しを促進。 (短期)	総務省	NHK放送番組のインターネット配信に伴う課題を整理し、2011年11月を目標にNHKが行う番組資産の活用促進に向けた見直しを促進。	NHKによる見直しを踏まえ、必要な措置を実施。			NHKは業務の実施基準の見直しを行い、2011年10月、総務大臣に対して認可申請した。総務省は、申請の審査結果について、ハブリックメントの結果も踏まえて2012年1月に電波監理審議会に諮問し、実施基準の変更を認可した。		業務の実施基準は、2014年1月を目指す見直すこととされており、NHKによる検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。		○	NHKによる業務の実施基準の見直しを踏まえ、必要な措置を実施する必要がある。		
				民間の放送番組のアーカイブの拡充について、取り組むべき課題に関する関係者によるコンセンサスの形成を促すとともに、必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施。				民間の放送番組のアーカイブ拡充の際の課題となる権利処理に関し、支払関連業務の省力化に係る実証実験及び不明権利者探索の調査を実施した。		民間の放送番組のアーカイブ拡充に向けた権利処理に関する実証実験について、必要な措置を実施する。				これまでの成果を検証し、権利処理に関する実証実験について、更なる取組を進める必要がある。	
106	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	マンガ、アニメ、映画、図書といった様々なコンテンツのアーカイブの活用を促進するため、各機関におけるアーカイブ充実のための支援を行う。また、諸外国のアーカイブとの連携も視野に入れつつ、各アーカイブをネットワーク化し、一元的なデータベースを整備する。 (短期・中期)	文部科学省 総務省	メディア芸術に関して、作品に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。	一元的にアクセス可能なデータベースの充実を推進。		メディア芸術に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。		メディア芸術に関し、作品情報・所在情報等に関するメタデータの検討を行うとともに、データベースの整備に向け情報収集を行った。		メディア芸術デジタルアーカイブ事業を継続して実施し、メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースの整備を推進する。		○	メディア芸術作品に関する情報のデータベースを整備し、優れたメディア芸術作品のデジタルアーカイブ化を実施するとともに、アーカイブ間の連携を推進する必要がある。	
				公文書、図書、美術品といった知的デジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定。				・図書館、美術館、博物館、公文書館等関係者を構成員とする「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において検討を行い、2011年度末までに、研究会の提言のとりまとめ及びデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定した。 ・国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。 ・関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進する。		・図書館、美術館、博物館、公文書館等関係者を構成員とする「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において検討を行い、2011年度末までに、研究会の提言のとりまとめ及びデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定した。 ・国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。 ・関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進する。					
107		国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に関して、一層円滑な権利処理を促進する。 (短期)	文部科学省	権利者不明な場合の文化庁長官の裁定による利用促進を行う。また、円滑な権利処理が図られるよう、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援。また、国立国会図書館の書籍については、一定期間を経た著作物利用促進の観点から必要な措置を検討し、実施。					・放送事業者による過去の放送番組利用のため、関係者間のルール形成に取り組み、権利者不明の場合の文化庁長官裁定の利用促進を図った。また、2011年12月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、「出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した。 ・分野毎のルール形成促進のための協議を促すとともに、権利者不明の場合の文化庁長官裁定による利用促進に取り組んだ。 ・「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した。 ・分野毎のルール形成促進のための協議を促すとともに、権利者不明の場合の文化庁長官裁定による利用促進に取り組んだ。また、上記報告書を踏まえ、出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した。 ・出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した。		・分野毎のルール形成促進のための協議を促すとともに、権利者不明の場合の文化庁長官裁定による利用促進に取り組んだ。 ・「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した。		○	一定期間を経過した著作物に関して、円滑な権利処理を促進するため、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」で示された「出版物の権利処理の円滑化に係る基本的な考え方を示した」に対する支援といった必要に応じた対応を図る。	
108	クラウド型サービスの環境整備	我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。 (短期)	文部科学省	クラウド型サービスの著作権法上の位置付けや課題に関して、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を実施。			2011年7月より「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」を実施し、報告書を取りまとめ、2012年1月の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における私的使用のための複製の権利制限に係る議論と合わせて検討を実施した。		「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書の内容も踏まえ、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における私的使用のための複製の権利制限に係る議論と合わせて検討を実施する。						「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書を踏まえ、法制問題小委員会において検討を実施し、早急に結論を得る必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~ 2019年度	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
109	プラットフォームの競争環境整備	プラットフォームに関し、国際的な動向の情報収集を図りつつ、競争の実態を注視する。 (短期・中期)	公正取引委員会	関係事業者からのヒアリング、諸外国の当局との情報交換を通じて国際的な動向の情報収集を図るとともに、競争の実態を把握し、注視。					・国内外の電子書籍の取引の現状及び今後の動向に關し、資料収集を行うとともに、関係事業者・事業者団体からヒアリングを行った。 ・ソーシャルゲームのプラットフォーム事業者が、ゲーム提供事業者に対し他の特定のプラットフォームにゲームを提供させないようにしていた事件について、排除措置命令を行った。	関係事業者からのヒアリング、諸外国の当局との情報交換を通じて、国際的な動向の情報収集を図るとともに、競争の実態を把握し、注視する。	○	コンテンツ事業者やプラットフォーム事業者といった、関係業者との意見交換やヒアリングを行つなどにより情報収集に努めるとともに、競争の実態を注視する必要がある。	
110	3D映像の促進	NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして3Dコンテンツの普及のための取組として、安全基準の策定・制作技術の普及及び人財育成を進めること。 (短期)	総務省	我が国放送における3D映像放送の拡大を図るため、以下の措置を実施。 3Dコンテンツ及び制作技術の普及に向けて、目が疲れにくい立体映像表示技術、リアルタイムの立体映像通信の実現を念頭とした符号化技術といった研究開発の実施とともに、3D映像の識別子の国際標準化を推進。また、安全基準の策定に役立てるため、立体映像が人に及ぼす疲労感・違和感・没入感の定量評価や3D標準映像・評価手法の標準化、安全ガイドラインを検討・併せてそれらの成果に関するセミナーの開催による人材育成を支援。また、開発した「3次元映像標準テストコンテンツ」について、3Dコンテンツ制作支援のために無償配布を継続して実施。					・効率的に裸眼立体映像を伝送するための符号化技術については、MPEG 3DVの標準化活動に寄与するとともに、次世代の表示技術に対応した符号化方式の検討に着手した。また、立体映像を1時間程度視聴した際の疲労感評価実験結果を取りまとめ、セミナーを開催した。 ・「3次元映像標準テストコンテンツ」については無償配布を継続して実施した。 ・3D映像の識別子の標準化については、2011年12月に最終国際規格案(FDIS)となった。3D標準映像・評価手法の標準化については、2011年9月のITU-R SG6会合にて日本から快適視聴に関する基本的考え方等の提案を実施した。 ・2012年2月のMPEG会合に出席し、3DVの標準化に寄与した。疲労評価実験結果を2月の学会の研究会で発表するとともに、報告書をwebページで一般に公開した。	・MPEG 3DVにおける標準化活動に引き続き寄与し、日本提案技術の採用に向けた活動を推進する。また、次世代表示技術に対応した映像取得技術の開発と、その符号化技術の原理検証を行なう。 ・疲労感評価実験結果については、国際学術会議で発表するとともに、2013年4月にITUに提出する方向でテクニカルレポートを作成する。さらに、被験者を拡大した追加評価実験を実施する。 ・「3次元映像標準テストコンテンツ」については、無償配布を引き続き実施する。3D標準映像・評価手法の標準化については、3Dテレビに関する検討会やARIBにおいて検討を行う。 ・3D映像の識別子は6月にISO/IEC国際規格(IS)となり、標準化が完了する。	○	3D映像の快適な視聴に向けた標準化を通じて、今後も3D映像の普及拡大及び人財育成の支援に向けた取組みを行う必要がある。	
				デジタルコンテンツEXPOをはじめとした場を活用しつつ、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施。					2011年度デジタルコンテンツEXPOにおいて国内外の3Dコンテンツ制作作者によるシンポジウムを開催し、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施した。	デジタルコンテンツEXPOをはじめとした場を活用し、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施する。	○	今後も3Dコンテンツの制作技術の普及及び人財育成を実施していく必要がある。	
111	インターネット上の著作権侵害の抑止	インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報と共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。 (短期)	文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施。					・2011年4月、11月の知的財産保護官民合同訪問中代表団、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化等を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第4回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。 ・2011年10月に「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を実施し、各国の著作権制度の現状と課題について情報・意見交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・中国国家版権局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体同士による意見交換等を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で合意を図る。 ・WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施する。	○	民間から被害状況を聽取しつつ、様々な協議において著作権侵害コンテンツ対策の強化を強く働きかける必要がある。	
				「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった場を活用し、著作権侵害関連の情報交換を日中韓のコンテンツ担当局で密接に実施。					2011年4月と11月にCODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)とKOFOCO(韓国著作権団体連合会)が著作権侵害対策に係る覚書の締結を支援した。	CODAとKOFOCOとの更なる連携体制を強化すべく定期協議の開催を支援する。 また、中国との連携体制の構築についても、CODAや関係府省とともに検討を深め、結論を得る。	○	著作権侵害関連の情報交換の体制について、日韓間にはCODA-KOFOCOとの連携体制を軸に更に強化するとともに、日中間の協力体制を早急に構築することが必要である。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
112	インターネット上の著作権侵害の抑止 著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)		総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施。 海外のサイトに關し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を推進。						2010年度の実証実験結果を踏まえ、2012年1月にネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施した。	左記実証実験の結果を踏まえ、CODAとも連携して、海外のサイトに關し、検知・削除要請等の総合的な対策を検討し、不正流通コンテンツ対策を実施する。	○	実証実験の結果を踏まえ、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策指針を図る実効的な仕組みを構築する必要がある。
			文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。						・2011年10月に「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を実施し、各国の著作権制度の現状と課題について情報・意見交換を行った。 ・文化審議会著作権分科会国際小委員会において、著作権関係団体に対し、侵害コンテンツへの対応についてヒアリングを実施し、情報収集を行うとともに、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方に係る審議の経過をまとめた。 ・2011年3月に作成した「台湾における著作権侵害対策ハンドブック2」の周知を行い、CODA主催による「台湾における著作権侵害対策実践セミナー」を同年11月に開催した。	海賊行為に係る状況の把握に努め、政府間協議の充実をはかるとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に向けた対策を促進する。	○	民間から被害状況や対応状況を聽取り実態の把握に努めるとともに、効果的な対策を進める必要がある。
		経済産業省	関係府省と連携し、中国といった国々の当局に対し、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求めるとともに、自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を活用し、自動検知システムの普及による民間企業による自主的対策を促進。						・インターネット上の違法映像コンテンツの削除要請に係る実証実験を、中国の7動画共有サイト、台湾の1動画共有サイト、韓国の1動画共有サイトに対して実施した。また、インターネット上の違法出版コンテンツの削除要請に係る実証実験を、中国の2ポータルサイトにおいて実施した。 ・2011年10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループの場で、関係府省と連携し、中国政府に対してCODAによる中国動画投稿サイトに対する違法コンテンツの削除要請の活動に対する理解と協力を求め、併せて違法コンテンツの取締り強化を働きかけた。 ・2011年11月に知的財産保護官民合同訪中団を派遣し、我が国権利者とともに中國国家版權局に対して違法コンテンツの取締り強化を要請した。	・CODAの動画投稿サイトに対する違法コンテンツに対する削除要請の本格的稼働を促す。 ・出版の違法コンテンツの検知技術の調査・実証実験を実施し、その技術を活用して違法コンテンツに対する削除要請を実施する。	○	中国を始めとした国々の当局に対し、違法サイトの取り組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定				
113	インターネット上の著作権侵害の抑止		経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施、相手国への対策状況をフォローし以後働きかけ。二国間協議を通じた侵害発生国・地域に対する侵害対策の働きかけにより、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)を窓口とした海外のプロバイダーに対する著作権侵害コンテンツ削除の強化を実施。					・日中知的財産権ワーキング・グループ(2011年10月)では、中国政府に対してCODAの中国動画投稿サイトに対する違法コンテンツの削除要請の活動に対する理解と協力を求め、併せて違法コンテンツの取締り強化を働きかけた。 ・2011年11月に知的財産保護官民合同訪中団を派遣し、我が国権利者とともに中國国家版權局に対して違法コンテンツの取締り強化を要請した。		○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。		
				中国、韓国との二国間協議を実施。 知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。					・2011年4月、11月の知的財産保護官民合同訪中代表団、同8月の第2回日中インターネット上の知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化等を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間に著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。 ・CODAが開催する各種研究会に参加し、海賊版対策に係る情報提供を行う等、その活動を支援した。			○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。	
			文部科学省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 - 日中ハーベル経済対話 - 日中経済パーナーシップ協議 - 日韓ハーベル経済協議 - 日韓経済局長協議					・日中知的財産ワーキング・グループに参加し、著作権侵害対策の強化を要請した。 ・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。		○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求める必要がある。		
				二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。 知的財産保護官民合同訪中代表団、日中知的財産権ワーキング・グループへの参加を通じて著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。					二国間協議の開催に向けて、関係府省と協力・連携して著作権侵害への対策強化の働きかけの準備を行った。		△	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求める必要がある。		
114	創作基盤としての二次創作の円滑化		文部科学省	パロディについては、調査研究を実施し、法的課題を整理。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2011年度中に報告書をとりまとめ。	パロディについては、調査研究の結果を踏まえ、必要に応じた措置を実施。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、インターネットを通じ複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化を図るために、契約等による対応が適当であるとする報告書を取りまとめた。					○	パロディについては、海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究を実施し、2012年3月末までに報告書を取りまとめた。 ・インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、インターネットを通じ複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化を図るために、契約等による対応が適当であるとする報告書を取りまとめた。	○	パロディについては、海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究の結果を踏まえ、引き続き法的課題の整理に向けて取り組む。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、報告書に基づき、インターネット・サービスの進展や著作権等に関するルール形成の動向につき引き続き注視する。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールについては、報告書に基づき、必要な措置を実施する必要がある。	
				二次創作に関する実証実験で得られた利用ルールについて、民間における活用を促進。	表現の登録に関するプラットフォームの作成、クリエーターを含む有識者からなる委員会での検証結果からなる報告書を、普及・啓発の観点から経産省ホームページにて公表した。									

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
115	デジタルコンテンツの活用促進	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。 (短期)	文部科学省	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組の支援のために必要な施策を検討。その検討に基づき、支援のための施策を実施。					・インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム報告書において、包括契約のベストプラクティスを紹介した。また、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援した。	権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。	○	包括契約のベストプラクティスの周知とともに、権利侵害に係る民間コンセンサス形成に向けた取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況	評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況			
「知財計画2010」からの施策												
116	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、学校のクラブ活動や地域における高度情報通信人材の養成に資する措置を実施。	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人材を養成するため、学校のクラブ活動や地域において、デジタルコンテンツの制作、プログラミングといった講習の実施。			国際ロボット大会に出場する小中高校生を対象として、プログラミングなどのワークショップを実施するとともに、初等中等教育段階の子ども達を対象にした、ロボット制御のプログラミングに関するカリキュラムを制作することにより、初等中等教育段階における高度情報通信人材の養成に資する取組を実施した。	前年度の取組の成果を活用し、民間団体において自立的にワークショップを実施する。	○	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人材の養成に資する民間の取組を支援する必要がある。	
117	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省	特区制度の動向を注視しつつ、コンテンツ関連の特区の案件形成を目指し、具体的な案件が地域から提案されるよう、地方自治体といった関係者に情報提供をはじめとした必要な支援を実施。			コンテンツ関連特区の案件形成を目指し、地方自治体や民間団体に情報提供をはじめとした支援をした結果、2011年12月に札幌コンテンツ特区が指定を受けた。	指定されたコンテンツ特区に対し、国と地方の協議会のフォローを行うとともに、コンテンツ関連特区の案件形成を目指し、地方自治体等に情報提供をはじめとした支援を実施する。	○	総合特区推進調整費の活用や規制緩和に向けた取組支援など、札幌コンテンツ特区の重点推進を図るとともに、新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組支援を進める。		
			総務省				コンテンツ関連の特区の申請や案件形成がされるよう、地方自治体や民間団体の関係者に情報提供を実施した。	関係府省との連携など、必要に応じて、適切に対応する。	○	関係府省との連携など、コンテンツ特区の推進に向けた取組支援を行う必要がある。		
		文部科学省	個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約に係る課題を含めた対応が必要となる課題について、関係府省による取組と連携。				関係府省との一層の情報共有を図るなどの対応を実施した。	関係府省との連携など、必要に応じて、適切に対応した。	○	関係府省との連携など、コンテンツ特区の推進に向けた取組支援を行う必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
118	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全プロードバンド化、ホワイトベースの活用促進、IPTVの普及支援、クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	ソフト事業(委託放送業務)の認定に係る制度整備、申請受付の検討を推進。						207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のソフト事業の認定に係る制度整備を2011年7月に行い、ソフト事業者の認定を2011年10月に実施した。	2012年4月から開始が予定されているサービスの進展を踏まえ、制度の適切な運用を行う。	○	昨年度の認定の結果を踏まえ、制度の適切な運用を図る必要がある。
				90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を実施。					90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行うV-Lowマルチメディア放送の制度整備に向けて、7月から9月に事業者にヒアリングを行い、10月に結果の概要を報道発表した。また12月には各地で行われる予定の実証実験について、取りまとめの上報道発表を行った。	2011年12月に取りまとめた実証実験の進捗状況について、広く共有し、制度整備に向けた検討を行う。	○	事業者へのヒアリング結果や昨年度の実証実験の成果を踏まえ、V-Lowマルチメディア放送の制度整備に向けた取組を進める必要がある。	
				国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。					・官民検討の場などにおいて検討した要件をもとに、国際標準化機関に標準化の検討開始の提案を実施し、勧告案の作成作業が開始された。また、標準化をより推進するため、国際会合を日本に招致し各国関係者との議論を深めた。	デジタルサイネージの国際標準化に係る勧告草案の完成に向けた対応を行う。	○	デジタルサイネージの国際標準化に係る勧告草案の早期完成に向けて、標準化を継続的に推進する必要がある。	
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境を整備。		研究開発や実証実験を実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。			2010年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを進め、ホワイトスペース活用の環境整備に向けた無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めた。このうち、ホワイトスペース活用したエリア放送型システムについては、制度整備案の作成後、意見募集を実施しその結果を踏まえ、2011年度内に制度整備を行った。	・エリア放送型システムについては、2011年度に整備した制度に基づき、免許の付与を行うとともに高度化システムに関する技術的検討を進められた。 ・通信型システムについても、導入に向けた技術的検討や制度整備を進める。	○	昨年度の実証実験の成果を踏まえ、ホワイトスペースの更なる活用の実現に向けた取組を進め、環境整備を図る必要がある。	
				これまで実施してきたIPTV配信用のデータを基にした実証実験の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。					一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局一プラットフォーム間のデータガイドラインを2012年3月に策定した。	放送局一プラットフォーム間のデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局一プラットフォーム間のデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。	
				「最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発」を行い技術を確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。					クラウドシステム基盤連携技術、環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術、省電力型アクセスネットワーク制御技術の研究開発を実施した。研究開発受託者を中心としたクラウド間連携技術についてITUに標準化提案活動を行った。	前年度に開発した各要素技術の評価を行うとともに要素技術間が連携した総合評価実験を実施し、広域災害対応型クラウド基盤連携技術を確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施する。	○	昨年度の成果を踏まえ、民間フォーラムと連携しつつ、国際標準化の実現に向けた取組を支援する必要がある。	
119	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用の方策を2010年度中に策定する。	総務省	通信・放送の総合的な法体系に關し、速やかに關係する政省令を整備。					2011年6月に関係政省令を整備した。	関係政省令の周知及び適切な運用を図る。	○	関係政省令の周知及び適切な運用を図る必要がある。	
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を実施し、この結果を踏まえ、環境整備を実施。					2010年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを進め、ホワイトスペース活用の環境整備に向けた無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めた。このうち、ホワイトスペース活用したエリア放送型システムについては、制度整備案を作成し、意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、2011年度内に制度整備を行った。	・エリア放送型システムについては、2011年度に整備した制度に基づき、免許の付与を行うとともに高度化システムに関する技術的検討を進められた。 ・通信型システムについても、導入に向けた技術的検討や制度整備を進め。	○	昨年度の実証実験の成果を踏まえ、ホワイトスペースの更なる活用の実現に向けた取組を進め、環境整備を図る必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
120	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省	映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化推進のため、更に権利処理業務の電子許諾システムのための実証実験を実施。					昨年度の実証実験結果を踏まえ、不明権利者探索の一層の効率化に向けた調査を実施した。	昨年度の成果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を実施。	○	昨年度の成果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の効果的な促進に向けた実証実験に取り組む必要がある。
				これまで実施してきたコンテンツ製作者の負担を軽減するため、コンテンツプラットフォームごとに異なるメタデータの共通化に資する実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。	これまで実施してきたコンテンツ製作者の負担を軽減するため、コンテンツプラットフォームごとに異なるメタデータの共通化に資する実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。					一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインを本年3月に策定した。	放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。
121	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省	2010年度補正予算に基づき映画館のデジタル化を支援。						2010年度補正予算「地域商経活性化事業」により、デジタル化の未対応映画館を保有する商店街への支援を実施した。	映画館のデジタル化・3D化を支援する方策を検討する。	○	映画館のデジタル化・3D化の支援に取り組む必要がある。
122	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省	デジタル化・ネットワーク化という事業環境下における新しい形態のコンテンツの配信に関して、実証実験により契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。					電子出版物等の契約円滑化を図るため、民間有識者からなる委員会を開催し、国内外のコンテンツ配信に関する制度、ビジネスモデルの整理を行うとともに、コンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要な様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	コンテンツ配信に係る契約円滑化モデルの更なる利用促進を図る。	○	コンテンツ配信に係る契約円滑化モデルの更なる利用促進を図る必要がある。	
			総務省	ユビキタス特区事業の成果やビジネス動向を踏まえ、実際のビジネスへの展開を促進する方策を検討し、必要な措置を実施。					昨年度までの実証実験成果を踏まえた民間の実運用に向けた取組を注視し、必要な情報を提供した。	民間の実運用に向けた更なる取組の支援を行う。	△	ユビキタス特区事業の成果やビジネス動向を踏まえ、実民間の実運用に向けた取組について更なる支援を行う必要がある。	
123	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関して、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	総務省	これまで実施してきたIPTV配信用のメタデータ要件を基にした実証実験実証の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。					一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインを本年3月に策定した。	放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局一プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。	
			総務省	映像に関して、3D映像の安全基準及び標準的な映像の国際標準化を推進。					・3D映像の安全基準・評価手法の標準化については、2011年9月のITU-R SG6会合にて日本から快適視聴に関する基本的考え方の提案を実施するとともに、3Dテレビに関する検討会において検討を行った。 ・3D標準映像・評価手法の標準化については、3Dテレビに関する検討会において検討を行った。	3D映像の普及拡大に向け、3D映像の評価手法の国際標準化をはじめとした3D映像の快適な視聴環境の確保のための更なる取組を進める。	○	3D映像の普及拡大に向け、3D映像の評価手法の国際標準化をはじめとした3D映像の快適な視聴環境の確保のための更なる取組を進める必要がある。	
			経済産業省	映像に関して、3D映像の安全基準の民間の取組を支援し、国際標準化を推進。					映像に関して、3D映像の安全基準を策定し、国際標準化を目指す民間の取組を支援した。	3D映像の安全基準を策定し国際標準化を目指す民間の取り組みを支援する。	○	3D映像の安全基準に関する民間の取組を支援し、国際標準化を推進する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
124	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関して、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省	実証実験により、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいて、コンテンツのマルチユースを可能とする契約モデルを開発し、その利用を促進。						民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	コンテンツ配信に係る契約円滑化モデルの更なる利用促進を図る。	○	コンテンツのマルチユースを可能とする契約モデルの更なる利用促進を図る必要がある。
				コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化を引き続き検討。	左記の検討を基に、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化に関する実証実験を実施。				一般社団法人IPTVフォーラム内にWGを設置し、様々な流通経路やプラットフォームにおけるコンテンツの利用・連携を可能とするプラウザの技術仕様を検討した。	標準化に関する実証実験を実施するとともに、引き続き左記WGにおいて、技術標準仕様を検討・策定する。	○	コンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化に向けて、更なる取組を進める必要がある。	
125	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた実証実験を実施するとともに、在るべきビジネスモデルについての課題を整理。	左記の検討結果に基づき、必要な環境整備を実施。				民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行った。	コンテンツ配信プラットフォームのビジネスモデルの構築に向けて必要な環境整備を実施する。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、コンテンツ配信プラットフォームの構築に向けて必要な環境整備に取り組む必要がある。	
				現状のプラットフォームモデル構築に向けた環境整備に関する調査を基に、必要な環境整備を実施。				一般社団法人IPTVフォーラム内にWGを設置し、様々な流通経路やプラットフォームにおけるコンテンツの利用・連携を可能とするプラウザの技術仕様を検討した。	左記WGにおいて、技術仕様を策定する。また、本技術仕様を基盤としたプラットフォーム実現に向けた環境整備の方針を検討する。	○	昨年度の検討を踏まえつつ、プラットフォームの構築に向けた必要な環境整備に取り組む必要がある。		
126	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつゝ、著作物を保護するアクセスコントロールの一一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(のみ)要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。	文部科学省	文化審議会における検討結果を踏まえ、法制化に向けた取組を実施。					文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、法改正化に向け関係部署と協議を行うなどの取組を進めた。	文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	○	法改正に向けた準備を速やかに進める必要がある。	
			経済産業省	第177回国会において成立した改正不正競争防止法の施行に向けた準備を実施。				改正不正競争防止法は、2011年12月1日に施行された。	改正不正競争防止法を適切に運用する。	○	改正不正競争防止法が、適切に実行される必要がある。		
			財務省	第177回国会において成立した改正関税法の施行に向けた準備を実施。				改正関税法は、2011年12月1日に施行された。	改正関税法を適切に運用する。	○	改正関税法が、適切に実行される必要がある。		
127	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省	プロバイダと権利者による協働体制の促進を図るため、ガイドラインの改定も含め、関係者によるコンセンサスを図り、技術的手段を用いた検出・削除や警告メールの転送や発信者情報開示の迅速化に関する自主的な対策を促進。				・プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る仕組みの構築を支援した。 ・プロバイダ責任制限法の改定に当たり、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を支援した。	インターネット上の侵害コンテンツに対するプロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに改定ガイドラインの周知を図る必要がある。	○	インターネット上の侵害コンテンツに対するプロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに改定ガイドラインの周知を図る必要がある。		
				プロバイダ責任制限法の検証結果を踏まえ、必要な取組を実施。				プロバイダ責任制限法の検証を図った上で、制度改正の必要性について検討を受け、2011年9月にプロバイダ責任制限法の省令を改正した。	プロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに、コンテンツ侵害の状況を注視する。	○	改正した省令の周知を図り、インターネット上の侵害コンテンツに対するプロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注视するなど、継続的な取組を進める必要がある。		
				ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)。				昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施した。	左記実証実験の結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた更なる検討を進めるとともに、ネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立する必要がある。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた更なる検討を進めるとともに、ネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立する必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
128	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省	実証実験により、消費者の利便性に即した正規サービスの円滑化を図るモデルを開発し、その利用を促進。						民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要な様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	消費者の利便性に即した正規配信サービスの円滑化を図るモデルの更なる利用促進を図る。	○	昨年度の検討を踏まえ、正規配信サービスの円滑化を図るモデルの更なる利用促進を図る必要がある。
				映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	2012年度には、左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の促進のため、支払関連業務の省力化に係る実証実験及び不明権利者探索の調査を実施した。					映像分野の権利処理一元化の促進のため、支払関連業務の省力化に係る実証実験及び不明権利者探索の調査を実施した。	左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を実施する。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化に係る電子許諾システム確立向けた更なる取組を進める必要がある。
129	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省	自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を実施。						海賊版による被害が増加している出版(特にコミック)に関して、違法コンテンツの検知技術に関する調査、実証実験を実施した。	出版の違法コンテンツの検知技術の調査、実証実験を踏まえ、その技術を活用して違法コンテンツに対する削除要請を実施する。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、違法コンテンツの検知技術を活用した削除要請を実施する必要がある。
				ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・プロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)。	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・プロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)。 関係者の共同によるネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。					昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた改良。	左記実証実験の結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた改良。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた更なる検討を進めるとともに、ネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立する必要がある。
130	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフトをホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。						・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象とした各種講習会を計17回開催し、計2,424人が受講した。 ・2010年度開発した中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材を文化庁ホームページに公開するとともに、各都道府県等教育委員会を通じ、中学・高等学校へ周知した。 ・権利者団体等との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会について、2012年度の開催準備を進めた。	権利者団体との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会を順次開催する。また、著作権に関する普及啓発教材の利用について、周知する。	○	講習会の開催を通じ、著作権法に関する普及啓発を実施する必要がある。
			経済産業省	模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(インターネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 権利者団体、関係府省と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。						関係府省で連携して、2011年12月から「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を開催し、特設ウェブサイトの設置・新聞広告・雑誌掲載・ポスター掲載といった取組を行った。	・2011年度に作成し特設ウェブサイトに掲載した主要コンテンツを特許庁ホームページへ移管し、普及啓発活動を実施する。 ・2012年度においても、関係府省と連携の上、効果的な時期・媒体考慮し、模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施する。	○	効果的な手法によって、関係府省とも連携しつつ、模倣品海賊版キャンペーンを実施する必要がある。
			総務省	電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに応対する相談窓口に対する支援。 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方について検討、実施できるよう支援。 権利者団体、関係府省と連携し、定期的な集中的な普及啓発活動を実施。						著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせを受け付ける相談窓口(違法・有害情報相談センター)を設置することにより、該情報に対する削除の対応を促進した。また、周知・啓発活動として、事業者や学校関係者を対象とするセミナーを開催した。	著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに応対する相談窓口(違法・有害情報相談センター)を設置することにより、該情報に対する削除の対応を促進した。また、周知・啓発活動として、事業者や学校関係者を対象とするセミナーを開催した。	○	関係者と連携して民間の自主的な取組を支援するとともに、普及啓発を促進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
131	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。						・ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件について、2009年11月、全国47都道府県において一斉集中取締りを実施し、その結果とともに同種事犯防止のための普及啓発活動を官民連携して実施した。 ・2011年10月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発ポスター「STOP！ネットでの知的財産権侵害」を警察施設に掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に訴えた。 ・2011年11月、不正商品対策協議会が主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほんと？ホント！エフア」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。 ・警察白書や警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて！！」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解促進を図った。	・ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件の効果的な取締りを実施するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施する。 ・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。 ・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」などにおいて、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。	○	関係団体との連携により、効果的な取締りを実施するとともに、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発の取組を実施する必要がある。
132	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエーターの権利保護のバランスについて、経済産業省と文部科学省による検討会において、関係者の合意形成に向けた検討を推進。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改正案をとりまとめ。このほかのデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。						・補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からヒアリングを含め、関係者の合意形成に向けた取組を行った。また、近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴う著作物等の利用形態等の変質の影響特に強く受けていると考えられる、私の使用的ための複製による権利制限規定(著作権法第30条)について、関係者からのヒアリングを通じて、論点の整理を行った。	△	補償金制度の在り方については、早急に結論を出す必要がある。 その他、保護期間延長や二次創作の円滑化など、他のデジタル化・ネットワーク化に対応した課題についても早急に検討を進め、順次結論を出す必要がある。	
133	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	著作権分科会報告書を踏まえ、権利制限の一般規定の導入のための措置を実施。また、今後必要な措置について、更に検討。						2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会においてとりまとめられた権利制限の一般規定の導入に関する報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組んだ。	著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	○	法制化に向けた取組を早急に進める必要がある。
134	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関して、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	文化審議会著作権分科会における検討を進め、同分科会における検討結果を踏まえ、制度改正案のとりまとめといった必要な措置を実施。						文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに司法救済ワーキングチームを設置し、制度設計案等の検討を実施した。2012年1月に同ワーキングチームにおいて「間接侵害」等に関する考え方の整理を取りまとめ、同小委員会に報告した。	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームの検討結果を踏まえ、同小委員会において検討を行う。	○	司法救済ワーキングチームで示された整理を基に、早急に制度改正案の取りまとめを行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題					
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定						
4. クールジャパン戦略																	
「知財計画2011」本文記載の施策																	
135	映像を通じた発掘・創造	多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。(短期)	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作において、3Dを始めとする高い技術力や多様な地域の魅力など日本の強みを活かした映像を製作することを支援し、海外放送局、インターネット、イベントを通じてグローバルに発信。				国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出により我が国の映像コンテンツのグローバルな発信を支援した。	前年度の事業成果を踏まえ、国際共同製作の機会の創出により我が国の映像コンテンツのグローバルな発信を支援する。	○	前年度の成果を踏まえ、効果的な実施方法等を検討しつつ、国際共同製作を支援するとともに、海外発信を支援する必要がある。						
			外務省	11言語によるクールジャパン6分野(ポップカルチャー、工芸工業デザイン、食文化、科学技術・産業、建築・構造物、総合編)の映像資料を、在外公館を通じて各国テレビに無償提供し、放映の働きかけを実施。	引き続き各国テレビ局への放映の働きかけを実施。			2010年度の補正予算で、11言語によるクールジャパン6分野(ポップカルチャー、工芸工業デザイン、食文化、科学技術・産業、建築・構造物の5分野とこれら分野を含むイメージ統括編)を扱った映像「Japan-Sense of Wonder」を制作した。現地で開催される関連イベントにおける活用や現地放送局での放映の働きかけを実施した。外務省ホームページ(英語)にも掲載した。	在外公館を活用して海外の放送機関でのテレビ放映を働きかける。	○	更に効果的な実施方法を検討しつつ、在外公館を活用して海外の放送機関を通じてテレビ放映することにより、日本文化を広く紹介する必要がある。						
			経済産業省	若手映像作家の企画を支援し、世界に発表する場を提供。				「びあ・フィルムフェスティバル(PFF)」の受賞者に対する短編映像製作の支援を行い、発掘した若手クリエーターやその作品に対し東京国際映画祭での上映機会を提供した。また、TIFFCOM2011(東京国際映画祭併設マーケット)において、国内外の事業展開を想定しているクリエーター・プロデューサーによる企画提案・商談の機会を提供した。	前年度の成果を踏まえ、効果的な実施方法等を検討しつつ、若手の映像クリエーターへの制作支援やその作品を国内外で開催されるマーケットを活用し、事業展開の機会を提供する。	○	情報提供を通じ、若手映像クリエーターの発信の場を提供し、更にグローバルに展開する必要がある。						
136		海外展開資金を供給するファンドを通じて、世界に通用する作品づくりを支援する。(短期)	経済産業省	コンテンツファンドを早期に立ち上げ、運用を開始。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツに関する権利を核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。			国内のコンテンツを海外に展開し、収益を獲得することを目的とする、「(株)All Nippon Entertainment Works」が、株式会社産業革新機構からの100%出資により、設立された。	国内のコンテンツをグローバル市場向けに展開する際の、企画開発段階について支援を行い、グローバル市場から本格的な収益を獲得する革新的成功事例を創出する。	△	成功事例の創出により、我が国発のコンテンツの海外展開を促進する必要がある。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
137	映像を通じた発掘・創造	国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。 (短期・中期)	経済産業省	国際共同製作支援の要件を文部科学省と協力し、整備。関係府省と協力し、協定締結に向けて検討を推進。産業界におけるニーズ検討の過程で必要となる事項についての情報収集を実施。	検討結果を踏まえ、関係府省と連携して必要な枠組みにつき検討。	検討結果を踏まえ、関係府省と連携して必要な枠組みを実現。			・2011年度に、公益財団法人ユニジャパンと連携し、文化芸術振興費補助金(国際共同製作)の申請時の要件となっている国際共同認定について、13件を認定した。 ・国際共同製作協定について、産業におけるニーズ検討の結果を踏まえ協定に伴う課題、論点整理のための協議を関係府省と実施した。	国際共同製作協定に関する関係府省間の検討を更に進め結論を得るとともに、産業界の具体的なメリットや課題の検討を実施する。	○	国際共同製作を支援するとともに、協定の締結に向けた検討を進め結論を得る必要がある。
			外務省	諸外国の国際共同製作に係る制度について情報収集を行いつつ、関係府省と協力して必要な枠組みにつき検討。					・諸外国の国際共同製作協定の締結状況・内容や活用状況に関して調査を行った。 ・国際共同製作協定の内容とWTOをはじめとした国際約束との関係について検討を行った。	特に映画産業界等から関心の高い国を中心に、必要な枠組みや可能な対応について、検討を進め結論を得る。	○	協定の対象や内容といった具体について検討を進め、結論を得る必要がある。
			総務省	地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や產品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)について海外の放送局との共同製作を支援。また、関係府省と協力し、関係業界からのニーズをはじめとした情報収集を囲りつつ、放送番組も含めた国際共同製作協定について検討を実施。					海外の放送局との映像コンテンツの共同製作の機会の創出により、地域コンテンツの海外展開を支援した。また、民間のニーズを踏まえつつ、放送番組も含めた国際共同製作協定について関係府省と連携して検討を実施した。	地域コンテンツの国際共同製作による海外展開を支援するとともに、放送番組も含めた国際共同製作協定について検討を進め結論を得る。	○	地域コンテンツの海外展開を支援するとともに、産業界のニーズ把握を含め協定の締結に向けた検討を進め結論を得る必要がある。
		文部科学省	映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。						・2011年度から国際共同製作映画の支援を開始し、支援対象(5件)を決定した。 ・平成24年度政府予算案においても、国際共同製作映画への支援に必要な予算を計上した。	2011年度に支援を決定した作品の製作進捗・完成を確認するとともに、映画の国際共同製作に対する支援を実施する。	○	2011年度の支援結果を検証するとともに、国際共同製作支援の更なる拡充について検討する必要がある。
		国土交通省	観光に資する映像制作を支援。						テレビ局など海外の映像制作関係者を招請することにより、日本の観光情報発信につながる映像制作の支援を実施し、訪日外国人の誘致を推進した。	海外の放送局を招請するなど日本の観光情報発信につながる映像制作支援に取り組み、訪日外国人の誘致を推進する。	○	前年度成果を踏まえ、観光情報発信にかかる効果的な映像作成支援方法を更に検討しつつ、訪日外国人の誘致を推進する必要がある。
138	「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」、日中プロデューサー交流事業を実施し、国際共同製作の推進や外国の規制緩和に向けた働きかけを行い、我が国コンテンツ流通の促進を図った。 (短期)	経済産業省	市場統計の整備に向けた調査、国際共同製作及び規制緩和の促進に向けた対話の推進により、アジア域内のコンテンツ流通を促進。						・「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、日中映像交流事業(映画、テレビ週間)、「アニメ・フェスティバル」、日中プロデューサー交流事業を実施し、国際共同製作の推進や外国の規制緩和に向けた働きかけを行い、我が国コンテンツ流通の促進を図った。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、日本のテレビ番組の海外発信を促進した。	アジア・コンテンツ・ビジネスサミット、日中外交正常化40周年記念事業、日本韓文化コンテンツ産業フォーラムといった取組みを通じ、規制緩和を働きかけるとともに、我が国のコンテンツの流通を促進する。	○	アジア域内の交流の場を支援するとともに、規制の緩和・撤廃の実現に向けた環境醸成をいく必要がある。
		総務省	日中映像交流事業を通じて、日中の民間事業者間の交流の促進を図り、我が国コンテンツ流通を促進。						・日中映像交流事業において、2011年9月にNHKとCCTV(中国中央電視台)との間で番組交流の支援をした。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、日本のテレビ番組の海外発信を促進した。	日中の民間事業者間の交流の促進を図り、我が国コンテンツ流通を促進する。	○	アジア域内の交流の場を支援するとともに、規制の緩和・撤廃の実現に向けた環境醸成をいく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
139 対象国とのニーズに即した展開戦略の策定	コンテンツ、ファッション、食、すまい、観光、地域産品を効果的に組み合わせ、各国のニーズに基づくグローバルな展開戦略を策定し、推進する。(短期)	経済産業省	クールジャパン官民有識者会議において、クールジャパンに関する各国情別戦略を策定し、官民一体となって戦略的に推進。					2015~2019年度	クールジャパン官民有識者会議を設置し、提言をとりまとめた。	クールジャパン官民有識者会議を再開し、引き続き、官民一体となって戦略的に推進していく。	○	政策課題を整理し、海外展開をはじめ、クールジャパン戦略を推進する必要がある。
									海外の放送局との共同製作の機会の創出により、地域コンテンツの海外展開を支援した。	昨年の事業成果を踏まえ、より効果的に地域コンテンツの国際共同製作による海外展開の実施を支援する。		○
		外務省	策定された戦略を踏まえ、ターゲット国・地域に各分野の専門家を派遣し、セミナー開催をはじめとしたクールジャパン発信事業を実施。					2011年度新規案件として、重点国・地域にクールジャパン各分野の専門家を派遣し、現地の業界関係者等を対象に講演会を実施するクールジャパン発信事業を実施した。サンフランシスコに和装ファッションブランドのデザイナー兼プロトユースターを派遣し、ファンジョンショード、講演会、展示・交流会等を実施した他、シンガポール(マンガ・アニメ分野)、モスクワ(音楽分野)、北京(アニメ・声優分野)で案件を実施した。	各種イベントによるクールジャパン発信事業を継続実施する。		○	各種イベントを通じたクールジャパン発信事業を継続実施し、海外に対する効果的なクールジャパンの発信を行う必要がある。
									・2011年6月に中国(北京・上海)で開催された日中映像交流事業における日本の映画、アニメの上映実施した。 ・2012年3月にフランス(パリ)で開催されるサロン・ド・リーブルにおいて、日本の現代文学やマンガなど、日本文化の紹介を行った。	諸外国の首脳や政府との間で設定される周年事業等に関連して実施される各事業等の機会を通じて、日本文化を紹介するコンテンツを提供する。		○
		農林水産省	策定された戦略に基づき、アジア地域での投資や事業拡大に関する食品関連企業間の情報交換の場を設置。この場を通じて、具体的な企業間の連携する取組を支援。					食品関連企業の情報交換会を9回実施した。	食品関連企業の情報交換会/見本市を実施する。	○	食品関連企業の情報連絡会/見本市を実施し、企業間の連携する取組を支援する必要がある。	
									観光プロモーション対象国において、現地のニーズに即したコンテンツを組み合わせた観光PR施策を実施し、訪日外国人の誘致を推進した。	対象国とのニーズに即したコンテンツを活用した観光プロモーション施策を実施し、訪日外国人の誘致を推進する。	○	前年度成果を踏まえ、より効果的な観光プロモーションを検討しつつ訪日外国人の誘致を推進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
140	クールジャパン発信の仕組みの構築 コ・フェスタ、メディア芸術祭、各種見本市をはじめとした国内でのイベントに關し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を進めるとともに、海外からの出展の増加を図る。 (短期)	経済産業省	クリエイティブ・ディレクター及びアンバサダーを選定し、戦略的な発信を実施。						クリエイティブ・ディレクター及びコントリビューターを選定するとともに、クール・ジャパンのポータルサイトを設置して、戦略的な情報発信を実施した。	コントリビューターとクール・ジャパンのポータルサイトを通じて、戦略的な情報発信を継続実施する。	○	コントリビューターやクール・ジャパンのポータルサイトを通じて、海外に対する効果的な情報発信を継続して行う必要がある。
		経済産業省	コ・フェスタの開催を通じ、国内での各見本市に關し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を推進。					2011年9月より「コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)2011」を実施し、32の関連イベントを開催し海外に向けて情報を発信した。	コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)を継続的に実施するとともに、コ・フェスタの見本市機能の強化策を検討する。	○	前年度成果を踏まえ、事業の効果的な実施を検討しつつ、コ・フェスタを通じた海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。	
		文部科学省	メディア芸術祭について一層の充実を図るとともに、国際的認知を高めるための関連イベントや海外フェスティバルとの連携強化を推進。					・文化庁メディア芸術祭地方展(京都展(10月)、宮崎展(12月))、海外展(ドームント展(9月))を開催したほか、国内外のメディア芸術関連フェスティバルなどにおける情報発信を行った。また、メディア芸術プラザで情報発信を行った。 ・2月に東京において文化庁メディア芸術祭を開催した。	文化庁メディア芸術祭の開催や、国内外のメディア芸術関連フェスティバルなどにおける情報発信に取り組む。	○	メディア芸術祭といった展示会やフェスティバルを実施し、海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。	
		内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。					海外向け電子雑誌「Highlighting JAPAN」において、関連府省が行うクールジャパン関連の国内外イベントの紹介を行った。	関係府省の取組について、政府広報により支援を継続的に実施し、効果的な支援方法を検討する必要がある。	○	関係府省の取組について、政府広報により支援を継続的に実施し、効果的な支援方法を検討しつつ実施する必要がある。	
		総務省	コ・フェスタの主要イベントである「国際ドラマフェスティバル」を支援することにより海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を実施。					2011年10月「国際ドラマフェスティバル(第5回)」を共催し、海外のイベントとの連携や海外のコンテンツ見本市への出展を実施するといったコンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援した。	コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を継続的に支援する。	○	コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を継続的に支援する必要がある。	
		外務省	在外公館を通じて広報面で支援。					関係府省からの要望に応じ、在外公館を通じて広報面で支援した。(例:シンガポール大使館のジャパン・クリエイティブ・センターにおいてメディア芸術祭受賞作の展示・上映を実施した。)	関係府省からの要望に応じ、在外公館と現地企業のタスクフォースを通して、可能な広報支援を実施する。	○	必要に応じ在外公館と現地企業のタスクフォースを通じた広報支援を行いう必要がある。	
		国土交通省	国内イベントの開催に關し、海外への情報発信を実施。					国内で開催されたコンテンツや食関連の各種イベントについて、訪日促進キャンペンサイトや、ビジットジャパン事業で展開するSNSで発信するなど、訪日外国人の誘致を推進した。	国内での各種イベントの開催に關し、観光プロモーションでの情報発信を実施し、訪日外国人の誘致を推進する。	○	観光プロモーションを実施し、訪日外国人の誘致を推進する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
142	クールジャパン発信の仕組みの構築	ロンドンオリンピックや周年事業（例、「日米桜寄贈100周年事業」）に代表される国際的イベントを活用し、府省横断的にクールジャパンを発信する仕組みを確立する。（短期）	外務省	周年事業といった各種イベントの機会に、関係府省と連携し、クールジャパン発信事業を実施。また、各種イベントにおいて地方公共団体との連携を強化。				各種イベントの機会を活用しながら、以下のような事業を実施することで、クールジャパン発信事業における関係府省や地方自治体との連携を強化した。 ・地方自治体との共催で、日本の大使館や総領事館といった在外公館施設を活用した地方の物産、観光といったプロモーション活動を実施した。 ・フランスのJAPAN EXPOでは、当省・国際交流基金、経産省、農水省、観光庁の4省庁が連携して、日本文化の魅力発信や風評被害対策の取組を実施した。 ・日米桜寄贈100周年事業では、内閣官房知財事務局の「クールジャパン」を活用した日本ブランド復興キャンペーンにおける海外イベント事業とも連携した。ワシントンDCにおける桜祭りオープニング式典（2012年3月25日）など、米国における桜祭りの時期にクールジャパン事業を実施する。		来年度も、在外公館と地方自治体との共催による地方の物産、観光等のプロモーション事業の推進、関係省庁と連携したJAPAN EXPOへの参加を検討しており、その他の国際的イベントの機会も活用しつつ、関係府省や地方自治体と連携したクールジャパン発信事業に積極的に取り組む。	○	クールジャパン発信事業を実施し、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。	
				内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。				海外向け電子雑誌「Highlighting JAPAN」において、関係府省庁が行うクールジャパン関連の国際的イベントの紹介を行った。	クールジャパン施策を支援する広報施策を引き続き検討し実施する。		○	関係府省の取組について、政府広報による支援を検討し、実施する必要がある。
				総務省	各種周年事業において、地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や產品を紹介するコンテンツ（地域コンテンツ）を提供。				各種周年事業に対し、活用可能な地域コンテンツの情報を提供し、府省横断的なクールジャパン発信のための連携を図る。	○		○	地域コンテンツの情報を提供し、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
				文部科学省	日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方策を検討。	オリンピック開催期間中、日本選手団の活動拠点（ジャパンハウス）において、日本を紹介。			日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方策を検討した。日本オリンピック委員会は、2011年11月8日、ロンドンオリンピックにおける対外的な活動拠点となる「ジャパンハウス」の概要を公表した。	オリンピック開催期間中、ジャパンハウスにおいて、日本を紹介する。		○	関係機関と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
				農林水産省	各種事業において日本食・食品を紹介。				日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方策を検討した。ダボス会議のジャパンサイトにおいて、農林水産省料理マスター受賞者が、日本の「食」を提供した。	ロンドンオリンピック等の大規模イベントにおいてセレブレーション等に被災地の产品を提供して、日本食・食文化の発信を実施する。		○	関係機関と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
				経済産業省	各種事業において、地方産品やコンテンツを展出。				クール・ジャパン戦略推進事業にて、地域産品やコンテンツを出展し、クールジャパンを発信する仕組み作りを行った。	クール・ジャパン戦略推進事業にて、クールジャパンを発信する仕組み作りを行う。		○	クールジャパン戦略推進事業を実施し、効果的な情報発信を行う必要がある。
				国土交通省	各種事業において、観光プロモーションと連携。				日米桜寄贈100周年では、現地での日本関連イベントに農水省と共にスピーカー参加し、桜の装飾やブース出展・アトラクションを2012年3月に実施した。訪日動機No.1コンテンツである食と観光のコラボレーションで、風評被害を払拭し訪日への興味喚起・検討へ繋げた。	開催予定の国際的イベントを活用し、観光プロモーションと連携した情報発信を実施し、訪日外国人の誘致を推進する。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定				
143	東日本大震災を踏まえた情報発信 (短期)	多言語ポータルサイトを通じた適切な情報発信、国内外のクールジャパンに関するイベント、復興キャンペーン、海外との人的交流を通じ、海外に対し、震災からの復興に関する情報発信を行う。	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴ作成も含めた復興キャンペーンに関し、予算を確保して実施。 国内外のクールジャパンに関連するイベントや海外との人的交流といった様々な機会で復興に関する情報発信を実施。		内閣官房		2011年度	クールジャパン及び震災復興への支援に対する謝意を発信する日本ブランド復興キャンペーンとして海外で10事業を実施するとともに、多言語ポータルサイトを立ち上げ、日本ブランド復興キャンペーンについて情報発信し、更に、海外メディアを活用してクールジャパン及び震災復興のメッセージを発信し、日本ブランドの信頼性回復を促進した。また、クールジャパンを統一的に発信するため、ロゴ・メッセージを公表した。	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの情報発信を継続的に実施し、ロゴ・メッセージの普及を図る必要がある。	○	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの情報発信を継続的に実施し、ロゴ・メッセージの普及を図る必要がある。		
						総務省		2012年度	テレビ国際放送や国際共同製作などを通じて、日本と海外双方バランスの取れた視点を踏まえた正確な情報を海外に向けて発信した。	テレビ国際放送などを通じて情報発信を積極的に実施する。	○	必要に応じて、復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。		
			外務省											
			外務省				2013年度	ジャナドリヤ祭やJapan Expoといった海外イベントにおける情報発信や、「なでこジャパン」からの海外への感謝・復興ビデオ・メッセージ(外務省作成)のスマーダボス会議のサイドイベント「ジャパンナイト」での上映など、様々な機会を捉えて復興に関する情報発信を実施した。	海外イベントなどの機会を捉え、情報発信を積極的に実施する。	○	復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。			
			文部科学省			文部科学省		2014年度	・2011年12月に開催した「東アジア共生会議2011」(東アジア文化芸術会議)において、震災に係るテーマを設定したセッションを実施し、復興に関する情報発信を実施した。 ・2012年2月に開催する「世界文明フォーラム2012」において、震災に関連したテーマを設定したセッションを実施し、復興に関する情報発信を実施した。 ・2011年度において、我が国の文化人・芸術家等を諸外国に派遣し日本文化の紹介を行う「文化交流大使」の活動を通して震災復興の情報発信を実施した。	2012年度に実施予定の「東アジア共生会議」を被災地で開催することを計画するなど、様々な機会をとらえ復興に関する情報発信を行うことを積極的に実施する。	○	東アジア共生会議などを通じた復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。		
144	国内において、クールジャパンによる創造的復興に向けた意識を醸成するための情報発信を行う。 (短期)	内閣官房	復興キャンペーンの実施を通じ、クールジャパンを核とした創造的復興に関する国内意識を醸成。			2011年度	クール・ジャパン戦略推進事業において、国内外に東北の復興をアピールする情報発信を実施した。	クール・ジャパン戦略推進事業にて、国内外に情報発信を促進する。	○	事業を実施し、復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。				
145	イメージ戦略の推進	イメージ戦略の一環として、クールジャパンに関するポータルサイトによる多言語発信の強化や、ロゴマークの作成を含む統一的なイメージによる発信を行う。 (短期)	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴマークの予算を確保して作成するとともに、メンテナンス体制も確立の上、様々なイベントでの露出を高めながら、海外への普及を推進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		クールジャパン及び震災復興への支援に対する謝意を発信する日本ブランド復興キャンペーンとして海外で10事業を実施するとともに、多言語ポータルサイトを立ち上げ、日本ブランド復興キャンペーンについて情報発信し、さらに、海外メディアを活用してクールジャパン及び震災復興のメッセージを発信し、日本ブランドの信頼性回復を促進した。また、クールジャパンを統一的に発信するため、ロゴ・メッセージを公表した。	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの効果的な情報発信方法を検討し、実施する。	○	ロゴ・メッセージの普及とともに継続的にクールジャパンの情報発信強化を行う必要がある。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
146	イメージ戦略の推進	世界的な有識者により、文明に関する意見交換を行う国際会議を日本において開催し、世界に向けて新たな価値を発信する。 (短期)	文部科学省	世界文明フォーラムを、日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			2012年2月に、世界文明フォーラム2012を開催した。	2012年2月に開催した、世界文明フォーラム2012の開催結果を踏まえ、今後の方向性について、検討を行つ。	○	事業の結果を受け、効果的な情報発信を行うための検討を行う必要がある。	
147	映像や放送の展開	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置するとともに、現地語対応を含め、民間による海外発信のための取組を支援する。また、権利処理円滑化するため、ガイドラインの策定を含む検討の場を設置し、必要な措置を講ずる。 (短期)	総務省	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置。 権利処理円滑化を促進する関係者による情報共有の場を設置するとともに、海外番組販売に必要な権利処理の内容を検討。	コンソーシアムを通じたコンテンツの海外展開を促進。 左記検討を基に、権利処理の円滑化を図りコンテンツの海外展開を促進。			・「コンテンツ海外展開協議会」を設置し、我が国コンテンツの海外展開促進に向けた諸課題について検討を開始した。 ・権利処理円滑化を促進する関係者による「海外番版に係る権利処理円滑化WGJ」を開催し、海外番組販売に必要な権利処理に関するガイドラインを策定した。	策定したガイドラインの活用を促進するとともに、左記協議会を通じて我が国コンテンツの海外展開促進に向けた諸課題を検討し、コンテンツの海外展開を促進する。	○	策定したガイドラインの活用を促し、コンテンツの権利処理の円滑化を図ることでコンテンツの海外展開を促進する必要がある。	
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援を実施するとともに、日本の放送番組を含む映像作品の更なる海外展開支援について検討し、検討結果に基づき、必要な施策を実施。				・年に3回(前期・中期・後期)行う、日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援を実施(前期・中期)した。	2012年度においても、日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援を実施する。	○	外国語字幕作成に対する支援を実施し、映像作品の海外展開を支援する必要がある。	
			外務省 広文交	文化交流事業の一環として、現地TV局の希望に応じて日本のTV番組を提供する(2012年度以降も継続)。				・20か国の24テレビ局に対し、日本を舞台にしたドラマ・アニメや日本事情を扱ったドキュメンタリー、日本の教育番組を提供した。	2011年度実績と同程度の規模の事業を実施する。対象国・局や提供番組については、現地TV局からの要望を審査する。	○	文化交流事業を実施し、現地TV局に日本のTV番組を提供する必要がある。	
148		クールジャパンの对外情報発信の強化を図るため、各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、普及に向けた取組を支援する。 (短期)	総務省	各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。	平成25年度における各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、2011年12月末時点での目標世帯数を1.5億世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。			各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、2011年12月末時点での目標世帯数を1.5億世帯となり、目標を達成するとともに、普及に向けた取組を支援した。	2013年度における各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1.5億世帯と設定し、引き続き普及に向けた取組を支援する。	○	各國・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じた国際放送の普及に向けた取組を継続的に支援する必要がある。	
149	国際線での情報提供	我が国発着の国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を進めること。 (短期)	内閣官房	政府広報コンテンツを国際航空路線で放映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			映像の提供について検討を行った。	映像の提供について検討を行う。	△	映像提供の取組について、検討を進める必要がある。	
			総務省	コンテンツ製作による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援。				コンテンツ製作による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	コンテンツ製作による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援する必要がある。	
			外務省	権利処理上の問題を解決した上で、クールジャパンに関する映像を提供。				映像提供について検討を行った。	映像の提供について検討を行う。	△	検討結果に基づき、クールジャパンに関する映像を提供する必要がある。	
			文部科学省	日本文化を紹介するコンテンツを提供。				内閣官房の行う政府広報について、日本文化を紹介するコンテンツの提供について検討を行った。	内閣官房の行う政府広報に提供できる日本文化を紹介するコンテンツについて検討を行う。	△	検討結果に基づき、日本文化を紹介するコンテンツを提供する必要がある。	
			農林水産省	日本食・食材を紹介するコンテンツを提供。				我が国発着の国際航空路線において日本食・食材に関する映像を放映した。	我が国発着の国際航空路線において日本食・食材に関する映像を放映する。	○	日本食・食材を紹介するコンテンツを提供する必要がある。	
			経済産業省	日本の映像コンテンツを提供。				我が国発着の国際航空路線事業者に、日本の生活雑貨、インテリア、テキスタイルの映像コンテンツ等を提供した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	各省と連携して、日本の映像コンテンツを提供する必要がある。	
			国土交通省	観光コンテンツを提供。				観光立国ナビゲーターによるメッセージフィルムを日本乗り入れの航空会社の国際線機内にて上映し、訪日の安全・安心を訴求し、外客誘致の回復を促進した。	必要に応じて観光コンテンツを提供する。	○	観光コンテンツを提供する必要がある。	
150	コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化	影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッショニや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す。 (短期)	経済産業省	モデル事業を実施するとともに、関係者の交流の場を設け、民間の取組を促進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			クール・ジャパン海外展開推進事業において、インドにおける日本のアニメの配布を梃子とした食及び日用品の販売促進をモデル事業として実施した。	クール・ジャパン海外展開推進事業においてモードル事業を実施するとともに、民間の取組を促進する。	○	クールジャパン海外展開推進事業を実施するとともに、民間の取組を促進していく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
151	日本の食に関するイメージの回復を図るため、正確な情報発信を図るとともに、国内の検査体制の強化、輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行う。(短期)	農林水産省	農林水産省	農林水産物・食品は国内措置により基準値を下回ったものしか流通していないことを含め、正確な情報提供を実施。放射性物質の検査を行うために必要な検査機器や検査体制を整備・充実。産地証明書又は放射性物質の検査証明書の発行に関し、利用者の利便性に配慮した枠組みを構築。放射性物質の検査を受ける際に輸出業者が負担する検査費用を軽減。					左記のほか、春節前に集中的に6ヶ国・地域(香港・台湾・タイ・シンガポール・中国・韓国)を中心に海外メディアとのタイアップによる番組放映、記事・広告掲載などを実施した。	輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行うとともに、PRを実施する。(国・地域を検討)	○	食の安全に対する体制整備及び正確な情報発信を行う必要がある。	
		日本への観光の回復を図るため、正確な情報発信や観光イベントへの支援強化を行う。(短期)	国土交通省	海外における訪日旅行に対する受け止め方に関する分析を実施。その結果を基に正確な情報発信を実施。震災の影響で観光客が減少している地域で開催される観光イベントの支援や国内外に向けた広報を実施。					海外での緊急調査事業を通じて、訪日旅行に対する受け止め方を分析した。その結果を基に正確な情報発信を実施するとともに、引き続き震災の影響により観光客が減少している地域で開催される観光イベントの支援や国内外に向けた広報を実施し、訪日外客の回復を推進した。	正確な情報発信を行うとともに、観光イベントを支援し、訪日外国人の回復を推進する。	○	正確な情報発信を行うとともに、観光イベントを支援し、訪日外国人の回復を推進する必要がある。	
153	風評被害による物流の停滞を防ぎ、貿易の円滑化を図るため、日本の製品に關し、正確な情報発信を図るとともに、国が指定した検査機関が輸出品に対する放射線量検査の検査料を補助する。(短期)	経済産業省	経済産業省	海外における日本製品の安全性に関して適切な情報発信を実施。国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料の補助を実施。					2011年度第一次補正予算事業において13、三次補正予算事業において14の検査機関を指定し、輸出事業者の受けける放射線量検査の検査料の補助を行い、1万6000件以上(2012年1月末時点)の検査を実施した。	日本製品の安全性に関して適切な情報発信を実施する。	○	必要に応じて日本製品の安全性に関して適切な情報発信を実施する必要がある。	
154	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復	外務省	外務省	不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じて海外当局に働きかけを実施。海外に向けて日本の安全性に関して放射線量のモニタリング結果の公表も含めて適切な情報発信を行なう。					外国メディアによる事実誤認に基づく報道に対し、反論投稿、申し入れを行うと共に、国内関係府省庁等との情報共有・連携を図りながら、行き過ぎた措置をとる国に対する働きかけを実施した。特に、輸入規制に関しては、在外公館を通じた働きかけと共に、二国間会談や国際会議といった機会において政治レベルでの申し入れも実施しており、規制の緩和となる地域や品目の中止など一定の成果が出ている。また、在京の各国外交団、外国プレス、外資系企業への説明・ブリーフィング、海外主要都市における産業界向け説明会、在外公館による復旧・復興状況の積極的な情報発信を実施した。	必要に応じて、外国メディアによる不適切な報道への対応や関係府省庁・機関とも連携しつつ規制の緩和・撤廃に向けた取組を在外公館も活用しつつ実施する。	○	必要に応じて不適切な報道への対応及び関係府省庁・機関と連携して規制の緩和・撤廃に向けた取組を実施する必要がある。	
		農林水産省	農林水産省	不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じて海外当局に働きかけを実施。海外に向けて日本の安全性に関して放射線量のモニタリング結果の公表も含めて適切な情報発信を行なう。					諸外国に対する輸入規制撤廃・緩和に向けた働きかけや海外メディア等への説明を実施した。	諸外国に対する輸入規制撤廃・緩和に向けた働きかけや海外メディア等への説明を実施した。	○	規制の緩和・撤廃に向けた取組を実施する必要がある。	
		経済産業省	経済産業省	海外メディア、著名人、海外の輸入業者や旅行業者の招へい、国内事業者の派遣を通じ、日本の食・製品・観光の安全性を説明。					・クール・ジャパン海外展開推進事業の一貫として、シンガポールにおいて、日本食の安全と魅力を発信する事業を実施した。 ・「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外からクリエイターを招待した。クール・ジャパン及び日本の復興の姿への正しい理解を深めるため、海外メディアを通じた情報発信を実施した。	クール・ジャパン海外展開推進事業を活用しつつ、日本の食や産品の安全性及び魅力を発信していく。また、「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外メディアを通じた正しい情報発信を実施する。	○	事業を実施するとともに、海外メディアを通じた正確な情報発信を実施する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
			国土交通省							在外公館と連携し、正確な情報発信を実施した。また、過剰規制とならないよう外交ルートを通して海外当局に働きかけを実施するとともに、放射線量のモニタリング結果をHP上で公表した。さらに海外メディア、著名人、旅行業者を招へいし、日本の安全性を確認してもらい、訪日外客の回復への取組を推進した。	必要に応じて海外当局に働きかけを実施するとともに、正確な情報発信を行う。	○	海外当局に働きかけを実施するとともに、正確な情報発信を行う必要がある。
155	「クールジャパン大賞(仮称)」による顕彰 「クールジャパンの取組のうち、特に優れたものやクールジャパン推進に顕著な功績を残した人物・団体を顕彰することを通じて、クールジャパンの人気の拡大を図る。(短期)		経済産業省	クールジャパン大賞を創設し、表彰を実施するとともに、受賞したものやクリエーターについて戦略的な海外展開を支援。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				・クールジャパン大賞を創設し、2012年3月に表彰を実施する。 ・クールジャパンデイリー内にマザーを設置した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	クールジャパンの顕彰を行うとともに、受賞したものやクリエーターについて海外展開を支援する必要がある。	
			総務省	受賞した作品映像やクリエーターをイベントで紹介。					顕彰が行われた後、受賞した作品・クリエーターについて、海外に向けた情報発信を実施する。	「クールジャパン大賞(仮称)」が実施された際に、受賞した作品映像やクリエーターをイベントで紹介する。	△	受賞した作品映像やクリエーターについて情報発信を行う必要がある。	
			文部科学省	受賞した作品やクリエーターを文化イベントで紹介。					顕彰が行われた後、受賞した作品・クリエーターについて、海外に向けた情報発信を実施する。	クールジャパン大賞の創設を受けて、その受賞作品やクリエーター等を文化イベントで紹介することを検討する。	△	受賞した作品やクリエーターについて情報発信を行う必要がある。	
			農林水産省	受賞した食材の輸出を促進。					顕彰が行われた後、受賞した食材の特性を踏まえ、適切な機会を捉えて実施する。	顕彰が行われた後、受賞した食材の特性を踏まえ、適切な機会を捉えて実施する。	△	受賞した食材について情報発信および輸出促進を行う必要がある。	
			国土交通省	受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施。					顕彰が行われた後、受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施する。	顕彰が行われた後、受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施する。	△	受賞した作品や產品について情報発信を行う必要がある。	
			外務省	受賞した作品及び產品のPRを実施。					顕彰が行われた後、受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施する。	顕彰が行われた後、受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施する。	△	受賞した作品や產品について情報発信を行う必要がある。	
156	クールジャパンのリビーターの拡大 日本のファンとなる観光客やビジネス客の増加を図るために、国際見本市とも連動しながら、クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの開発を推進する。(短期)		国土交通省	海外から旅行業界関係者を招へいし、クールジャパンをテーマとしてスポーツを紹介し、訪日旅行ルートのメニューを造成。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				海外から旅行業界関係者招へい時に、食やファッションのスポットを紹介し訪日旅行ルート造成を働きかけ、訪日外客の誘致を推進した。	海外から旅行業界関係者招へいし、クールジャパン関連スポットを紹介することにより、訪日旅行ルート造成を働きかけ、訪日外客の誘致を推進する。	○	事業を実施し、訪日旅行ルートの開発を行う必要がある。	
			文部科学省	国土交通省に協力し、観光ルートの候補として日本の文化遺産の観光スポットを紹介。					地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施した。	地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施する。	○	文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。	
			経済産業省	国土交通省に協力して、観光ルートの候補として日本のコンテンツや產品や国際見本市の観光スポットを紹介。					国土交通省と連携して、海外の富裕層を顧客とする有効海外バイヤーの招待や、日本における旅行商談会の開催に協力した。	国土交通省に協力して訪日旅行ルートの開発を行う。	○	国土交通省に協力して訪日旅行ルートの開発を行う必要がある。	
			農林水産省	国土交通省と連携して、訪日外国人によるグリーン・ツーリズム、教育旅行を対象とした旅行商品の開発支援。					国土交通省と連携し、VISIT JAPAN Travel Mart2011において訪日外国人を対象としたグリーン・ツーリズム、教育旅行商品を紹介し、旅行商品の開発を支援した。	国土交通省と連携し、VISIT JAPAN Travel Martなどにおいて訪日外国人を対象としたグリーン・ツーリズム、教育旅行商品を紹介し、旅行商品の開発を支援する。	○	国土交通省と連携して旅行商品の開発を支援する必要がある。	
			文部科学省	地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。					地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施した。	地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施する。	○	文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
107		文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の観光振興の取組を支援する。 (短期)	国土交通省	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の観光振興の取組を支援。					地域の伝統芸能といった、日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援した。	地域の伝統芸能といった、日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。	○	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
158	国際見本市の活性化と情報発信	国際見本市は、グローバルに情報発信する優れた場であるとともに、経済活性化につながるビジネス客を引き寄せる有効なツールである。そのため、各地の観光資源との相乗効果を高めながら、我が国で開催される国際見本市の活性化を支援する。(短期・中期)	経済産業省 国土交通省	国際見本市の誘致に関し、支援の在り方を検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。				・展示会産業の国際化を推進するために、展示会統計の基準を整備するとともに、展示会の活性化ビジョンをとりまとめた。 ・展示会統計に係る認証制度、人材育成及び受入体制の在り方等について研究した。	展示会統計に係る認証制度の導入、人材育成事業などを実施する。	○	検討結果を踏まえ、展示会統計に係る認証制度の導入、人材育成事業などを実施し、国際見本市の活性化を支援する必要がある。
				MICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Event/Exhibition）の開催・誘致に係る支援を実施。					日本のMICEブランドの強化を図るために、欧州、米国、アジアの各地域における見本市への出展を行った。また、日本にMICEを誘致するため、MICEの開催地決定に大きな影響力を持つキー会員の招請や、海外での誘致説明会、PRブース出展等を通じて直接の誘致活動を行う誘致主体者に対して支援を行った。さらに、日本で開催された国際会議や展示会に併催されている国際会議等への外国人参加者を増加するために、ゲストスピーカーの招請や、海外でのプロモーション活動への支援を行った。	2012年度についても海外プロモーション事業、MICE誘致・開催の推進のための取組を実施する。具体的には日本のMICEブランドの強化を図るため、海外見本市への出展や招請事業を通じて市場開拓を強化を図る。また、会議開催決定権者への働きかけなどの日本側主催者が行う誘致活動を支援する。	○	海外見本市への出展や招請事業を通じて市場開拓の強化を図るとともに、日本側主催者が行う誘致活動を支援する必要がある。
159	情報リーダー招へい	海外プレス、著名ブロガー、クリエーターを招き、クールジャパン人気を拡大する。(短期)	外務省 文部科学省 国土交通省 経済産業省	招へいプログラムの中に、クールジャパンに関係する取材先・訪問先を反映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				海外プレスの招へいの際に、先方の希望に応じ、クールジャパンに関係する取材先・訪問先を反映した。	海外プレスの招へいの際に、先方の希望に応じ、クールジャパンに関係する取材先・訪問先を反映する。	○	海外プレスの招へいの際に、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映し、海外プレスを通じた情報発信を支援する必要がある。
				外国人芸術家の国内潜在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。					・アーティスト・イン・レジデンス等に対して支援を行う文化芸術の海外発信拠点形成事業を、2011年度から開始し、2011年9月に27団体の採択を行った。 ・また、2012年度の公募について2012年2月以降に審査を行い、採択団体を決定した。	2012年度以降も文化芸術の海外発信拠点形成事業を引き続き実施し、アーティスト・イン・レジデンスなどを強力に支援する。	○	アーティスト・イン・レジデンスなどの国際文化交流事業を支援する必要がある。
				海外から旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、我が国の観光資源の魅力について理解を促進。					旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、日本の観光資源の魅力について理解を促進させ、情報発信を促すことにより、クールジャパン人気の拡大とともに訪日外客の誘致を推進した。	旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、日本の観光資源の魅力について理解の促進、クールジャパン人気の拡大を推進する。	○	観光資源の魅力について理解を促進させ情報発信を促す必要がある。
				海外から報道関係者やクリエーターを招へいし、我が国のクールジャパンの魅力について理解を促進。					「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外からクリエーターを招聘した。クール・ジャパンへの理解を深めるとともに、海外メディアを通じた情報発信を実施した。	「CREATIVE TOKYO」フォーラムの継続開催とあわせて、他省庁とも連携した海外メディア招致を実施する。	○	事業を実施し、海外メディアを招致し海外メディアを通じた情報発信を行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
160	地理的表示保護制度の導入検討	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論を得る。(短期)	農林水産省 経済産業省	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論。					・2011年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する」旨位置付けた。 ・さらに、2011年12月に決定された基本方針・行動計画に関する取組方針において、「地理的表示の保護制度については、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう検討する。 ・具体的な制度設計については、国内状況及び他国における類似制度の運用実態を踏まえつつ検討する。	農林水産省と意見交換を実施した。	農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保する。	○	地理的表示の保護制度の検討を進め、農林水産物・食品についてブランドイメージの保護、その輸出促進を図る必要がある。
				農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するために協力。							○	農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
161	ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称））の参加促進	ブランドの価値を国際的に守るために、アジアをはじめとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。 (短期・中期)	外務省 経済産業省 文部科学省 総務省 法務省 財務省	署名及び締結に向けた作業を推進。	関係府省と連携しつつ、二国間協議を含む様々な交渉を通じて対象国の理解を深め、世界レベルで保護の輪を拡大。					<ul style="list-style-type: none"> ・ACTAは2011年5月1日より署名のために開放され、2011年10月には東京において署名式を開催し、我が国を含む8箇国が署名を行った。また、2012年1月には、EU及び加盟22箇国が署名を行った。 ・日ASEAN行動計画においてACTAについて言及した。 ・アジア諸国に対して、ACTAの概要を説明するなど、協定への参加を促すべく働きかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 締結に向けた作業を進めるとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用してACTAの概要の説明を行うなど、アジアをはじめとする諸外国に対して協定への参加を促していく。 	○	締結に向けた作業を進めるとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用してACTAの概要の説明を行うなど、アジアをはじめとする諸外国に対して協定への参加を促していく。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
162	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	文化資源・観光資源・情報通信基盤の速やかな復旧を図る。(短期)	総務省	被災地域における携帯電話基地局、テレビジョン放送中継局、ケーブルテレビ放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設をはじめとする情報通信基盤の速やかな復旧を図り、情報格差の是正を支援。					・被災地域における携帯電話基地局の復旧率は約98%であり、通話エリアについては原発周辺等一部地域を除き復旧した。 ・テレビジョン放送中継局（デジタル）について、岩手県3箇所・福島県3箇所は補助事業により復旧した。福島県1箇所については、補助事業により復旧中である。（なお、全ての箇所において放送は継続中である。） ・東日本大震災で被災した地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援として、情報通信基盤災害復旧事業費補助金を創設し、交付。	地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援を実施する。	○	地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援を実施する必要がある。
			文部科学省	被災地域や周辺地域の伝統芸能を含む文化財、文化施設、社会教育施設をはじめとする文化資源・観光資源の速やかな復旧を図り、その活用を支援。					・公立社会教育施設（公立社会体育施設、公立文化施設を含む）の災害復旧については、激甚法に基づき事業費の3分の2を国庫補助し、残りの3分の1についても震災復興特別交付税で措置することとし、被害状況を踏まえた必要な予算額を2011年度第1次補正予算及び第3次補正予算に計上した。 ・国指定等文化財の災害復旧については、災害復旧補助率加算により通常の修理事業の補助率を嵩上げして国庫補助を行うこととし、2011年度第3次補正予算に所要の金額を計上した。	・公立社会教育施設の速やかな復旧に向けて必要な取組を実施する。 ・国指定等文化財の速やかな復旧に向けて必要な取組を実施する。	○	公立社会教育施設および国指定文化財の復旧に向けて必要な取組を実施する必要がある。
		被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望も踏まえて当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。(短期・中期)	国土交通省						被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組や、当省所管の財団法人日本レゴナルトラストが実施する「東日本大震災・自然・文化遺産復興支援プロジェクト」への協力・支援を実施した。	必要に応じて、被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組を支援する。	○	必要に応じて、被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組を支援する必要がある。
			総務省						テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、日本と海外双方バランスの取れた視点を踏まえた正確な情報を海外に向けて発信した。	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、必要な事業を実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に間にし、復興に資するよう配慮する必要がある。
			文部科学省						・2011年9月の文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択にあたり、被災地を拠点とする団体の活動に対し配慮した。 ・2012年2月以降に実施する2012年度文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択にあたり、被災地を拠点とする団体の活動に対して配慮した。	2012年度以降においても文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択にあたり、被災地を拠点とする団体に対して配慮を行うほか、2012年度の「東アジア共生会議」を被災地で開催する。	○	海外発信拠点形成事業の採択にあたり、被災地を拠点とする団体の要望を踏まえ、復興に資するよう配慮する必要がある。
			農林水産省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策に間にし、復興に資するよう配慮して実施。					補正予算を確保し、復興に資するよう配慮して実施した。	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策に間にし、復興に資するよう配慮して実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に間にし、復興に資するよう配慮して実施する必要がある。
			経済産業省						・クリエイター等を活用した、被災地復興支援のためのプロジェクトを実施し、東北復興のためのネットワーク整備を推進した。 ・被災地の伝産品を都内でも展示し、商談を実施した。	被災地の伝統工芸を活用した海外展開プロジェクトの支援を実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に間にし、復興に資するよう配慮して実施するとともに、伝統工芸を活用した海外展開プロジェクトを支援する必要がある。
			国土交通省						被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行なう取組の支援や、クールジャパンに係る情報発信などを実施した。	被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行なう取組の支援や、クールジャパンに係る情報発信などを実施する。	○	被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行なう取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
164	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施する。 (短期)	経済産業省	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施。					2011年度1～4次補正予算を活用し、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援、支援専門家派遣等を行った。	2012年度予算を活かし、引き続き、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援に万全を期す。	○	2012年度においても、中小企業の資金繰り支援や中小企業のグループに対する復旧・整備支援を実施する必要がある。
165		権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。 (短期)	文部科学省	被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を支援。					図書館、出版社、NPO等と連携し、被災地へ本を送るプロジェクトに協力した。被災地の避難所等を回り、図書の寄贈、読み聞かせ等を行う日本図書館協会の「図書館支援隊」の取組に協力した。	被災地域に対する各公共図書館の取組を奨励する。	○	被災地域に対する公共図書館の取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		2013年度	中 期 2014年度	長 期 2015~2019年度	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度				2011年末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
166	ケールジャパンに 関する諸外国の 規制の緩和・撤 廃	アジア市場をはじめとする諸 外国におけるコンテンツや食 に関する規制の緩和・撤 廃を強く働きかけ、実現する。 (短期・中期)	外務省	二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。また、これまでの要請事項(映画や放送番組規制)に関する相手国の対策状況をフォローし、状況を踏まえ、トップ外交を展開。また、関係府省と連携し、民間交流を通じて相手国の民間側からの緩和の機運を醸成。	要請した事 項の規制緩 和を実現。				・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	相手国の対応状況をフォローリーつ、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	○	規制の緩和・撤廃の実現に向けて、様々な機会を利用して、相手国への働きかけを強化していく必要がある。
				「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じて、関係国に対して規制の緩和・撤廃を働きかけ。					・中国に対し「日中映像交流事業(『映画、テレビ週間』「アニメ・フェスティバル」)を通じて、日中両国の異なる産業協力推進のため、規制緩和の緩和・撤廃を働きかけた。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、海外のコンテンツ市場の実情把握を促進した。	アジア・コンテンツ・ビジネスサミット、日中韓文化コンテンツ産業フォーラムといった取組を通じ、規制緩和の働きかけとともに、我が国のコンテンツの流通を促進する。	○	
			総務省	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、規制緩和を働きかけ。日中映像交流事業をはじめとした事業を通じて、民間交流を深めることにより、相手国の民間側からの規制緩和への機運を醸成。					・日中映像交流事業において、2011年9月にNHKとCCTV(中国中央電視台)との間で番組交流の支援を行った。 ・二国間協議の開催に向けて、関係府省と協力・連携して著作権侵害への対策強化の働きかけの準備を行った。	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し規制緩和を働きかけるとともに、民間交流を促進する。	○	
			文部科学省	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、関係府省と対応方針を協議しつつ、文化交流にあたっての規制緩和に取組。					2011年6月に中国(北京・上海)で開催された日中映像交流事業において、日本の映画、アニメの上映を行った(ほか、同年の12月に実施した日中韓文化大臣フォーラム事務レベル会合において、三国の文化交流の一層の発展に向けて話し合いを行なった)。規制緩和に向けて日本文化の理解の促進を図った。	2012年に実施予定である第4回日中韓文化大臣フォーラムをはじめとした大臣会合などハイレベルの場を通じて三国の文化交流の一層の発展に向けて話し合いを行うほか、諸外国で実施される文化関連事業において日本のコンテンツの紹介を行うなど、規制緩和に向けて、日本文化の理解の促進に努める。	○	
		マレーシア政府機関と連携し、食品企業のハラル及びハラル認証制度(注)の理解を深めるための研修会を開催。 (注)ハラル認証制度:イスラム教義に従った食品の規格の管理を行う制度。	農林水産省	マレーシア政府機関と連携し、食品企業のハラル及びハラル認証制度(注)の理解を深めるための研修会を開催。 (注)ハラル認証制度:イスラム教義に従った食品の規格の管理を行う制度。					マレーシア・ハラル産業開発公社(HDC)と連携し、食品企業に対してハラル及びハラル認証制度に関する研修会を開催した。(2011年11月22, 24日 東京、大阪)	我が国の食品産業が、東アジア各国への海外投資・事業展開をする上で必要となる情報の収集整理・提供を実施する。	○	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各國に普及啓発・研修を実施する。 各國の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れを実施。 東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる歐州植物品種庁の取組を調査。
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各國に普及啓発・研修を実施。 各國の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れを実施。 東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる歐州植物品種庁の取組を調査。					・インドネシアにて第4回フォーラム会合を実施した。 ・植物品種保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受入れた。 ・歐州植物品種保護庁(CPVO)調査のための検討会を実施した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイへ派遣した。 ・海外の局級職員を受入れ、植物品種保護に関するセミナーを実施した。 ・審査に関する高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・歐州植物品種保護庁(CPVO)調査を実施した。 上記取組を実施した結果、東アジア地域における植物品種保護制度についての普及啓発、審査に関する技術面の向上等が図られた。また、CPVOの設立経緯等が判明した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイ・インドネシア・シンガポールへ派遣した。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・審査に関する高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・タイにて第5回フォーラム会合事前協議を実施した。 上記取組を実施した結果、東アジア地域における植物品種保護制度についての普及啓発、審査に関する技術面の向上が図った。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各國に普及啓発・研修を実施する。 各國の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れを実施する。 東アジア品種保護庁設立を視野に、昨年にそのモデルとなる歐州植物品種庁の取組を調査する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
167	在外公館によるクールジャパンの支援強化	現地ニーズを踏まえた海外展開を促進するため、重点国・都市を選定し、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携する「クールジャパン支援タスクフォース(仮称)」を創設する。また、クールジャパンに関する民間の海外での活動の際に、在外公館を中心として、施設の提供や大使をはじめとする外交的なプレゼンスや現地ネットワークを活用した支援を行う。(短期)	外務省	重点国・都市において、在外公館を中心にタスクフォースを立ち上げ、各地でのクールジャパン展開を強化。	タスクフォースを核とした海外諸国でのネットワーク展開・拡大を推進。			11か国13都市(ソウル、上海、香港、シンガポール、ニューデリー、ハノイ、サンパウロ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、パリ、バンコク、ジャカルタ)においてクールジャパン支援現地タスクフォースを立ち上げ。順次会合を実施した。	同タスクフォースを活用して、在外公館を中心に関係者間の情報共有や具体的な事業の実施における連携を推進する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースを活用して、在外公館を中心に関係者間の情報共有や具体的な事業の実施における連携を推進し、クールジャパン展開を強化する必要がある。	
			経済産業省	タスクフォースへの日本貿易振興機構(JETRO)や現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				ムンバイ、シンガポール及びインドネシアにおける現地タスクフォースへの民間企業の参加を呼びかけた。	関係府省と連携しつつ、引き続き、各国でタスクフォースへのJETROや現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへのJETROや現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。	
			農林水産省	日系食品企業の情報共有を目的として設立された「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、シンガポール、バンコク)の参加メンバー企業にタスクフォースへの参画を呼びかけ。また、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				上海、シンガポールの「食品産業海外連絡協議会」において、日系食品企業に対し、タスクフォースへの参画を呼びかけ、在外公館の活用を支援した。	「食品産業海外連絡協議会」において、日系食品企業に対し、タスクフォースへの参画を呼びかけ、在外公館の活用を支援する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへの日系食品企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。	
			国土交通省	タスクフォースへの国際観光振興機構(JNTO)の参画を促すとともに、観光PRにあたって民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				タスクフォース立ち上げに伴い、観光PR連携の立場で、JNTO現地事務所が参画した。	JNTO現地事務所の立地におけるタスクフォース立ち上げについて、JNTOの参画を促す。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへのJNTOの参画を促すとともに、観光PRにあたって民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。	
168	クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成	東アジア諸国の文化人・芸術家が一堂に会する会議を日本において開催し、人的ネットワークを構築することにより東アジア諸国の文化交流を促進することを通じ、クールジャパンの発信のための基盤を強化する。(短期)	文部科学省	東アジア文化芸術会議を2011年に日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			2011年12月に東アジア共生会議2011(東アジア文化芸術会議)を東京で実施した。	2012年度においては、東アジア共生会議の実施に係る予算を拡充し、人的ネットワークを構築及び東アジア諸国の文化交流を一層促進する。	○	事業を実施し、人的ネットワークの構築および東アジア諸国の文化交流を促進する必要がある。	
169		農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。(短期)	農林水産省	中国向け精米の輸出のためのくん蒸倉庫及び精米工場の条件整備への支援。	条件整備された施設を通じた中国向け精米の輸出。			11か所の精米工場及び、25か所のくん蒸倉庫に対して支援した。	精米工場及びくん蒸倉庫へ支援する。	○	精米工場及びくん蒸倉庫への支援を行うとともに、中国向け精米の輸出を促進する必要がある。	
170	クールジャパンに関する拠点の整備	日本をアジアや世界におけるクリエイティブ分野の中核的な発信地とするため、首都東京のブランドの再確立や地域におけるクリエイティブ拠点の整備を推進する。(中期)	経済産業省	拠点の整備のための基本指針を策定するとともに、同指針を関係者に提示しつつ、アイデアを公募。	拠点を決定の上、重点的に支援。			・有識者による研究会を開催し、拠点整備に向けた指針を策定した。 ・産官学が連携し、春秋に東京のクリエイティブ・イベントを一体的に発信する取り組みを実施し、まちをあげて東京ブランドの回復を推進した。	・拠点整備に向けた指針を踏まえ、支援策を検討する。 ・より多くの事業者等の参画の下、東京のクリエイティブ・イベントを一挙に発信する取り組みや新たな連携イベントを促進する。	○	拠点整備に向けた指針を踏まえ、クリエイティブ拠点の整備を推進する必要がある。	
171	プロフェッショナル人財の育成	プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。(短期)	経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、2010年度委託事業で作成した「プロデューサーカリキュラム」を活用したセミナーの開催、関係府省と連携し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、事業者の集まりとエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流を促進。				映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援を行い、カリキュラムを活用したセミナー開催等により、人材の育成を図るとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者の交流の場を設けることで、国際的なビジネスへの対応を強化を図る。	映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援を行い、カリキュラムを活用したセミナー開催等により、人材の育成を図るとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者との交流の場を設けることで、国際的なビジネスへの対応を強化を図る。	○	映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援するとともに、プロデューサーを対象とするトレーニングを進める必要がある。	
			文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進プロデューサーの海外派遣を実施。また、コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力。				2011年度研修生の派遣を実施し、海外における実践的な研修機会を提供するとともに、2012年度の研修生の選考を実施した。 エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの会員と情報交換を行ふとともに、事業者の要望を把握した。引き続き選考を実施し、2011年度内に研修生を内定した。	新進芸術家海外研修制度を継続して実施し、新進プロデューサーの育成に取り組む。 コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力する。	○	新進プロデューサーの育成に関する取組を充実を促進するとともに、コンテンツ事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
172	若手クリエーターの育成	若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人財育成を推進する。(短期)	文部科学省	制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。					・若手アニメーターが制作スタッフとして参加する作品を決定し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における作品の制作を実施し、作品の発表機会を提供した。	実際のアニメーション制作現場における若手アニメーターの人材育成のための取組を継続する。	○	若手アニメーターによる作品の発表機会の充実を図る必要がある。
173		コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、社会人が学びやすい学習体系の導入も含め、実践的な職業能力を育成する学習システムを構築する。(短期)	文部科学省	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。					2011年11月より事業を開始した。(成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業)	2011年度の取組を踏まえ、職業実践的な教育の質の向上・保証の仕組みや、社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発・実証や取組の評価を行う。	○	新たに開発されたカリキュラムの普及を図る必要がある。
174		若手を含め、海外クリエーターの招へいを通じ、クリエーターの国際交流を促進する。また、日本各地に、海外クリエーターの創作活動の拠点(アーティスト・イン・レジデンス)を形成する。(短期)	文部科学省	メディア芸術に関する海外の優秀な若手クリエーターの招へいを実施し、人材交流や人材育成を促進。外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。					・海外の優秀な若手クリエーターを招へいし、作品制作、上映会の開催や人材交流を行った。	・2012年度予算案において、海外の優秀な若手クリエーターの招へいを実施し、人材交流や人材育成を促進する。	○	アーティスト・イン・レジデンスの成果の普及を図る必要がある。
175	クリエーターの裾野拡大	コンテンツ分野のクリエーターによる学校訪問の機会を拡充し、児童生徒の頃から様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や様々な作品の真の価値を見極める能力を涵養するとともに、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育(情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育)を充実する。(短期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」といった施策により、学校にクリエーターを派遣し、子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供し、学校教育におけるコミュニケーション教育活動を推進するとともに、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事対象とした説明会を2011年7月に、また、協議会を2011年11月に実施した。					・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、希望のあった小中学校等に芸術家を派遣し、講話や実技披露、実技指導を実施することにより、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会を充実させた。 ・また、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事対象とした説明会を2011年7月に、また、協議会を2011年11月に実施した。	・学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会の充実に取り組む。 ・また、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象とした協議会を実施する。	○	より多くの子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、予算の効率的な執行を図る必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2010」からの施策												
176	海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ製作への投資を促すため、投入股された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	コンテンツファンドを早急に立ち上げ、運用を開始するとともに、資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライツを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。			国内のコンテンツを海外に展開し、収益を獲得することを目的とする、「(株)All Nippon Entertainment Works」が、株式会社産業革新機構からの100%出資により、設立された。	国内のコンテンツをグローバル市場向けにリメイクする際の、企画開発段階について支援を行い、グローバル市場から本格的な収益を獲得する革新的成功事例を創出する。	△	コンテンツ事業者の意見も取り入れながら、事業の本格的展開を図る必要がある。	
			総務省	コンテンツ製作・発信の資金を供給する仕組みの在り方について調査した結果を基に、民間資金による自律的・持続的なコンテンツ製作・発信の活発化のために必要な人材確保・育成のための環境の整備策を検討。	左記検討結果に基づき、必要な施策を順次実施。			東京TVフォーラムにおけるピッチングセッションなどを通じた国際共同製作の機会の創出により、民間資金による自律的・持続的なコンテンツ製作・発信に必要な人材育成の取組を実施する。	ファンドの整備状況を踏まえつつ、民間資金による人材育成の取組を実施する。	△	民間資金による人材確保・育成のための取組を継続する必要がある。	
177	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	中国に新たに設置した拠点を通じて、アジア地域におけるコンテンツ交流や海外展開の支援強化を図るために支援を実施。			2011年12月に行われたアジア・コンテンツ・ビジネスサミットでは、シンガポールよりアジア地域におけるコンテンツ流通の専門チャネルが有効と判断された場合、各関連業界・企業に広くご案内し、実際のビジネス促進につながる提案を実施する。	アジア・コンテンツ・ビジネスサミットで提案されたコンテンツ流通の専門チャネルが有効と判断された場合、各関連業界・企業に広くご案内し、実際のビジネス促進につながる提案を実施する。	○	中国に新たに設置された拠点の更なる活用を図る必要がある。		
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより、国際共同製作の機会の創出により我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した。	左記結果を踏まえ、今後の国際共同製作の在り方にに関する調査を行う。	○	国際共同製作の在り方にに関するちゅうさ結果を踏まえた施策を策定する必要がある。		
178	国際共同製作促進の支援(短期・中期)	国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	2011年度より新たに創設された、文化芸術振興費補助金(文化庁)における国際共同製作支援枠に関して、文化庁と協力し、適切に運用。また、その他のインセンティブの方策について検討。	支援案件を積み重ねることにより、我が国における共同製作支援制度としての定着を図る。また、検討結果を踏まえ、その他のインセンティブについて必要な措置を実施。		・2011年度に、公益財団法人ユニジャパンと連携し、文化芸術振興費補助金(国際共同製作)の申請時の要件となっている共同製作認定について、3作品を認定した。それを受け、文化庁は2011年度は5作品の支援を決定した。 ・コンテンツ特区の創設に向けた支援を行うと共に、その他インセンティブについての検討を進めた。	・国際共同製作支援の定着に向けて、共同製作認定における条件の見直しも含め検証・検討を行う。 ・コンテンツ特区の創設に向けた支援を行うと共に、その他インセンティブについての検討を進める。	○	国際共同製作の促進のため、共同製作認定における条件の見直しも含め検証・検討の上、適切な措置を講じる。		
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		海外の放送局との映像コンテンツの共同製作の機会の創出により、我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した(2013年1月頃までに放送予定)。	左記事業の結果を踏まえ、今後の国際共同製作の在り方にに関する調査を行い結論を得る。	○	海外の放送局との映像コンテンツの共同製作事業を着実に実行するとともに、支援を行っていくことが必要である。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
179	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	国内フィルムコミッションや関係府省と連携し、地域のニーズに照らし合わせつつ、海外映画の受入れ体制強化を促進するための方策を検討。	左記の検討結果に基づき、必要に応じて、国内フィルムコミッションや関係府省と連携し施策を実施。				経済産業局と連携し、国内フィルムコミッションの会合等に参加し、ロケ誘致に係る地域別のニーズについて調査した。 関係府省と連携し、受け入れ体制強化の方策は、2011年12月に指定されたコンテンツ特区の国と地方の協議会の内容を踏まえて検討した。	左記の検討結果をふまえ、海外映画の受入れ体制強化を促進するための施策を、国内フィルムコミッションや関係府省と連携して検討を実施する。	○	海外からの映画撮影受け入れ促進のため、特区が実効的あるものとなるよう、特区の主体自治体を支援する必要がある。	
			警察庁	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。	経済産業省の施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。				・2011年7月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人「ジャパン・フィルムコミッション」が開催する研修会に講師として職員を派遣、道路使用許可等に関して、必要な情報提供を実施した。 ・道路使用許可に関する各種照会に対し対応した。	・経済産業省と連携し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施する。	○	総合特区の取組について支援する必要がある。	
			国土交通省	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、劇用車(映画用の特殊車両)を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	経済産業省の施策に必要な協力を実施。				劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供を実施した。	劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施する。	○	総合特区の取組について支援する必要がある。	
180	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	民間の取組の動向を把握し、政策要望に応じた支援を実施。					民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要な様々な要素の検証と課題の抽出を行った。	コンテンツ配信プラットフォームのビジネスモデルの構築に向けて必要な環境整備を実施する。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、コンテンツ配信プラットフォームの構築に向けて必要な環境整備に取り組む必要がある。	
181	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。				国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した。	左記結果を踏まえ、今後の国際共同製作の在り方に関する調査等を行う。	○	地域の放送局や番組制作会社と海外放送局との共同制作を支援する必要がある。	
			国土交通省	観光に資する映像制作を支援。					地域で制作された映像について、海外旅行博覧会で活用するなど、放映機会提供することにより、観光促進も含めた支援を実施した。	地域で制作された映像の活用を図る。	○	地域で制作された映像コンテンツについて、放送機会を提供し観光促進を支援する必要がある。	
			経済産業省	2010年度に作成した「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図ることにより、全国各地で地域資源を活用した映像制作による人材育成および地域振興の取組が進むように支援。					各経済産業局と連携し、2010年度に作成した「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図った。	「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図り、全国各地で地域資源を活用した映像制作による人材育成および地域振興の取組が進むように支援した。	○	地域支援を活用した映像制作による人材育成及び地域振興の取組を支援する必要がある。	
182	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率が高まるようNHKとしての取組を促進。					基幹放送普及と計画の改正により、2011年4月以降、NHKのBSデジタル放送における外部委託番組等の比率に係る規定を適用し、NHKにおけるこれらの取組を促進した。	NHKにおける外部委託の促進を働きかける。	○	NHKによる外部委託についての働きかけを継続する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
183	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	文部科学省	「グローバルCOEプログラム」の大学におけるCOE形成支援について、在り方を検討。							「グローバルCOEプログラム」において、早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」、立命館大学「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」について支援を実施した。	「グローバルCOEプログラム」において支援した早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」、立命館大学「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」について、取組の評価を行う。	○	グローバルCOEプログラムの成果の公表を通じて、同様の取組の普及を図る必要がある。
				メディア芸術に関する情報収集・発信や国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点となる「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築を推進。						・国内外の関連施設、大学等の高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携を強化するため、各分野ごとに設置する会議において、関係者間の意思形成を図るとともに、連携を促進する事業や調査研究を実施した。 ・連携事業や調査研究を取りまとめるとともに、今年度の取組を総括する分野ごとの会議を開催した。	2012年度においても、メディア芸術情報拠点・コンソーシアムの構築を推進するための事業を実施する。	○	メディア芸術情報拠点・コンソーシアムの構築のための予算を確保し、その事業の充実を図る必要がある。
				コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムにより整備された新たな学習システムの推進。				・2011年11月から成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業を開始。 ・効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発などを検討した。	2011年度の取組を踏まえ、職業実践的な教育の質の向上・保証の仕組みや、社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発・実証や取組の評価を行う。	○	開発されたカリキュラムの普及を図る必要がある。	
				経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果を教育者向けワークショップで普及。				2010年度のアニメ人材育成事業で策定したカリキュラム及び教材を用いて「教育者向けワークショップ」を実施した。	教育者向けのワークショップにより、アニメ人材育成事業の成果の普及を促進する。	○	策定されたカリキュラムの普及を図る必要がある。	
		総務省	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について引き続き検討し、結論。		左記検討を基に、次世代映像コンテンツ製作技術の大学への展開支援。				国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究によるコンテンツの海外展開支援を通じて、次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討した。	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。	△	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について結論を得る。	
				文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進のクリエーター、プロデューサーの海外派遣を実施。				2011年度研修生の派遣を実施し、海外における実践的な研修機会を提供するとともに、2012年度の研修生の選考を実施し、2011年度内に研修生を内定した。	2012年度予算成立後、2012年度研修員の決定及び派遣を実施する。研修などの支援を充実する。	○	新進のクリエーター、プロデューサーの海外派遣を継続し、人材育成や海外とのネットワークの構築を支援する必要がある。	
184	海外のクリエーターとのネットワーク構築(短期)	経済産業省	世界に通用するクリエーター・プロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。						映画・映像製作関連の教育機関への留学支援を実施。 共同製作や企画開発などプロデューサーを対象とするトレーニング(セミナー)を開催した。	教育機関への留学支援や国際マーケットを活用した国際的なクリエーター・プロデューサーを育成し、海外ネットワークを構築。	○	知財関連の知識を有するプロデューサーの育成も視野に入れる必要がある。	
												○	国際共同製作の機会拡充を図る必要がある。
		総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、国際共同制作を通じた人材育成を実施。						国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより、海外の放送局とのネットワークを構築し、国際共同製作を通じた人材育成を支援する。	前年度の事業成果を踏まえ、国際共同製作の機会を創出により国際共同製作を通じた人材育成を支援する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期		進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
185	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えは制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果をワークショップで普及。						2010年度のアニメ人材育成事業で策定したカリキュラム及び教材を用いて「教育者向けワークショップ」を実施した。	教育者向けのワークショップ等により、アニメ人材育成事業の成果の普及を促進する。	○	ワークショップの拡充を図る必要がある。
			総務省	国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより、海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウの蓄積・共有を推進。						前年度の事業成果を踏まえ、国際共同製作の機会の創出により海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウの蓄積・共有を支援する。	○	海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウを普及する必要がある。	
186	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	関係業界からのニーズを踏まえ、受入れ促進のために関係府省と協議を推進。	受入れ促進のための制度整備を推進。					関係業界からのニーズを踏まえ、シンガポール政府と、人材育成、専門家交流を含めたクリエイティブ産業協力の枠組みを構築した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、推進する。	○	シンガポールとの枠組みを活用して人材交流を促進する。
187	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエーターを発掘する。	経済産業省	世界で通用する国内映画祭を活用し、優秀な若手クリエーターを発掘。また、発掘した若手クリエーターやその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供。						「ぴあフィルムフェスティバル(PFF)」の受賞者に対する短編映像製作の支援を行い、発掘した若手クリエーターやその作品を東京国際映画祭での上映機会を提供した。TIFFCOM2011(東京国際映画祭併設マーケット)において、「企画マーケット」として国内外の事業展開を想定しているクリエーター・プロデューサーに企画提案・商談の機会を提供した。	若手クリエーターとその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供する。	○	若手クリエーターとその作品を紹介する国内外の機会を拓げていく必要がある。
			文部科学省	短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。						・映画製作に関するワークショップなどを実施し、育成対象とする若手映画作家を選考し、短編映画製作のための実地研修を実施した。	短編映画製作を通じ、優れた若手映画作家の育成を実施するため、2012年度においても実地研修を実施するとともに、作品の発表機会を提供する。	○	若手映画作家の育成のための予算を確保し、より多くの若手の参加を促す必要がある。